

南房総市地域防災計画

第 2 編 地震・津波編

第1章 総則

本章では、地震や津波による被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平成23年3月に発生した東日本大震災において、東北地方だけでなく千葉県においても津波による死者が出たこと等を鑑み、千葉県地域防災計画(令和2年度修正)に即し、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧・復興対策の基本について定め、防災対策に万全を期するための計画を定める。

第1節 地震・津波対策の基本的視点

■計画方針

令和2年度に修正された千葉県地域防災計画は、新たな地震被害想定調査の結果や熊本地震の教訓を踏まえるとともに、国による防災基本計画の修正や防災関係法令の改正などを反映させたものであるが、基本的な視点が次のとおり示されている。

■減災や多重防御の視点に重点を置き、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災対策であること。

最大クラスの地震・津波に対しては、海岸保全施設等のハード整備に依存した防災対策には限界があり、東日本大震災の巨大な津波では、千葉県においても、海岸保全施設に一定の減災効果が認められたものの、施設の機能を越えた越流等が発生し、多くの死者が発生した。

したがって、今後想定すべき巨大災害に対しては、減災の視点に重点を置き、住民の避難行動を軸とした、人命の安全を守る対策を最優先に実施していかなくてはならない。

そのためには、住民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体におけるソフト対策を講じることが不可欠である。

その上で、最大クラスの津波に対しても、多重防御の視点から、海岸保全施設や、防波堤や土手、保安林などを組み合わせ、ハード・ソフトを織り交ぜた、総合的な防災対策を推進することが重要である。

■東日本大震災をはじめとする過去の重大な災害の被害・対応・教訓等を踏まえた実効性の高い計画であること。

東日本大震災では、東北地方に甚大な被害をもたらしたが、千葉県においても、津波により、14名の死者、2名の行方不明者が出たほか、住家、漁港、保安林、海岸保全施設、河川施設、港湾施設、農地や農業用施設などにも大きな被害があった。

さらに、東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地において、広範囲に液状化が発生し、人的被害はほとんどなかったものの、住宅、橋梁・道路、河川施設、海岸保全施設、上下水道などのライフライン、学校、農業用施設などに被害があった。

一方、県、市町村、ライフライン事業者の震災の対応状況や、旭市・香取市の被災者の避難・避難所生活の状況等の検証を行い、様々な課題が浮かび上がったところであり、これらの被害や検証結果を踏まえた実効性の高い計画とすることが重要である。

■あらゆる可能性を配慮した最大クラスの地震・津波を前提とした計画であること。

中央防災会議は、東日本大震災を我が国の過去数百年の資料では確認できなかった大規模地震であり、過去の地震・津波を前提とした、従前の想定手法の限界を意味するものであったと報告している。

これらの結果を踏まえ、今後の地震・津波対策は、過去に発生した地震・津波像の全容が必ずしも風聞に解明されていない場合であっても、オーバーデザインとなることをおそれずに、あらゆる可能性を考慮して、最大クラスのものを想定することとする。

また、現在国において検討されている南海トラフの巨大地震や、これに伴う長周期地震動の影響等についても、十分考慮する必要がある。

なお、大規模な地震では、他の災害が併発することにより、被害が拡大するおそれがあることを踏まえ、これらを可能な限り事前に想定して、予防・応急対策を行うことも重要である。

第2節 想定地震と被害想定

■計画方針

千葉県が過去に大きな被害を受けたのは、元禄地震(1703 年)や大正関東地震(1923 年関東大震災)の相模トラフ沿いの大規模地震である。また、最近では千葉県東方沖地震(1987 年)や東北地方太平洋沖地震(2011 年)でも広域に被害が発生している。国の公表によると、大正関東地震(M7.9)や元禄関東地震(M8.2)などの相模トラフ沿いのマグニチュード 8 クラスの地震の発生間隔は 180 ～590 年、そのうち元禄関東地震相当またはそれ以上の大きな地震だけをとりだすと、その発生間隔は 2,300 年程度とされているが、南関東地域で今後 30 年以内にマグニチュード 7 程度の地震が発生する確率は 70%程度とされており、地震発生の高蓋然性が高い状況にある。

そのため、県では平成 19 年度及び平成 26・27 年度に近い将来(今後 100 年程度以内)千葉県に大きな影響を及ぼす可能性のあるマグニチュード 7 クラスの 4 つの地震を対象に阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験や最新の知見と技術力を用いて、地震被害想定調査を実施している。

1. 想定地震

千葉県では、「千葉県地震被害想定調査(平成 19 年度、平成 26・27 年度)」において、近い将来、千葉県に大きな影響があると考えられる以下の 4 つの地震について、季節、時刻及び風速を複数のケースを設定しその被害想定を行っており、本計画においてもこの想定を前提として計画の策定を行う。

防災基本計画では、「国及び地方公共団体は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含め、様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進するものとする。」とされている。また、国の中央防災会議において、南海トラフ巨大地震や首都直下地震の新たな被害想定が公表されたところであり、県においても、最新の知見を反映させた地震被害想定調査を実施することとされており、適宜見直しを実施するものとする。

表一千葉県地域防災計画における想定地震

想定地震名	マグニチュード	震源の深さ	地震のタイプ
千葉県北西部直下地震	7.3	約 50 km	プレート内部
東京湾北部地震	7.3	約 28km	プレート境界
千葉県東方沖地震	6.8	約 43km	プレート内部
三浦半島断層群による地震	6.9	約 14km	活断層

出典)千葉県地域防災計画(令和 6 年度修正)

2. 被害の概要

国は、南関東地域直下で今後 30 年間に 70%の確率で発生するマグニチュード 7 程度の地震のタイプがフィリピン海プレート内であると公表し、首都機能に大きな影響を与える可能性がある地震、いわゆる首都直下地震による被害想定調査を行った（平成 25 年度公表）。

千葉県では、人口が集中し建物が密集する地域における地震として、千葉県北西部直下地震を想定し、その被害概要を中心に述べている。

(1) 想定地震

①震源域の位置

千葉県地域防災計画（令和 2 年度修正）では、千葉県に大きな被害をもたらすと考えられる地震について、以下の 4 つの想定がなされている。

表－想定地震

	マグニチュード	地震タイプ	概 要	備 考
千葉県北西部直下地震	7.3	市川市から千葉市直下の M7 クラス想定地震	首都直下地震は発生場所が特定されていないため新たに設定、フィリピン海プレート内の地震	東京湾北部地震、千葉県東方沖地震とは震源位置やタイプが異なる。
東京湾北部地震	7.3	南関東直下の M7 クラスの地震	断層面の上端の深さ 17km・下端の深さ 33km、フィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界地震	首都直下地震（中央防災会議）と震源域は同じであるが、大きな揺れを発生させる領域が異なる。
千葉県東方沖地震	6.8		断層面の上面の深さ 29km・下端の深さ 48km、フィリピン海プレート内部の地震	1987 年（昭和 62 年）の千葉県東方沖地震と同じ
三浦半島断層群による地震	6.9	活断層による地震	断層面の上端の深さ 5km・下端の深さ 19km、三浦半島に位置する活断層	中央防災会議と同じ断層モデル

出典) 平成 19 年度千葉県地震被害想定調査報告書

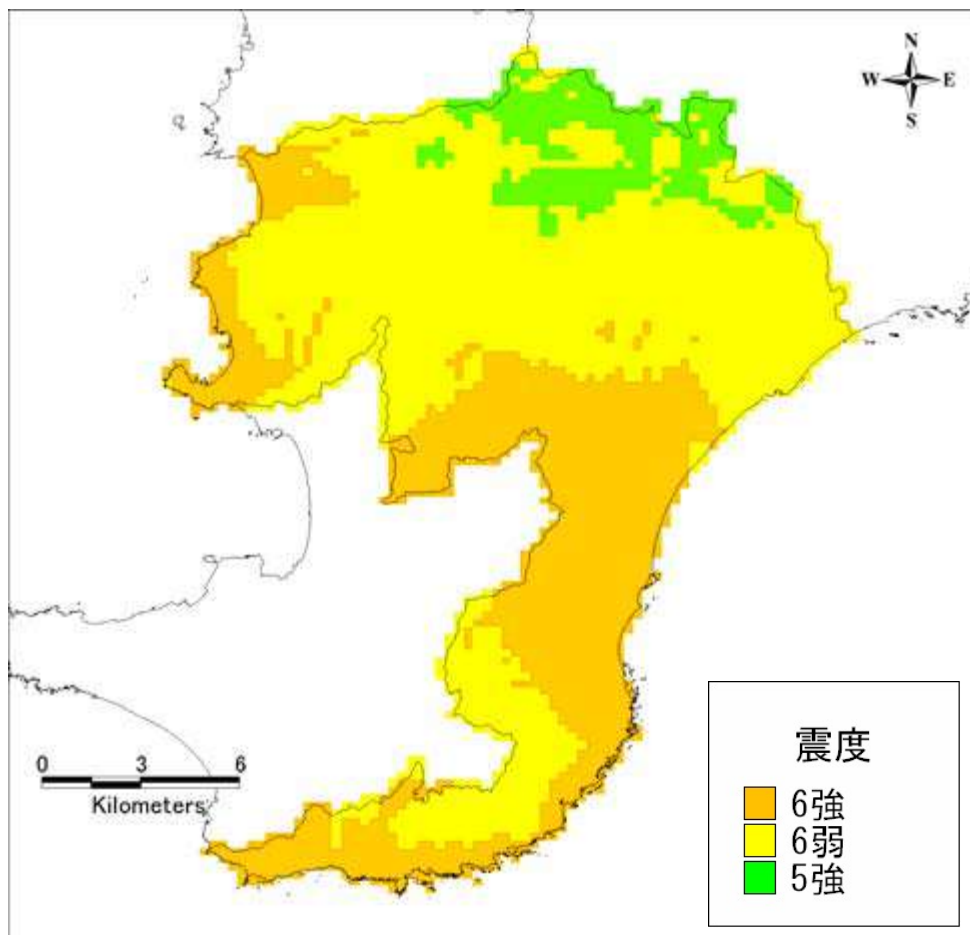
出典) 平成 26・27 年度千葉県地震被害想定調査報告書

図一 想定震源域



②想定震度

平成 19 年度千葉県地震被害想定調査報告書では、市町村別に地域防災対策用地震動の予測がなされており、本市域では、下図のように内房地区の沿岸部、外房地区等で最大震度 6 強の震度が予測されている。



予測手法：M7程度の地震が起きる可能性が高いと予測されているフィリピン海プレート上面に震源を想定。

震源の設定：地域防災対策用として、各市町村の役所の直下のフィリピン海プレート上面に震源を設定。

(2) 被害予測

同報告書では、地震に伴う被害についても示されており、主な被害予測を下記に整理する。

①建物被害と人的被害

建物被害については、想定される4つの地震において被害が最も大きいのは、揺れによる被害となっている。一方、人的被害については、早朝5時に発生した場合の負傷者が多い。

表一 建物被害

原因区分		揺れ	液状化	急傾斜地崩壊
千葉県北西部直下地震	全壊	10	5 未満	5 未満
	半壊	170	未算出	未算出
東京湾北部地震	全壊	168	12	39
	半壊	1,510	27	91
千葉県東方沖地震	全壊	0	2	1
	半壊	0	4	2
三浦半島断層群による地震	全壊	219	9	33
	半壊	1,647	20	76

出典) 平成19年度千葉県地震被害想定調査報告書

出典) 平成26・27年度千葉県地震被害想定調査報告書

表一 人的被害

原因区分	内訳	5 時	12 時	18 時
千葉県北西部直下地震	死者	未算出	未算出	5 未満
	負傷者 (重傷者)	未算出	未算出	5 未満
東京湾北部地震	死者	1	1	1
	負傷者 (重傷者)	132 (2)	109 (2)	114 (2)
千葉県東方沖地震	死者	0	0	0
	負傷者 (重傷者)	1	0	0
三浦半島断層群による地震	死者	1	1	1
	負傷者 (重傷者)	148 (3)	123 (2)	127 (2)

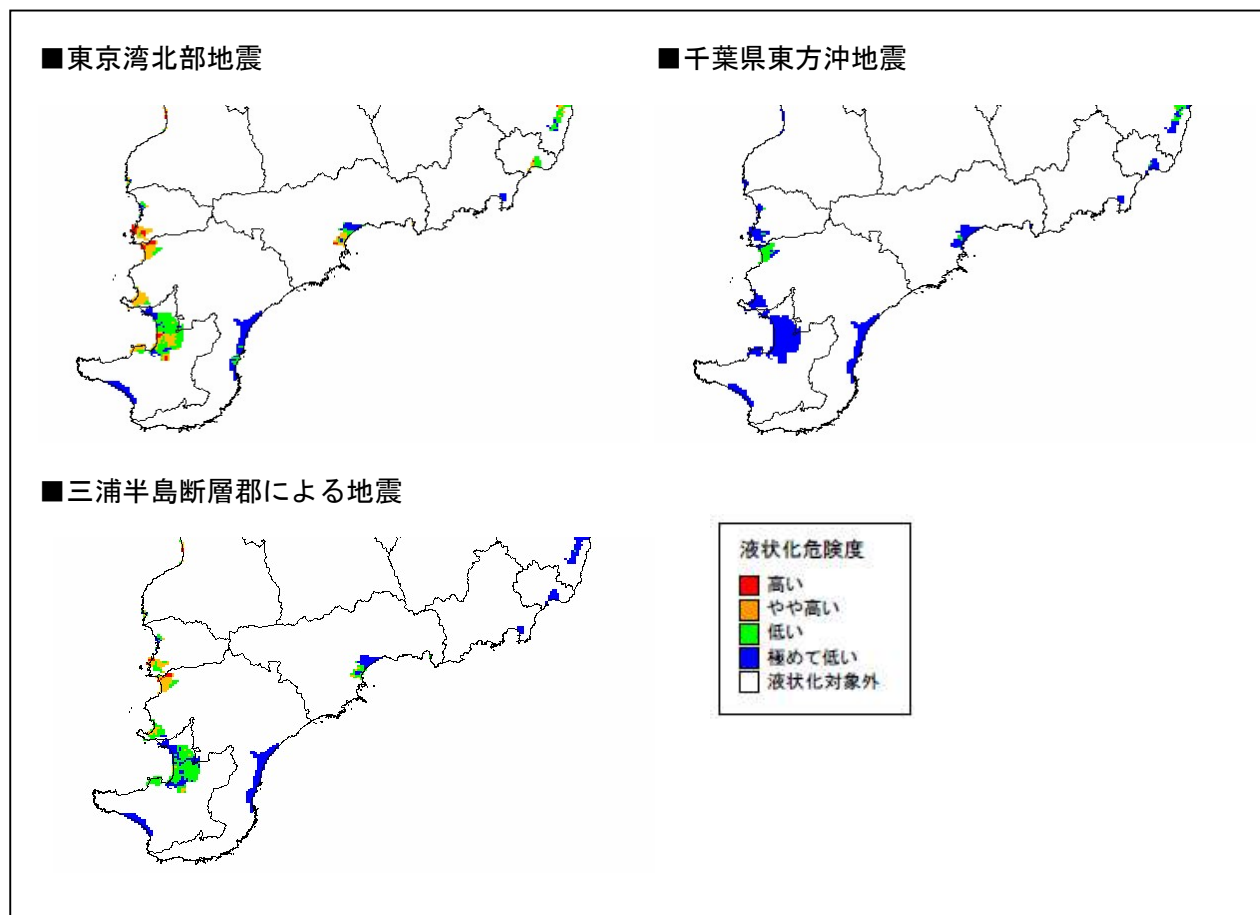
出典) 平成19年度千葉県地震被害想定調査報告書

出典) 平成26・27年度千葉県地震被害想定調査報告書

②液状化

液状化については、3つの地震についてそれぞれ想定が示されており、富浦、富山、千倉の沿岸部等で液状化被害の発生が予測されている。

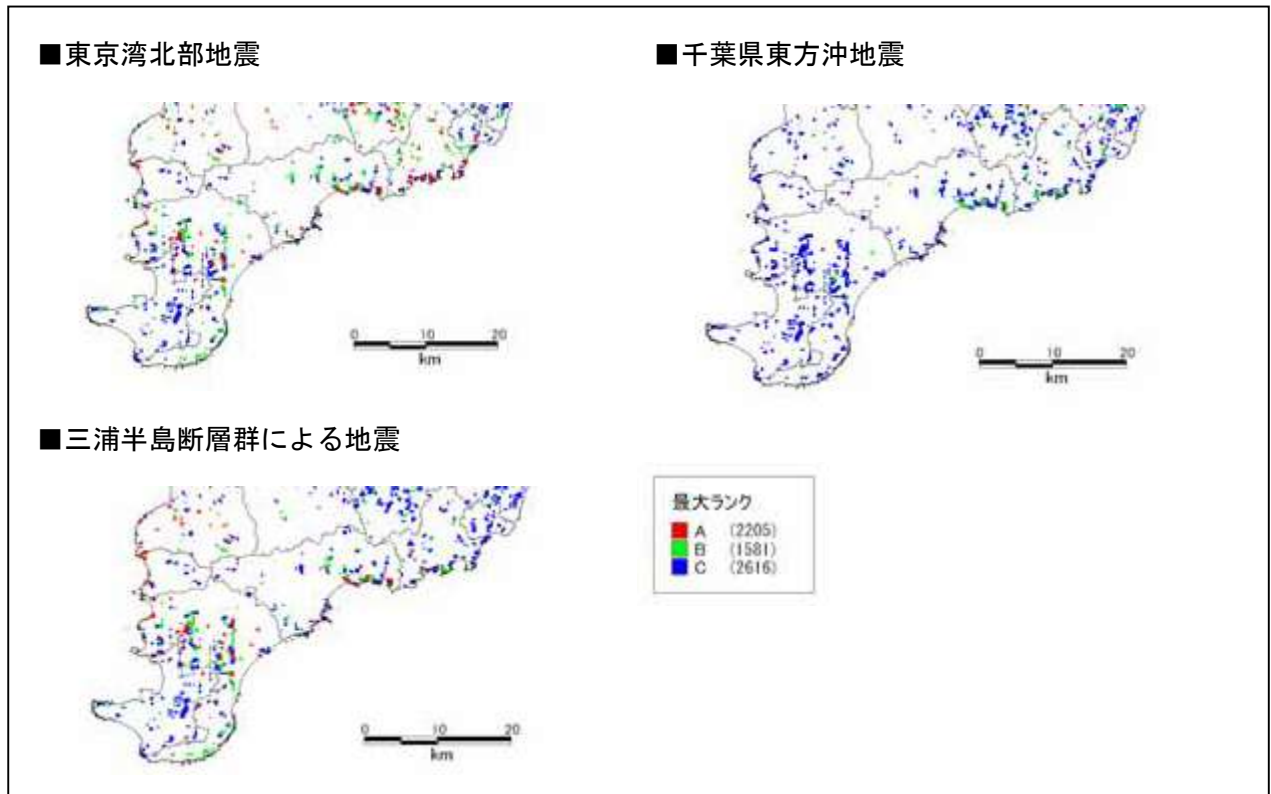
図ー液状化危険度(250mメッシュによる)



③急傾斜地崩壊危険度

急傾斜地崩壊危険度については、三芳地区、丸山地区等で危険度の高い箇所が多くなっている。

図一 地震時危険度ランク (250mメッシュ)



④その他の被害予測

表一 避難者数

原因区分	1 日後				4 日後			
	建物被害	断水	E V 停止	計	建物被害	断水	E V 停止	計
東京湾北部地震	1, 234	2, 085	16	3, 335	1, 234	625	15	1, 874
千葉県東方沖地震	5	0	1	6	5	0	0	5
三浦半島断層群による地震	1, 360	2, 180	17	3, 557	1, 360	654	15	2, 029

表一 帰宅困難者

原因区分	行先：県内	行先：東京都	行先：その他
東京湾北部地震	2, 836	172	180
千葉県東方沖地震	644	172	180
三浦半島断層群による地震	2, 836	172	180

第3節 津波被害

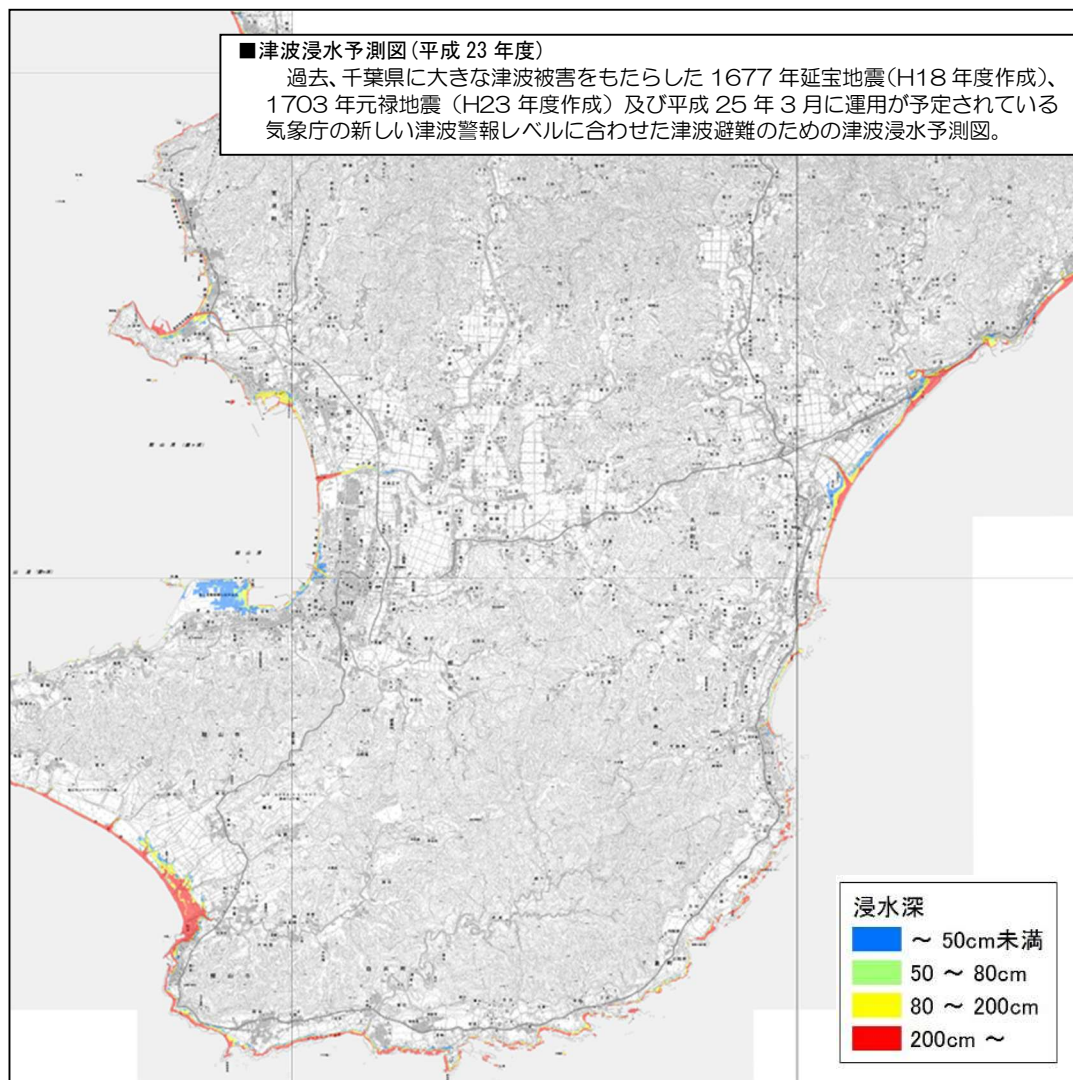
■計画方針

津波とは、地震などによる海底断層の変動等が原因で海面が盛り上がり、沿岸に盛り上がった波が押し寄せてくる現象である。千葉県地域防災計画(令和2年度修正)では、過去に千葉県で想定した延宝地震(1677年)の震源域のうち、東北地方太平洋沖地震で破壊されなかった領域を対象とした「房総半島東方沖日本海溝沿い地震」(M8.2)を想定し、津波による被害量を算出している。合わせて、平成23年度に千葉県が行っている津波浸水予測結果を示す。

1. 津波シミュレーション結果

元禄地震及び延宝地震は、ともにマグニチュード8クラスの地震で大規模な津波が発生したことにより、本県に甚大な津波被害をもたらしたとされている。堤防ありの津波シミュレーションでは銚子市で最大津波高8.8m、震源域に近い南房総市では影響開始時間約6分、最大波到達時間は約16分と最も早く予測されている。

2. 津波浸水予測図



出典) 千葉県津波浸水予測図(平成25年3月29日現在)

第4節 減災目標

■計画方針

千葉県では、体系的・計画的に地震防災対策の推進を図っていくため、減災目標を設定するとともに、その減災目標を達成するために実施すべき施策を盛り込んだ「千葉県地震防災戦略」（平成21年9月）を策定した。平成28年5月公表の新たな地震被害想定調査結果を基に減災目標や個別施策を見直し、平成29年度に改訂されている。

減災目標	・千葉県北西部直下地震における死者を約2,100人から約930人へ、経済被害額を約9兆6,500億円から約4兆1,000億円へ減らす。
計画期間	・平成29年度から平成38年度
戦略の主な施策と目標 (平成29年度戦略策定時点)	(1) 予防対策による減災 ○住宅及び特定建築物の耐震化の促進 耐震関連補助事業、耐震相談会の開催等により耐震化を促進する。 【目標】耐震化率：住宅84%→95%/特定建築物92%→95% ○橋梁の耐震化の推進 緊急輸送道路を中心に対策を進め、災害に強い道づくりに努める。 【目標】要対策7橋（補強5橋、架換2橋）の耐震化 ○消防学校・防災研修センターの整備 消防学校の移転改築にあたり、消防職・団員への教育・訓練機能の充実を図るとともに、自主防災組織等の研修施設として、防災研修センターを併せて整備する。 【目標】新たな消防学校・防災研修センターの整備 (2) 応急対策による減災 ○災害拠点病院の機能の充実 災害拠点病院としての機能の充実を推進するとともに、関係機関との連携を図る。 【目標】災害拠点病院の機能の充実、研修・訓練の実施 ○大規模災害時における応援受入体制の構築 「千葉県大規模災害時応援受援計画」の実効性を確保し、必要に応じて計画の見直しを検討する。 【目標】県、市町村、救援部隊等と緊密に連携し、訓練等を通じた計画の実効性の確保 ○県の業務継続計画（震災編）の実効性の確保 「千葉県業務継続計画（震災編）」の実効性を確保するための継続的な見直しを実施する。 【目標】計画の検証の実施及び参集予測、災害時優先業務の継続的な見直し ○自主防災組織のカバー率の向上・活性化の推進 自主防災組織の設置促進や活動に対する技術的支援を行う。 【目標】自主防災組織のカバー率 60.2%→80.0%

戦略の主な施策と目標 (平成 29 年度戦略策定 時点)	(3) 復旧・復興対策による減災 ○復興本部の体制づくり 復興本部の設置や、運営を明確化し、状況に応じて計画を策定し、効果的な対策を実行できる体制を整備する。 【目標】「震災復旧・復興対策マニュアル」の充実化及び効果的な体制の整備 ○地籍調査の推進 市町村の行う地籍調査への支援を行い、災害に強い県土づくりを推進する。 【目標】地籍調査進捗率 15%→増加を目指す ○災害時保健活動の推進 被災直後から、避難生活中的健康維持のため、心身両面の健康相談及び計勝活動を実施できる体制を整備する。 【目標】災害時における保健活動の対応能力向上のための研修会を毎年度 1 回開催する。
------------------------------------	--

第2章 災害予防計画

地震による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、市民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進にあわせて、市民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら地震についての正しい認識をもち、日頃から災害時に冷静に行動できる力を身につけることが必要である。

そのため、市は、千葉県及び県内市町村、防災関係機関等と連携しながら、防災教育の推進に努めるとともに、被害想定等の実施を推進し、また、災害危険箇所の把握に努め、これらの調査結果等をもとに、可能な限り多様な媒体を用いて防災及び減災思想の普及、啓発活動を行い、市民の防災及び減災意識の向上を図るとともに、各地域の自主防災組織、各事業所の防災体制の充実を図る。

さらに、これら組織が災害時に円滑かつ的確に活動できるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施する。

なお、震災知識の普及に当たっては、高齢者、障害者、外国人等要配慮者への広報にも十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだ分かりやすい広報資料の作成に努める。

また、大規模な地震・津波に関する必要な資料について、千葉県と連携しながら定常的に収集するとともに、継続的に調査研究を進める。

第1節 防災意識の向上

■計画方針

市は、市内の災害危険箇所の把握に努めるとともに、防災知識の普及、啓発活動を行い、住民の防災意識の向上を図り、自主防災組織、各事業所の防災体制の充実を進める。さらに、これら組織の防災活動が十分に発揮できるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施する。

なお、震災知識の普及に当たっては、高齢者、障害者、外国人等要配慮者への広報にも十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだ分かりやすい広報資料の作成に努める。

1. 防災教育

市は、地域コミュニティにおける社会活動等を促進し、多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図り、地域住民を含めた社会全体の防災力の向上を図る。

特に幼少期からの防災教育が有効であることから、児童生徒等が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断の元に適切に対応し避難する力を養うため、教育機関においては、家庭や地域等と連携し、防災に関する教育の充実に努める。

また、防災教育の推進に当たっては、各学校において、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度を身につけるなど、防災意識の向上を図り、より具体的で継続的な指導を展開するものとする。

2. 過去の災害教訓の伝承

市は、市内及び県内において、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民に閲覧できるよう公

開に努めるものとする。

市民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

3. 防災広報の充実

市は、市民が平時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取り組みを強化するため、県や防災関係機関と連携しながら、あらゆる広報媒体を活用し防災広報の充実に努める。なお、震災知識の普及に当たっては、市民や防災関係者に周知すべき知識を重点的に知らしめるものとする。

(1) 自らの身を守るための知識

- ア 建物の耐震対策、家具の固定、ブロック塀等の安全対策、落下物防止対策
- イ 食料、飲料水等の備蓄、救急用品等非常持出品の準備
- ウ 避難所での感染症対策として、マスク、消毒液、体温計等の携行
- エ 医薬品、福祉器具、紙おむつ、液体ミルク、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料など、要配慮者に特に必要な物資の備蓄
- オ 出火の防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置
- カ 緊急地震速報の活用方法
- キ 警報等や避難指示等の意味と内容の説明
- ク 「災害・避難カード」を活用した避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得
- ケ 水道、電気、ガス、電話等の震災時の心得
- コ 自動車へのこまめな満タン給油
- サ 地域の地盤状況や災害危険箇所
- シ 防災学習(自助・共助・公助についての考え方を含む)
- ス 帰宅困難者の心得
- セ 地震保険の制度

(2) 地域防災力を向上させるための知識

- ア 救助救護の方法
- イ 自主防災活動の実施
- ウ 防災訓練の実施
- エ 企業の事業継続計画(BCP)

(3) その他一般的な知識

- ア 地震、津波、液状化に関する一般知識、災害発生履歴、調査結果
- イ 各防災機関の震災対策
- ウ 地域防災計画の概要

(4) 広報媒体等

① 防災行政無線の利用

防災行政無線を利用して、防災知識、災害に関する資料放送、録音テープ又は放送台本に基づく放送を随時行う。

② 広報紙

防災に関しての知識を深めるため、市の広報紙「広報みなみぼうそう」に、防災知識に関する事項を掲載する。この他、ビデオ、パンフレット、リーフレットの作成に努める。

③ 防災に関する講演会、説明会、座談会の開催

地震、津波、台風、洪水、火災等に関する講演会、説明会、座談会を開催して防災意識の高揚を図るとともに、災害の予防対策に役立たせるため、住民や職員、その他関係者を対象として実施する。

④ 学校教育

児童生徒等の防災知識の普及と防災意識の高揚を図るため、教材となる資料を提供する。学校においては、児童生徒への防災教育の充実を図る。

⑤ インターネットの活用

ホームページ等を活用し、防災知識の普及を図る。

⑥ その他の媒体

以上の媒体以外に、広報車、ラジオやテレビのマスメディア等の多様な媒体の活用を図る。

(5) 報道機関との協力

報道機関から防災に関する報道にあたり、資料の提供等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

災害広報を行うにあたり、必要と認める場合は、報道機関に対し協力を依頼する。

また、昭和60年9月1日から実施されている「緊急警報放送」についても、必要な場合には、協力を求める。

4. 自主防災体制の強化

発災直後の自助の取り組みに加え、地域のつながりにより、自発的に救助活動や消防活動を行う自主防災組織などの共助や事業所防災体制を強化するなど、地域コミュニティにおける防災体制を充実させることも重要である。

(1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援

地震による被害の防止又は軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助として、住民の自主的な救助活動や防災活動、具体的には、住民自ら予防対策の推進、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導、避難所運営等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等の所在を把握し、救出救護体制を整備することが必要である。

このため、市は地域住民による自主防災組織の設置促進と活性化を図ることとし、日頃から大地震が発生した場合を想定した訓練の実施などを推進する。また、避難行動要支援者の救出救護

体制の整備として、避難支援等関係者と連携して避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別避難計画の策定を進めることとする。

自主防災組織は、日ごろ地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実に努める。

また、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員、小中学校、地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりが重要であり、県と市は協力してこれを促進する。

①南房総市の自主防災組織の現況と課題

現在、市の自主防災組織は116行政区を基準として組織されているが、活動状況についてはばらつきがある。

②地域の自主防災組織の育成・指導

ア 自主防災組織の役割に関する啓発

自主防災組織活動を活性化するため、各種媒体や情報提供等を通じ、自主防災組織に関する関心を啓発するとともに、防災訓練への参加・支援の他、防災資機材の整備推進を通して自主防災組織の育成を図る。

イ 地域の自主防災組織の育成・指導

市は、地域の自主防災組織に対し、次のような支援を行う。

- ☐ 自主防災組織の規約、活動計画等の作成指導
- ☐ リーダー養成のための講習会等の開催
- ☐ 情報伝達訓練、避難訓練の実施指導
- ☐ その他の自主防災組織の育成、指導に必要な事項

ウ 自主防災組織の編成

- ☐ 自主防災組織は、原則として既存のコミュニティである行政区を単位として編成する。
- ☐ 昼間と夜間で人口が大きく異なる地域においては、昼夜間及び休祭日・平日においても支障がないように組織を編成する。

エ 自主防災組織の活動

自主防災組織の構成員は、活動計画等に基づき、平常時及び災害時においても支障がないように組織を編成する。

(ア)平常時の活動

- ☐ 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- ☐ 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
- ☐ 情報収集・伝達、初期消火、避難、救出・救護等の防災訓練の実施
- ☐ 消火用資機材、応急手当用医薬品等の災害時資器材の整備・点検等
- ☐ 地域の災害危険性の把握や避難所・避難経路の周知等

(イ)災害時

- ☐ 初期消火の実施
- ☐ 情報の収集・伝達

- 救出・救護の実施及び協力
- 集団避難の実施
- 炊出し及び救助物資の分配に関する協力
- 要配慮者の安全確保等

(2) 事業所防災体制の強化

大規模な災害が発生した場合には、行政や住民のみならず、市内にある事業所における組織的な初期対応が被害の拡大を防止する上で重要となることから、市内の事業所における防災組織の育成指導を図る。

①防災・防火管理体制の強化

学校、病院、百貨店等多数の人が出入りする施設について、管理権原者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備を行うことになっていることから、消防機関は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

また、高層建築物、雑居ビル、地下街等の防災体制については、消防法第8条の2の規定により、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、発災時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとられるよう指導する。

なお、平成21年6月から、百貨店・ホテル・オフィスビル等多数の人が利用する大規模・高層の建築物等については、消防法第36条の規定により防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成、自衛消防組織の設置及び防災管理点検報告の実施が義務付けられたことから、消防本部は、事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導する。

②危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、地震によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応を図ることができないことが考えられる。

このため、消防本部は危険物施設等管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。また、高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を設立し、相互に効果的な応援活動を行うことができる体制の確立を図る必要があることから、県は高圧ガス関係保安団体に対し防災活動に関する技術の向上、連携体制の確立、保安教育及び防災訓練の実施等に関し指導・助言を与え、その育成強化を図る。

③中小企業の事業継続

震災等の危機管理対策の取り組みが遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画(BCP)の策定について、普及啓発と取り組みの促進を図る。

また、中小企業者等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を図るため、商工会及び商工会議所が市町村と共同して作成する事業継続力強化支援計画の策定の促進を図る。

5. 防災訓練の充実

震災時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、各防災機関相互及び地域の自主防災組織や住民との協力体制の確立に重点をおいた総合訓練や各個別訓練を実施する。

実施に当たっては、地震及び被害の想定を明らかにするとともに通信や交通の途絶、停電、感染症が拡大している状況等様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められるなど実践的なものとなるよう工夫する。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。

(1) 市が実施する防災訓練

市は、国、県、他の市町村及び防災関係機関並びに住民の協力の下に防災訓練を実施する。また、震災時における消火活動や救急・救助活動の能力向上を図るため、消防大学校や県消防学校において、消防職員、消防団員等へ必要な教育訓練を行う。

(2) 事業所における防災訓練

大規模集客施設、危険物等の取扱い事業所は、消防機関の助言・指導を得て、定期的な防災訓練に努める。また、施設の管理者は、災害時の避難路の確保や防災機器の整備及び操作訓練を行い、災害時において従業者のとるべき行動について、従業員自身が十分判断できるよう、日頃から防災知識と意識の向上を図っていく。

(3) 自主防災組織における防災訓練

住民を含む自主防災組織は、防災の日などを活用し、初期消火訓練、避難訓練、応急手当・救護訓練をととして防災思想の普及に努め、災害に対する日頃の備えを養っていく。

6. 防災士の育成

災害に対しては、「自助・共助・公助」の考え方から、行政だけでなく、自主防災組織や、事業所はもとより市民一人ひとりが、自分でできることは何か考え、それぞれの地域社会で役割を果たすことが必要である。そのため、市は、地域・職場において防災のリーダーとなる防災士の育成を推進する。

7. 災害対策コーディネーター養成講座の実施

災害対策コーディネーター養成講座（県認定講座）を市内で NPO 法人等との共催により開催する。これにより、平常時においては、地域防災力向上のための取り組みを行い、大規模災害時においては、地域に密着した自主防災組織、ボランティア、NPO 等の協力を得て、各組織を取りまとめるとともに、他の組織や行政関係機関との連絡調整役を担う、地域に密着した災害対策コーディネーターの養成とそれによる地域防災力の向上を図る。

8. 調査・研究

(1) 基礎的調査研究

調査研究の基礎となる、自然条件、社会条件を把握し、市内及び県内で情報の調査・収集する

ことによりデータベース化して情報の利用を図る。

①自然条件

自然条件に関しては、次のような項目に関する情報の調査・収集及び活用を図る。

ア 地盤及び地質：ボーリング柱状図、表層地質図

イ 地震観測：県が設置する計測震度計の「千葉県震度情報ネットワークシステム」及び「千葉県防災情報システム」によるネットワークの活用

ウ 地形：土地利用条件図

②社会条件

社会条件に関しては、次のような項目に関して情報の調査・収集及び活用を図る。

ア ハード面

(ア)建築物の用途、規模、構造等の現況

(イ)道路、橋梁、ライフライン施設等公共土木施設の現況

(ウ)ガソリンスタンド等危険物施設の現況

(エ)耐震性貯水槽等消防水利の現況

イ ソフト面

(ア)昼夜間人口、要配慮者の分布

(イ)住民の防災意識

(ウ)土地利用状況

③災害事例

市内外で発生した震災、風水害、その他の災害による社会的混乱、復旧復興対策等、過去の災害事例に対する調査研究を行い、対策立案に資する。

(2)被害想定・地域危険度調査研究

①被害想定の実施

総合的な被害想定調査は、防災対策を具体化するための目標を設定するために有効であり、県が実施した「直下型地震等対策調査追加調査」等を踏まえ、大規模な災害を想定した市街地の地震に対する災害危険度判定調査を実施するよう努める。

また、この調査結果は、防災まちづくり計画の基礎資料とするとともに、これを住民に公表し、防災意識の高揚を図る。

②継続的な見直しの実施

被害想定の手法及び結果について、社会状況の変化に応じるため、定期的に見直しを図る。

(3)災害対策調査・研究

災害に地域性、時代性があることは明らかであることから、過去の災害経験を基礎として、災害拡大原因、被害軽減方法を調査研究し、災害防止策の向上に努める。

【調査研究テーマ】

□災害に強いまちづくりの調査研究

- ☐被害軽減のための調査研究
- ☐防災教育、訓練のための調査研究
- ☐応援、派遣に関する調査研究
- ☐災害情報の収集伝達に関する調査研究
- ☐被災者生活支援のための調査研究
- ☐応急復旧、事後処理のための調査研究
- ☐復興のための調査研究
- ☐災害時における市役所本庁、朝夷行政センター及び各地域センター間の連携と情報伝達等の調査研究

第2節 津波災害予防対策

■計画方針

本市は、太平洋及び東京湾に面し、千葉県の中でも津波発生時における被害を受けやすい地理的環境にある。千葉県は、平成23年3月の東北地方太平洋沖地震(M9.0)では、東北地方の太平洋沿岸を中心に津波による甚大な被害が発生し、旭市飯岡地区で痕跡から推定される最大津波高7.6m、九十九里地域(銚子市からいすみ市)で23.7mが浸水し、多くの家屋が流され14名の方が亡くなっている。過去にも、1677年11月(延宝5年10月)の延宝地震(M8.0)、1703年12月(元禄16年11月)の元禄地震(M8.2)や1923年9月(大正12年9月)の関東地震などにより、多くの津波被害を受けてきた。

相模トラフ沿いで発生した元禄地震の発生間隔は約2,300年程度、関東地震の発生間隔は約200年～400年と推測されているが、房総沖で発生したと考えられている延宝地震の発生間隔は不明である。東北地方太平洋沖地震の発生以降、房総沖や南海トラフ沿いで発生する地震による津波被害が懸念されている中、いつ、どこで、どのような地震・津波が発生するかはわからない状況であるため、市は、住民等に注意喚起を図るとともに総合的な津波対策を推進する。

1. 総合的な津波対策の基本的な考え方

津波に対しては、減災や多重防御に重点を置き人命を最優先とした対策を講じる。

海岸保全施設等のハード対策に過度に依存するのではなく、住民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体における津波避難を軸としたソフト対策を講じた上で、海岸保全施設や、防波堤や土手、保安林などのハード対策を組み合わせ、ソフト・ハードを織り交ぜた総合的な津波対策を推進する。

2. 津波広報、教育、訓練計画

(1) 津波に関する知識の啓発及び防災意識の醸成

① 住民自らの取り組み

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、津波で命を落とさないためには、一人ひとりが迅速かつ自主的に高いところに避難することが原則である。

そのため、住民は、日ごろから津波防災訓練への参加や津波ハザードマップ等により、避難場所や避難経路を確認するとともに、町内会や自主防災組織等の自主的な避難体制や要配慮者を支援する体制の構築に協力する。

また、津波警報等の発表や避難指示等が発令された際には、地域で避難を呼びかけ合い、迅速に安全な場所に避難するとともに、自己の判断で自宅や海岸付近に戻らず、津波警報等が解除されるまで避難を継続することを心掛けるよう努める。

② 県及び市の取り組み

県及び市は、沿岸地域に限らず全域的に「地震イコール津波、即避難」という意識を共通認識として定着させるため、また、津波発生時に刻々と変わる状況に的確な避難行動を住民等が取ることができよう、以下の内容について、広報紙、パンフレット、報道機関及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、周知するとともに、防災教育や防災訓練、講演会等の

あらゆる機会をとらえて、分かりやすい広報・啓発に取り組み、津波防災意識の向上を図る。

ア 地震・津波に関する正確な知識

- a 津波の第一波は引き波だけではなく押し波から始まる場合もあること。
- b 津波は繰り返し襲ってくること。
- c 第一波が最大とは限らないこと。
- d 津波は地形に影響されるため、地域によって津波高や浸水域が変わってくること。
- e 強い揺れを伴わず危険を体感しないままに押し寄せる津波地震や遠地地震の発生があること。

イ 津波シミュレーションの結果

県が行った津波シミュレーションの結果(津波到達時間、津波高、浸水域、陸域を遡上する時間等)や、地盤標高図及び津波高と被害の関係をわかりやすく情報発信する。

また、観光客等が津波浸水予測図や津波に関する情報を入手しやすくするため、携帯電話やスマートフォン等の活用を検討する。

なお、津波避難のための津波浸水予測図は、気象庁の津波警報区分に合わせて作成しているが、自然は大きな不確実性を伴うため、想定以上の津波が襲ってくる可能性があること等を周知する。

ウ 津波警報に関する情報及び知識

- a 気象庁が発表する津波注意報、津波警報、大津波警報の内容と想定される被害及び取るべき行動。
- b 津波警報等は津波予報区内で一番高い津波の予測に基づいて発表されること。
- c 津波到達時間も同様に津波予報区内のどこかに一番早く津波が到達する時間の予測に基づいて発表されること。
- d 津波の複雑な特徴や予想技術の限界から、危険を回避するために安全サイドに立った警報が必要であること。
- e 気象庁の発表より津波が高くなることや早く津波が到達する場合もあること。

エ 津波避難行動に関する知識

- a 強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。
- b 過去の経験や想定にとらわれず各自が最善を尽くすこと。
- c 自ら迷わず率先して避難行動をとることが地域住民の避難を促すこと。
- d 津波は河川を遡上するため河川から離れること。

オ 地震、津波への備え

いつ地震、津波が発生するかわからないため、家の耐震化や家具の固定、日ごろから3分以上の食料、飲料水等の備蓄や非常持出袋(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、モバイルバッテリー等)の準備、避難場所の確認、家族で避難方法や連絡方法の確認について広報・啓発する。

(2)防災教育の推進

学校教育はもとより、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等

の参画の下で開発するなどして、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。

なお、過去の津波被害の教訓については、映像や体験談をまとめ、防災教育等に活用するなど、長期的視点にたって広く市民に伝承されていくよう努める。

(3) 津波防災訓練の実施

市、住民、事業所等が一体となった実践的地域訓練、図上訓練を実施し、防災活動力の維持向上、情報伝達の精度向上と迅速化、住民等の適切な避難措置等、体制の確立に努める。

また、訓練は県、市町村単位又は市町村域を越えた単位の訓練や自治会等単位の地域訓練等があるが、特に海水浴場における、海水浴客等への参加依頼や夜間を想定した避難誘導の実施など、実践的な訓練を日常的に工夫して実施する。なお、実施に際しては、自主防災組織、近隣住民等や要配慮者本人とその家族にも訓練への積極的な参加を求める。

(4) 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

3. 津波避難対策

(1) 津波浸水予測図の作成

①過去に大きな津波被害をもたらした地震を想定した津波浸水予測図

千葉県では、平成 18 年度に過去に大きな津波被害をもたらした元禄地震、延宝地震について、古文書等の資料や海底の状況、海岸地形、津波防災施設の設置状況、後背地表面の地質・高さ、河川の流入状況、過去の津波浸水地域等を考慮して実施した津波シミュレーションの結果を基に、津波浸水予測図を作成している。

なお、元禄地震については、新たな知見を反映した断層モデルが平成 23 年度に発表されたことから、この新たな断層モデルを使って津波シミュレーションを実施し、その結果を基に津波浸水予測図を平成 23 年度に作成した。

今後、千葉県で想定した津波被害を超えると考えられる地震について、国等により新たな知見が示された場合は、津波浸水予測図の作成・見直しを行うことから、本市においては、それらの情報をもとに必要な施策を講じる。

②高潮、津波等により被害を受ける危険のある区域

市内における高潮、津波等により被害を受ける危険のある区域は資料編に示す。

資料編 p 10

海岸法 海岸保全区域一覧表—その 1 [農林水産省所管海岸]
海岸法 海岸保全区域一覧表—その 2 [国土交通省所管海岸]

(2) 津波危険予想地域の予測

県は平成15年度から平成17年度にかけて、県下で被害の大きかった1677年の延宝地震と1703年の元禄地震のケースについて津波調査を実施した。

どちらの津波についても、海岸保全施設、道路護岸、漁港施設、河川堤防などの施設が有効に機能したケースとこれらの機能が地震により失われたことを想定したケースの2ケースで計算している。

実際の地震では、海岸保全施設、道路護岸などの津波防災施設が被害を受けた場合を想定して、より被害の大きい「津波防災施設の効果なし」のケースについて、津波危険予想地域を以下のとおり予測する。

地区別の津波浸水被害の予測は資料編に示す。

資料編 p 11	地区別津波浸水被害の予測(元禄地震のケース)
----------	------------------------

(3) 津波ハザードマップの作成・周知

市は、県の津波浸水予測図や国の「津波・高潮ハザードマップマニュアル(平成16年3月)」などを活用し、地震防災対策特別措置法第14条第2項に基づく津波ハザードマップの作成に努めるとともに、住民等への周知を図る。

なお、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分に検討し、地域の防災教育や津波避難訓練に活用するなど効果的な周知に努めるとともに、ハザードマップは一つのモデルであって全部ではないことや、自然は不確実性を伴うため想定以上の津波が押し寄せる場合があることを住民に丁寧に広報する。

(4) 津波避難体制の確立

県が策定した「千葉県津波避難計画策定指針」及び国の「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」などをもとに、市の避難対策を明らかにし、いざ津波が発生した場合に行政と住民等が迅速かつ的確に行動することができるよう津波避難計画の早期作成に努め、津波避難訓練等を通して、より実践的な計画にするよう見直しを進める。

① 避難指示

気象官署が発表する津波予報を基本とし、海面監視、地域住民等の情報、テレビ、ラジオ等の情報を積極的に収集し、それらの総合的判断のもとに、早期に避難指示を行うよう努める。なお、避難指示に当たっては、次の事項に留意する。

ア 強い地震(震度4程度以上)を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで、市長が必要と認める場合は、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示する。

イ 地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたときは、市は海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう

指示する。なお、放送ルート以外の法定ルート等により市長に津波警報が伝達された場合にも、同様の措置をとる。

②行政機関の避難誘導

市は、同報系防災行政無線、広報車、メガホンの連呼、安全・安心メール、緊急速報メール(N T T ドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル、楽天モバイル)等による指示誘導を基本とし、自主防災組織、地域住民等の自主避難と連動し、迅速、かつ、的確に実施し得る体制を確立するとともに、自主避難等を容易にするため、避難地案内板や避難誘導標識等の整備に努める。

また、国が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び、県の作成した「震災時における避難所運営の手引き」に基づき、日頃から自力避難の困難な高齢者、障害者などの避難行動要支援者の所在把握や迅速、かつ、的確な避難誘導を行うために防災関係機関、近隣住民等と連携した安否確認・避難誘導体制を整備するとともに、これら要配慮者に配慮した構造・設備運営体制を有する避難所の確保に努める。

③地域住民等の自主避難

地域住民等の避難誘導を行政区、自主防災組織、消防団等の役割として明確に位置づけ、これらと行政機関が連動し早期に自主的な避難ができる体制を確立する。

④海水浴場等の自主避難

海水浴場等の多数の人々が集まる場所については、行政機関の避難誘導に連動して、又は先行して海水浴場の管理者等が自主的、主体的に避難誘導を実施し得る体制の確立を指導する。

⑤船舶管理者等の自主避難意識の高揚

市及び市の漁港管理者は、津波発生時における船舶の状態(航行中又は係留中)別に、原則的な対応案を漁業協同組合等と協議し、個々の船舶管理者等の有事における自主避難意識を高めていく。

(5)津波避難地及び避難所の指定

市は、津波浸水予測地域及び国が平成13年度に策定した「津波対策推進マニュアル」を基に、避難対象地域、避難所及び避難困難地域における避難ビル等を指定する。なお、令和8年3月現在、海岸線付近に位置し3階以上を有する鉄筋コンクリート建て施設22棟について津波避難ビルとしての協定を締結している。

また、自主防災組織等、住民が主体となって港、入り江等、集落単位で避難経路、避難目標地点及び避難ビルを設定するなど、より実情に即した避難計画を定めるよう、積極的に指導・協力する。

なお、市は津波に対する注意を喚起するための標識を設置することに努める。

さらに、避難対象地域内の住民が迅速に避難できるよう、安全性及び機能性を考慮し、地域外への避難路を指定する。また、自主防災組織等、住民が主体となって港、入り江等、集落単位で避難経路、避難目標地点及び避難ビルを設定するなど、より実情に即した避難計画を定めるよう、積極的に指導・協力する。

(6) 津波情報受伝達体制の確立

津波情報については、県との間でシステム端末を設置している機関では、ポップアップ通知により津波情報を伝達し、大津波警報の場合には、ポップアップ通知で注意喚起を行うこととなっている。

なお、全国瞬時警報システム(J-A L E R T)を利用し、総務省消防庁から津波警報等を受信、伝達しているが、このような情報に基づき、以下のような伝達対策を講じる。

① 津波情報受伝達対策

ア 報道機関からの津波情報の伝達

地震発生後、概ね2分後に気象庁の観測による地震情報がテレビ・ラジオの報道機関から震源・震度ともに津波に関する情報が伝達される。

イ 休日・夜間の連絡体制

市役所等の公共機関及び民間事業所において、休日、夜間等の勤務時間外に、津波に関する情報を収集した場合に、迅速に情報の受伝達、予防対策がとれる体制を確立する。

ウ 津波緊急同報システムの整備

津波情報から、市内に被害が予想される場合、安全・安心メール、緊急速報メール(N T T ドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル、楽天モバイル)等による情報伝達を行うため、利用者登録及び使用方法に関する啓発を行う。

エ 全国瞬時警報システム(J-A L E R T)の活用

弾道ミサイル情報、津波警報、緊急地震速報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を国から直接伝達する、全国瞬時警報システム(J-A L E R T=各自治体の同報系防災行政無線を自動起動することにより国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム)の活用による、津波からの迅速な避難行動を促す体制の維持管理を行う。

② 地域住民等への情報伝達体制の確立

住民等には迅速に避難行動をとってもらう必要があることから、市はあらゆる広報伝達媒体(有線・無線電話、同報無線、広報車、サイレン等)や組織等を活用し、住民等への津波予警報の迅速かつ的確な伝達に努めるとともに、避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。

ア 同報無線の維持管理

地域住民等に対する情報伝達や避難指示を迅速かつ、確実に実施するため、同報無線の維持管理に努める。

また、発災時の停電の影響やバッテリー切れ等のためにその機能が失われないよう非常電源の容量確保、避難所となる各種公共施設への通信機の配備、耐震性の向上や津波の影響を受けない場所への移設などを検討する。

イ 多様な伝達手段の確保

全国瞬時警報システム(J-A L E R T)の受信機と防災行政無線の自動起動機の運用や、緊急速報メール(N T T ドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル、楽天モバイル)、衛

星携帯電話やワンセグ、スマートフォンなどのあらゆる情報手段の活用を検討する。

ウ 地域団体等の自主的情報伝達

地域住民等に対する情報伝達が行なわれたときに、これに迅速に呼応して消防団、自主防災組織等が自主的に行動できる組織体制を指導育成する。

エ 海水浴場等の自主的情報伝達

海水浴場の管理者に対して迅速に情報伝達するとともに、海水浴場の管理者等が、海面監視、ラジオ聴取等によって津波の予兆を積極的に収集し、行政機関と協調して自主的に活動できる体制を確立させる。

オ 漁港及び沖合の船舶等の情報伝達

漁業協同組合、漁業無線局等に対して、相互協調のもとに役割分担を明確にして、伝達システム、手段、具体的実施方法等を検討のうえ、迅速な情報伝達体制を確立するよう努める。

カ 海岸線の情報伝達

海岸線付近の観光地、海水浴場等における広範囲の情報伝達、特に津波警報の発表、避難指示等は海上保安部、海上自衛隊等のヘリコプターを要請し、上空から効果的な情報伝達を実施する。

また、海岸部における同報系防災行政無線の整備を図っていく。

キ 津波の海面監視、情報連絡

沿岸地域では、市、防災関係機関、海水浴場の管理者等が、相互協調のもとに役割分担を定め、強い地震(震度4程度以上)を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、直ちに安全な場所で海面監視を実施し、津波等の異常発見と情報連絡に努める。

ク 市町村間の連携

市は、津波被害等により市の機能が麻痺又は著しく低下した場合における地域住民への情報伝達の手段等を確保するため、平時から近隣市町との連携や情報共有に努める。

4. 津波防護施設等の整備

(1) 海岸保全施設及び河川堤防の整備

国の中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の報告では、今後の津波対策を構築するに当たっては、基本的に以下の2つのレベルの津波対策を想定する必要があるとされており、市は、施設の点検、診断、改修及び補強、防災施設等の運用、護岸等の避難施設、避難口の設置、防災林の設置等について、県と連携しながら必要な施策を講じるよう努める。

ア 住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する津波であり、発生頻度の極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

イ 防波堤など構造物によって津波の内陸への浸入を防ぐ海岸保全施設等の建設を行う上で想定する津波であり、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いもの

の大きな被害をもたらす津波で、数十年から百数十年に一度、来襲すると想定される津波

(2) 避難場所及び避難路、津波避難ビル等の指定・整備

市は、「千葉県津波避難計画策定指針」や国の平成 29 年 7 月 5 日付「津波避難ビル等を活用した津波防災対策の推進について（技術的助言）」及び「東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針(平成 23 年度)」などをもとに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間に避難が可能となるよう、避難場所及び避難路、津波避難ビル等の指定・整備に努める。

なお、専ら避難生活を送る場所として指定された避難所と、津波等からの緊急一時的に避難する避難場所を間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

第3節 火災等予防対策

■計画方針

関東地震の死亡者の9割弱が火災を原因とするものであり、現在も木造密集市街地で同時に多発する火災による二次災害の危険性は高い。また、都市化の進展した市街地では、可燃物の密集、ガソリン等各種危険物の貯蔵・取扱量の増大、木造密集市街地の拡大等、関東地震時以上に危険要因が増えている。

今後、起こりうる首都直下地震などの大地震には、何よりもまず、地震火災を最小限に抑えることが重要であり、一般家庭や危険物施設等への指導による出火防止や建築物の不燃化促進等を実施する。

1. 地震火災の防止

(1) 一般家庭に対する指導

市は、一般家庭内における地震時の出火を防止するため、行政区等各種団体を通じて一般家庭に対し、適切な火気使用及び消火器具等の普及と取扱い方について指導を行う。

また、安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部(以下、「安房郡市消防本部」と言う。)や県と連携し、「身の安全を確保した後、火の始末、火が出たら消火」等の地震時の心得の普及及び徹底を図る。

さらに、復電時における通電火災等を防止するため、関係機関と連携し、出火防止対策を推進する。

(2) 住宅における火災警報器の設置

地震時の出火の拡大を防止するため、消防法に基づき住宅用火災警報器の設置が義務づけられたことから、すべての住宅(寝室、階段、台所等)に設置するように指導する。

(3) 防火対象物の防火管理体制の確立

安房郡市消防本部は、防火管理者設置義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者の設置を期すとともに、小規模防火対象物についても、地震に対する事前対策と発災時の応急対策が効果的に行い得るよう行政指導を強化し、職場における防火管理体制の確立を図る。

(4) 予防立入検査の強化指導

安房郡市消防本部は、消防法第4条の規定による立入検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じた計画的な立入検査等を実施し、常に当該区域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め予防対策の万全を期する。

(5) 危険物施設等の保安監督の指導

安房郡市消防本部は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定に基づ

く立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。また、火災予防条例の規定に基づく少量危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者、管理者等に対して必要な助言又は指導を行う。

(6) 危険物取扱者保安教育の徹底

市は、危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所において取扱作業に従事する危険物取扱者に対して、千葉県が実施する取扱作業の保安に関する講習の受講を促進する。

(7) 消防設備士に対する教育の徹底

市は、消防設備士資格取得者に対し、千葉県が実施する消防用設備等に関する技術の進歩に伴う消防設備士の講習の受講を促進する。

(8) 化学薬品等の出火防止

市は県と連携しながら、化学薬品を取り扱う学校、病院、薬局、研究所等の立入検査を定期的実施し、保管の適正化の指導を行う。

(9) 消防同意制度の活用

安房郡市消防本部は、建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防火の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

2. 初期消火

市及び安房郡市消防本部は家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、各家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。

また、市、安房郡市消防本部及び県は、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図るとともに自主防災組織を指導する。

3. 延焼拡大の防止

(1) 常備消防の強化

市は、消防力を地震時においても最大限有効に活用するため、震災の態様に応じた消防計画を樹立し、これに基づく訓練の徹底に努め体制の確立を図るとともに、今後とも都市構造、災害態様の变化に応じ、緊急消防援助隊を含め、消防力の増強を図っていく。

(2) 消防団の強化

消防団は、震災時に常備消防を補完して消火活動を行うとともに平常時は住民や自主防災組織に対して出火防止、初期消火等の指導を行う。とりわけ、弾力的な運営、他組織との連携・協力、教育訓練における工夫、被用者による消防団活動等の促進などについて配慮する。

(3) 消防水利の整備

震災時には、消火栓は水道施設の被害等により断水又は大幅な機能低下を被るおそれがある。

あることから、市は、耐震性貯水槽等の整備や、自然水利の活用等の消防水利の計画的な整備を図る。

(4) 市街地における空中消火の検討

市街地に同時多発火災が発生した場合に備え、市及び安房郡市消防本部は「消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する検討会報告書(平成 21 年 3 月)」を基に、市街地における空中消火について検討する。

4. 建築物不燃化の促進

(1) 建築物の防火規制

市街地における延焼防止を次により推進する。

ア 建築物の不燃化対策としては、建築基準法に基づくもののほか、木造建築物の延焼防止策、耐火建築の促進を図る。

イ 市が将来建設する市営住宅は、原則として耐火構造とする。

(2) 都市防災不燃化促進

大規模な地震等に伴い発生する火災から住民の生命・財産を守るため、避難地・避難路・延焼遮断帯の周辺における一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

(3) 学校教育施設の不燃化・耐震化の推進

小学校、中学校を主とする学校教育施設は、児童・生徒の安全はもとより、大規模災害時においては避難所となることから、不燃化及び耐震化を進めていく。

5. 防災空間の整備・拡大

(1) 公園、緑地の整備

平常時には身近な憩いの場となる公園、緑地は、延焼防止帯、防災拠点や避難場所等として災害時の活動拠点となることから、多目的に活用できる公園、緑地等の整備を推進する。また、関係機関との連携を密にして防災施設の整備促進を図り、あわせて火災に強い樹木の植栽を行い、防災効果の高い公園の整備に努めていく。

さらに、これらの公園においては、耐震性貯水槽や備蓄倉庫など災害応急対策施設の整備を行うことにより、防災機能の充実を図る。

(2) 道路整備の推進

道路は災害時において、火災の延焼防止や避難、緊急輸送のルート等の機能を有している。そのため、幹線道路や地域住民の円滑な避難を確保するための避難経路となるよう道路整備に努める。

(3) 河川の整備

河川空間は、火災の延焼遮断帯としての防災機能を有しているため、河道の拡幅等、河川の改修では、河川空間の活用を検討する。

6. 市街地の整備

市街地の同時多発的な火災等への対応策として、木造密集市街地等の延焼拡大を防止するため、道路、公園などによる面的な都市基盤施設の整備により防災上危険な市街地を解消し、安全なまちづくりを進める。

また、要配慮者等の視点も踏まえ、避難路、避難所等の整備や配置を計画するなど、きめ細かな対応からの災害に備えた市街地の形成を図る。

第4節 孤立集落の対策

■計画方針

中山間地及び沿岸部など、地震での土砂崩れによって交通路の遮断による孤立状態が予想される地域においては、救援がとどくまでの間、自立的に持ちこたえることを前提に、必要な装備、物資の事前配置や防災拠点の整備などの環境整備を行う。

1. 情報収集・伝達体制の確保

- ア 防災行政無線等、地区の実情に応じた適切な非常通信手段の整備と多重化
- イ 非常用電源(燃料等を含む)などの確保
- ウ 道路被害情報等の収集及び関係機関への情報提供を迅速に行うため、孤立化のおそれのある地区住民(自主防災組織など)との連携体制の確立

2. 物資供給、救助活動への備え

- ア ヘリコプター臨時離着陸場の確保、その他離着陸が可能な場所(田畑など)の把握
- イ 自主防災組織を推進し、食料及び医薬品、防災資機材などの備蓄を支援する。

3. 要配慮者等への支援

自主防災組織等と連携し、要配慮者に対しての情報収集及び伝達体制を整備する。

4. 啓発活動

孤立化のおそれのある地区住民に対し、食料、飲料水等、燃料などの備蓄等の備えや孤立時の対応等を周知する。

第5節 消防計画

■計画方針

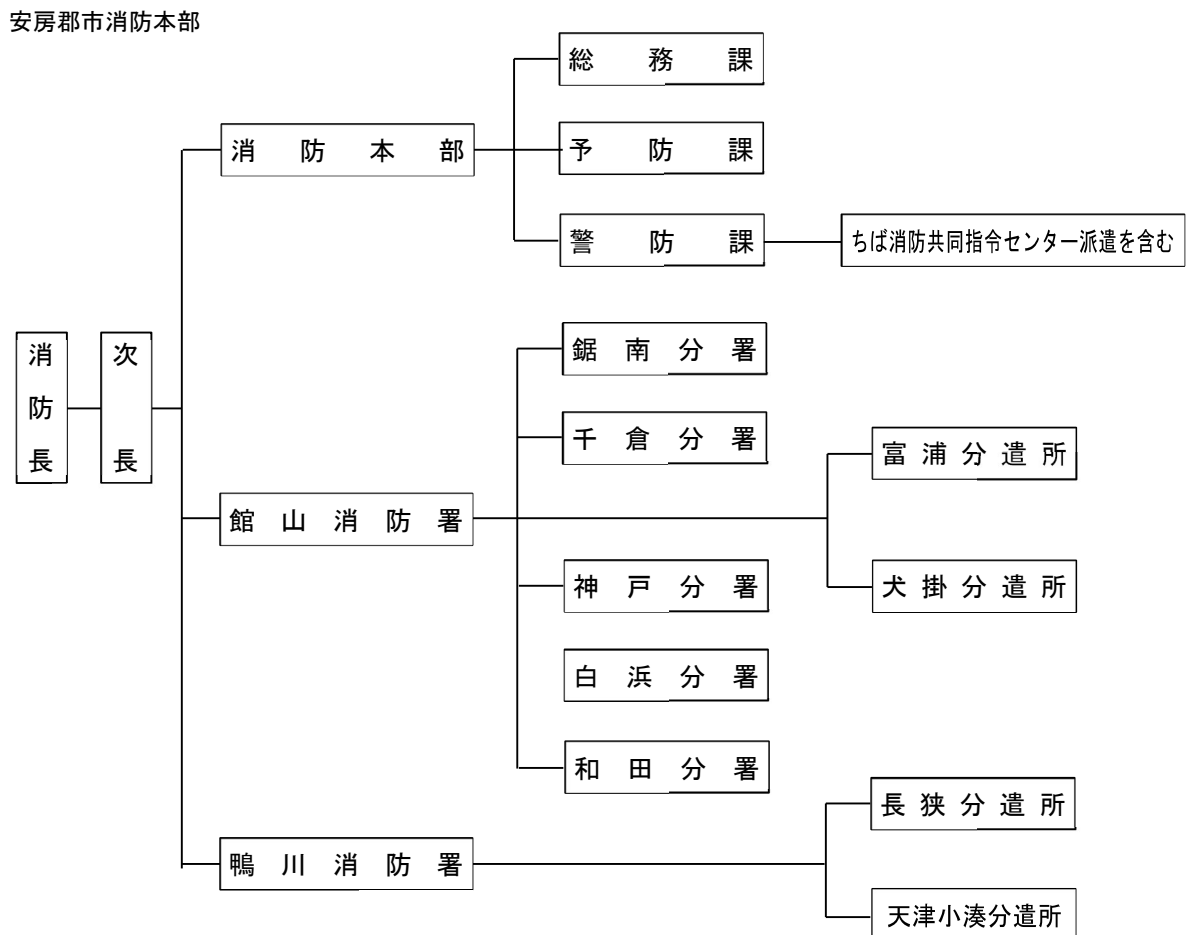
大規模災害・特殊災害などの各種災害の発生に対処するため、高度な技術・資機材など消防体制及び消防施設の整備拡充に努めるほか、消防職員及び団員に対する教育訓練、消防思想の普及及び市町村相互間の応援体制等の推進を図る。

1. 常備消防体制の強化・充実

(1) 現 況

本市の常備消防力は安房郡市消防本部の管轄下であり、市内には千倉分署、白浜分署、和田分署のほか富浦・犬掛の2分遣所が配置されている。なお、消防職員は270名、活動に供する車両は、消防ポンプ車など40台を擁する。

図一 安房郡市消防本部の組織



(2) 常備消防の強化

市は、消防力を災害時においても最大限活用するため、災害の状況に応じた消防計画を安房郡市消防本部及び構成市町との検討・協働により樹立し、これに基づく訓練の徹底に努めて体制の確立を図るとともに、今後とも都市構造、災害状況の変化に応じた適正な消防力の強化を安房郡市消防本部に要請していく。

2. 消防団の強化・充実

(1) 現 況

本市の消防団構成は、団本部の下に地区別に支団が置かれており、組織概要等については資料編に示す。

資料編 p 47	消防団の組織概要 消防団の組織図 消防団の主たる装備
----------	----------------------------------

(2) 消防団の充実・強化

市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした幅広い層への入団促進等、消防団の活性化を推進し、その育成を図るとともに、消防団の活動に関する普及・啓発活動を実施する。

県は、市町村と連携して消防団の活性化を推進し、消防団活動に関する普及・啓発活動を実施する。なお、消防団の強化と団員確保のため市が取り組むべき内容は、次のとおりである。

表一消防団員確保のために市の留意すべき事項

ア 消防団活動に対する住民意識の啓発 イ 訓練強化の推進 ウ 処遇の改善 エ 消防団の施設・装備の改善 オ 女性消防団員の積極的確保及び能力の活用等 カ 機能別団員及び分団員の採用の推進
--

3. 消防職員、団員等の教育訓練

消防大学校及び県消防学校において、おおむね次のとおり教育訓練を行う。

(1) 消防大学校での教育訓練

幹部として必要な教育訓練を行う。

(2) 県消防学校での教育訓練

(「消防学校の教育訓練の基準」(総務省消防庁)に基づく教育訓練)

ア 消防職員

- (ア) 初任教育
- (イ) 専科教育
- (ウ) 幹部教育
- (エ) 特別教育

イ 消防団員

- (ア) 基礎教育（新任科）
- (イ) 専科教育（警防科）
- (ウ) 幹部教育（指揮幹部科現場指揮課程、指揮幹部科分団指揮課程）
- (エ) 特別教育（訓練指導科、女性消防団員科、小型無人航空機（ドローン）基礎研修、オフロードバイク研修、一日入校及び現地教育）

ウ 自衛消防隊

企業等の自衛消防隊員に対し、要請により教育訓練を実施する。

エ 災害救援ボランティア

災害時に災害救援活動を行うボランティアに必要な消防分野に係る知識・技能の習得について、講師の派遣等の協力を行う。

4. 消防施設の整備

災害時等の消防力の強化を図るため、市内に位置する分署及び分遣所は、当該建物・施設の耐震性・耐火性・耐津波性を備えたものとするため、改修・移転等を進めるとともに、安全点検及び整備を行い、消防水利、危険物取扱施設等の十分な把握を進める。

また、社会変化の状況に的確に対応するため、防災用資機材の備蓄品目、数量等の見直しを行う。

(1) 消防施設の整備・充実

市の計画及び安房郡市消防本部が作成した基本計画に基づき、実態に即した消防施設等の整備強化を促進する。なお、基本計画の主な内容は次のとおりである。

① 消防ポンプ等の整備

消防施設の整備については、国の示す「消防力の整備指針」に応じて、また消防施設強化促進法に基づき、消防車両、消防機械等の整備充実に努める。併せて、延焼火災時に効果の大きい可搬式ポンプ、水槽車などの整備を進める。

② 消防水利の整備

国の示す「消防力の整備指針」を満たすため、不足分については県と協力のうえ基本計画に基づき整備する。

防火水槽の設置や河川などの自然水利、プール等の利用による水利の整備を図る。

③ 救助資機材の整備

阪神・淡路大震災及び東日本大震災、地下鉄サリン事件等の経験を踏まえ、災害への対応力強化を図るため下記について整備する。

- ア 大規模災害に有用と考えられる資機材
- イ 防毒服等、消防隊員を保護する資機材
- ウ その他救助用資機材

④その他の消防設備

市の実状に応じ、基本計画に基づき整備する。

(2)消防通信体制の整備

本市での7町村の合併における消防活動体制を確立するために、消防本部と市内にある分署及び分遣所間の通信体制の充実と消防団との通信・指揮体制の充実及び確立の強化を安房郡市消防本部に要請していく。

5. 市町村相互の応援体制

消防組織法第39条の規定により、千葉県広域消防相互応援協定が締結されているので、運営の推進を図るとともに、市では、相互の連絡調整を密にして各種災害に対応する。

また、平成8年度に策定した「千葉県消防広域応援基本計画」に基づいた迅速、かつ、的確な広域応援が市町村間で実施できるよう県で行う情報受伝訓練等の各種訓練及び、応援可能部隊や応援可能資機材リストの作成、更新を行う。

6. 広域応援体制の整備

(1)広域消防応援協定

大規模災害時に相互に応援活動を行うため、消防機関は千葉県広域消防相互応援協定による消防体制を整えていく。

【現在締結されている協定】

- ・千葉県広域消防相互応援協定

(2)広域航空消防応援

大規模特殊災害が市内で発生し、消防組織法(昭和22年法律第226号)第44条の規定に基づき、他の都道府県の市町村等のヘリコプターを用いた消防に関する応援(以下「広域航空消防応援」という。)を要請する必要がある場合、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要領及び同実施細目、並びに市の事前計画に定める手続等により当該応援が円滑、かつ、迅速に行われるよう的確な対応を図る。

7. 消防思想の普及

住民、民間事業所の消防に対する思想の普及と関心、意識の啓発及び消防職員、消防団員の消防技術の向上に資するために、次の活動を実施する。

ア 各種の行事やインターネットでの市ホームページ、市広報紙等による消防思想の普及徹底を図る。

イ 春秋2回の火災予防運動を実施する。

(春季＝3月1日から7日間、秋季＝11月9日から7日間)

ウ 県消防大会及び県操法大会等への参加により、消防職員・団員の消防技術の向上を図る。

エ 啓発パンフレットの配布や各種講習会を開催する。

オ 下記関係団体と協力して、消防思想の普及及び火災予防の徹底を図る。

- (公財)千葉県消防協会
- (一社)千葉県危険物安全協会連合会
- 千葉県少年婦人防火委員会
- (一社)千葉県消防設備協会

8. 消防計画及びその推進

特に次の項目について推進を図る。

(1) 消防組織の整備強化

家屋の密集度を十分検討の上、必要に応じ常備消防体制の強化を図る。

(2) 消防施設整備計画

(3) 火災等の予警報計画

(4) 消防職員、団員招集計画

(5) 出動計画

(6) 応援部隊受入誘導計画

(7) 特殊地域の消防計画

- ア 特殊建物、施設の多い地域の計画
- イ 危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所が多い地域の計画
- ウ 港湾等沿岸地域の計画
- エ 急傾斜地域の計画
- オ その他

(8) 異常時の消防計画

- ア 強風時の計画
- イ 乾燥時の計画
- ウ 飛火警戒の計画
- エ 断水又は減水時の水利計画

(9) その他の消防計画

- ア 林野火災の計画
- イ 車両火災の計画
- ウ 船舶火災の計画
- エ 航空機火災の計画

(10) 消防訓練計画

- ア 機械器具操法訓練
- イ 機関運用及び放水演習
- ウ 自動車操縦訓練
- エ 非常招集訓練
- オ 飛火警戒訓練
- カ 通信連絡訓練
- キ 破壊消防訓練

- ク 林野火災防ぎょ訓練
- ケ 車両火災防ぎょ訓練
- コ 船舶火災防ぎょ訓練
- サ 航空機火災防ぎょ訓練
- シ 危険物火災等特殊火災防ぎょ訓練
- ス 災害応急対策訓練
- セ 自衛消防隊の指導

(11) 火災予防計画

- ア 防火思想普及計画
- イ 予防査察計画

第6節 建築物の耐震化等の推進

■計画方針

昭和30年代以降の急激な都市への人口及び産業の集中により、都市の既成市街地のなかには、道路・公園などの都市基盤の整備が不足し、かつ、老朽建築物が多い木造密集市街地が相当数存在しており、建築物の倒壊等の集中的被害が生じるおそれがある。また、建築基準法の耐震基準に適合しない既存建築物、ブロック塀や落下物など、地震に対する安全性の向上を図る必要がある。

なお、東日本大震災においても、水道、電気、ガスなどのライフライン等の一部が寸断したことから、各施設の耐震性について、さらに強化を図るものとする。

1. 建築物等の耐震対策

(1) 既存建築物の耐震診断・耐震性向上に向けた改修の促進

阪神・淡路大震災において、昭和56年以前に建築された、比較的古い建築物に大きな被害が集中した。こうした事態に対処するため、現行の建築基準法に規定される耐震基準に適合しない既存建築物の地震に対する安全性の向上を図ることは、引き続き重要な課題である。

そのため、市は県と調整の上、計画的かつ総合的に市域の既存建築物の耐震診断・耐震改修(以下「耐震改修等」という。)を促進する必要がある。

一方で、建築物にかかわる防災対策は、建築物の所有者や管理者が自己の責任において自らの建築物の安全性を確保することが原則であることから、所有者等には、既存建築物の耐震性能の確保・向上のための耐震改修等を積極的に努めるよう、指導を徹底していく必要があることから、市は、国の補助制度や耐震改修促進税制の活用を図り、耐震改修技術の普及・建築技術者の養成、耐震相談窓口の開設・所有者向けの啓発事業等、耐震改修等促進のための施策を推進する。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成25年11月25日改正)に基づき、不特定多数の者が利用する大規模施設や避難弱者が利用する建物等について、耐震診断の義務化とその結果の公表が義務化されたことを受け、既に策定されている南房総市耐震改修促進計画(平成20年3月)と合わせ、対象建築物の所有者等に対して、耐震改修等の実施に向けた指導を行うとともに、それらの建築物に関しては、データベース等を活用し、耐震改修等の進捗管理に努める。

また、災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線である緊急輸送道路では、耐震化が図られていない建築物の所有者に対する啓発活動及び支援を検討する。

耐震診断の義務化、耐震診断結果の公表の対象となる施設は、以下の既存建築物とする。

ア 用途や規模等の特性によって設定する建築物

(ア)被災時にその機能確保が求められる建築物

例：避難施設、救護・救援施設、災害復旧拠点施設、ライフライン管理施設等

(イ)高齢者、身体障害者等要配慮者が利用する建築物

例：社会福祉施設、老人保健施設等

(ウ)多数の者が利用する一定規模以上の建築物

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」で定める特定建築物

例：百貨店、劇場、映画館等

イ 県及び市が震災時の避難、救援復旧活動等に使用する道路等として定めた以下の沿道区域内等に在する建築物

- (ア)「災害時における避難所運営の手引き」「大地震に対する市町村避難対策計画推進要領」(昭和48年8月30日千葉県防災会議決定)に基づく避難路の沿道区域や避難地の周辺区域
- (イ)千葉県地域防災計画及び市の地域防災計画に基づく緊急輸送道路の沿道区域
- (ウ)自然水利に面する道路の沿道区域

ウ 震災時に大きな被害が想定される比較的古い木造住宅が密集する市街地等の建築物

(2) 教育施設の耐震化

学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす学習、生活の場、かつ、災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を持つことから、南房総市耐震改修促進計画に基づき、耐震化を進める。

(3) ブロック塀等の安全対策

- ア 県の「千葉県コンクリートブロック塀等安全対策推進要領」(昭和58年9月に制定)に基づき、市は必要に応じブロック塀等の倒壊防止を指導する。
- イ 小学校・幼稚園の通学路等に面したブロック塀等を対象に、点検パトロールを実施し、危険なものには改善指導を徹底する。
- ウ 「千葉県屋外広告物条例」に基づき、倒壊や落下により公衆に危害を及ぼすことがないよう、屋外広告物の設置者・管理者に対し、補修等必要な管理を行い、良好な状態を保持するよう啓発に努める。

(4) 落下物防止対策

- ア 「千葉県落下物防止指導指針」(平成2年11月制定)に基づき、建築物の窓ガラス、袖看板等の落下による歩行者等の被害を未然に防止するため、当該窓ガラス等の落下に関する専門知識及び技術の普及・建築物の所有者等への啓発等に努める。
- イ 商業地域など人通りの多い道路や市が定める震災時の避難路に面する地上3階以上の既存建築物を対象に、窓ガラス、袖看板等の落下による危険性のあるものについては、建築物の所有者等に対して、適切な改修や補修の指導を行う。

(5) 建築防災体制の整備と安全対策の啓発

市は、民間の建築関係団体との連携を図り、建築物の所有者や管理者向けの耐震相談窓口の開設、耐震相談会・講習会の開催、パンフレットの配布等により、地震に関する安全対策の啓発・普及に努める。

2. ライフライン等の耐震対策

上水道、電力、電話等のライフライン施設は、災害発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。したがって、これらの施設について、災害発生後直ちに機能回復を図るとともに、また、事前に予防措置を講じることが重要である。このため、施設

ごとに防災性を考慮した設計指針に基づき、耐震性の強化及び代替性の確保、系統多重化など、被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限に止めるよう万全の予防措置を講じる。

(1) 上水道施設

上水道施設は、耐震設計、管路の改良、配水池の増強等により、耐震性の強化が図られてきたところである。しかしながら、既存施設の中にはまだ老朽化による更新、又は、補強が必要な施設等があり、次のとおり施設の耐震化を進め防災対策の一層の充実を図る。

① 耐震化の目標作成

水道事業者及び水道用水供給事業者は、水道施設の耐震化について、その目標を定め耐震性、重要性等による優先度を加味した事業推進を図る。

② 緊急を要する対策

耐震性の観点から石綿セメント管や老朽施設等については、緊急性を踏まえ優先的に補強または更新を行う。

③ 速やかに復旧できる水道づくり

被災しても速やかに復旧できる水道とするため、重要施設の耐震化、基幹管路のループ化、非常用電源等の確保、応急給水拠点の整備などの施設整備を進める。

④ 広域的バックアップ体制の整備等

広域的バックアップ体制の整備や緊急時給水能力の強化等により、被災した場合でも住民に水を供給できる機能をもつ水道の体制を整備する。

また水道事業者は、発災後の円滑な応急対応や復旧・復興のため、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制と、住民からの問い合わせ等に対応する体制の整備について、あらかじめ計画しておくものとする。

(2) 下水道施設

現在、本市において地域防災計画の対象となる下水道施設はない。

なお、比較的小規模な家庭雑排水処理施設が1箇所あり、震災時において最小限の機能が果たせるように耐震上の整備に努め、施設の維持・管理については、日常の点検などによる危険箇所の早期発見と、これの改善を行い、施設の機能維持に努める。

(3) 電力施設

① 災害予防計画目標

建物については、建築基準法、土木工作物(機器基礎を含む)についてはダム設計基準、湾工事設計要覧、道路橋設計示方書などの基準水平震度とする。

② 防災施設の現況

ア. 変電設備

最近の標準設計では、機器の耐震設計は水平加速度0.3～0.5G、機器基礎の耐震設計は水平加速度0.2Gを下限值とし、地域別・地盤別・構造種別・重要度別の各係数に

より補正している。建物については、建築基準法による耐震設計を行っている。

イ. 送電設備

架空送電設備に対する地震力の影響は風圧荷重によるものに比べ小さいため、地震時荷重についてはその検討を一般に省略している。ただし、軟弱地盤や活断層付近に支持物を布設する場合は、地盤の変動・破壊に起因する被害を受けるおそれがあるためその地盤に応じた適切な対策を実施している。

また、地中送電設備では154KV以上のケーブルヘッドについては水平加速度0.3G、共震正弦3波に耐えるよう耐震設計を行っている。

ウ. 配電設備

震度5弱(水平加速度0.255G)の地震に対し、概ね送電可能の施設を設置している。

エ. 通信設備

水平加速度0.5Gに耐えるよう機器の設置をしている。

③保守・点検

電気工作物を常に法令で定める技術基準に適合するよう保持し、さらに事故の未然防止を図るために定期的に電気工作物の巡視点検(災害発生のおそれがある場合には特別の巡視)並びに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火に至る原因の早期発見とその改修に努める。

3. 電話施設の防災化

(1)建物設備

建築基準法に基づく耐震設計を行っている。耐震設計目標は、震度6(弱、強)に対して軽微な損傷、震度7に対しては倒壊を避けることとしている。

(2)局外設備

①土木設備

ア マンホール、ハンドホール及び埋設管路から構成されており、管路の接続には、離脱防止継ぎ手等を使用して耐震性を高める。

イ 構造系の異なる接続部は、フレキシブルジョイント化により耐震性を強化する。

ウ 耐震性の高い、中口径管路の導入を促進する。

②線路設備

ア 中継ケーブル網設備の2ルート化及び地中化を推進し、耐震性を強化する。

イ 幹線系ルートは、プライオリティ付けを行い、高規格な中口径管路・とう洞に收容し、設備の耐震性強化を図る。

(3)局内設備

ア 交換機等は、キャビネット型設備(自立型)の導入を促進し、耐震性の強化を図る。

イ 通信設備の周辺装置(パソコン等)については、転倒防止対策を実施する。

(4) その他

震度4以上の地震が発生した場合には、設備点検を実施する。

4. 道路及び交通施設の安全化

(1) 道路、橋梁の現況と課題

道路、橋梁等の公共施設は、住民の日常生活及び社会活動、経済活動に欠くことのできないものであると同時に、災害時には応急対策、災害復旧の根幹となるものである。したがって、これら公共施設の災害予防措置として施設ごとに耐震性を備えた設計指針を考慮し、防災性の強化及び災害発生の被害軽減のための諸施策を検討していく。

(2) 道路、橋梁防災計画

ア 道路については、特に崩落等の危険性のある法面について、安全対策を検討していく。

イ 橋梁については、緊急度の高い橋梁を選定し、順次耐震対策を検討していく。

ウ 緊急輸送道路については、必要な輸送機能を確保できるよう、橋梁や法面对策等耐震対策を優先的に検討していく。

(3) 鉄道施設の防災計画

鉄道施設の耐震補強については、「既存鉄道施設の耐震補強に関する指針」、「鉄道構造物等設計標準（耐震設計）」に基づき実施するものとする。

① 耐震列車防護装置の整備

地震時に運転中の列車を速やかに停止させるための、在来線早期地震警報システムを導入している。

② 構造物の耐震化

防災工事に耐震性を考慮した線区防災強化を推進している。

(4) 漁港施設の整備

大規模な地震が発生した場合の応急対策のため、復旧資機材、緊急物資等の海上輸送の拠点としての市管理漁港の施設整備に努める。

なお、県では館山港の耐震岸壁機能を補完すべく、第3種鴨川漁港で耐震強化岸壁が整備されている。

5. 高圧ガス施設及び危険物施設等の安全化

地震による被害を最小限に止めるために、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の教訓を踏まえ、ガス、危険物等(石油類、高圧ガス、毒劇物及び放射性物質をいう。)の取扱い施設の現況を把握し、消防法令及び関係法令等に基づく安全確保対策を推進するため、今後とも法令遵守の徹底を図る。

(1) 高圧ガス関係

高圧ガスは、液化ガス又は圧縮ガスの状態において製造し、貯蔵、消費及び輸送されるが、設備の破損や不注意な取扱いによっては、周辺地域に影響を及ぼすことが予想されるため、県は次の指導を行い地震時の災害を防止する。

①設備対策

高圧ガス施設については、高圧ガス保安法の耐震設計基準に適合させるとともに、千葉県高圧ガス事業所地震対策指針Ⅱ（設備編）に基づき指導する。

②ソフト対策

千葉県高圧ガス事業所地震対策指針Ⅰ（地震の知識、行動編）に基づき指導する。

(2) 液化石油ガス

①消費者の保安対策

県は販売事業者等に対し、次の指導を行うことにより、消費設備の事故防止と震災時の二次災害を防ぎ、消費者の安全確保を図る。

ア 消費先の容器設置状況が基準に適合しているかを確認し、容器のチェーン止め等による転倒・転落防止措置の徹底を図る。

イ マイコンメーター等の安全器具の普及を促進し、さらに感震機能を備えた安全装置の導入についても促進を図る。

ウ 消費者に対し、パンフレット等により地震時の元栓、器具栓、容器バルブの閉止等の措置についての啓発に努める。

エ 避難所に指定される可能性が高い公共的施設等への安全器具の設置を図る。

②情報収集、伝達体制、供給経路及び応援体制の整備

大地震に際して、被災地域において、販売施設、充填所等の被害によりガスの円滑な供給が不能となる事態が予想されるので、他地域からの供給経路、応援体制等を（公社）千葉県エルピーガス協会の組織を通じて整備し、円滑な供給と保安の確保を図る。なお、被災地域の市町村から応急のガス供給の要請がある場合も同様に対応を図る。

(3) 危険物施設関係

消防法第11条の規定により許可された危険物施設等について、不測の事態に備える防災体制を整えるため、下記の対策の実施を促進する。

①設備対策

ア 地震による局所的な応力集中による配管やフランジ継ぎ手等の変形、破損、漏洩を防ぐため、変位を有効に吸収する構造とするほか、配置及び支持方法についても配慮する。

イ 地震の振動等により損傷を受けるおそれのある散水配管、消火設備、ドレンピット等については、配置換え等を行う。

ウ 防火塀等の倒壊防止のため配筋等を再検討し、必要に応じひかえ壁等を設置する。

エ 停電等に際しても設備の安全が保持できるよう電源等の支援設備を備える。

オ 設備を新設する場合は、消防法による耐震基準に基づき設計する。

②保安体制対策

ア 作業標準等を整備し、非常停止等の作業が的確に措置されるよう保安教育、訓練を実施する。

イ 点検基準を見直し、日常の点検及び地震後の異常の有無確認についての的確化を図るとともに、従業員への周知を徹底する。

ウ 夜間、休日の応急体制、命令系統、通報体制について明確化を図る。

(4)少量危険物施設関係

火災予防条例に規定されている少量危険物施設について、不測の事態に備える防災体制を整えるため、下記の対策を実施するよう、安房郡市消防本部を通して指導し、地震時の災害を防止する。

①設備対策

ア 無届出施設の防止に努め、条例に定める貯蔵又は取扱いの技術上の基準の遵守を強力に指導する。

イ 地震による局所的な応力集中を排除する配管の緩衝装置、地震動によるタンク本体の転倒、落下防止構造について配慮する。

②保安体制対策

保安体制対策は次のとおりとする。

ア タンクの元弁及び注入口の弁又はふたは、危険物を入れ、又は出すとき以外は閉鎖するように指導する。

イ 地震後の異常の確認の実施及び応急措置について指導する。

ウ 定期自主検査の完全実施を指導する。

(5)毒物・劇物取扱施設

現在、毒物及び劇物取締法、同施行令及び同規則において、毒物・劇物の廃棄(法第15条の2、同施行令第40条)と事故の際の措置(法第16条の2)等の保安対策が規定されている。

また、設備については登録基準(法第5条、同規則第4条の4)の規則、運搬についても技術上の基準等(法第16条、同施行令第40条の2)が規定されている。

さらに、保健衛生上の危害を防止するため、上記毒物・劇物取扱施設には専任の毒物・劇物取扱責任者の設置を義務づけている。なお、農薬の約2割が毒物及び劇物の指定を受けている。毒物・劇物取扱施設に対しては、立入検査を行い、法違反の是正を図っている。

ア 立入検査体制の整備、強化を図る。

イ 毒物・劇物貯蔵タンク等の整備点検について十分留意させ、防災を考慮のうえ、耐震対策を講じるよう指導する。

ウ 中和剤等の確保及び事故発生時の応急措置体制について指導する。

エ 危険防止規定を作成し、管理責任体制を明確にするよう指導する。

オ 毒物・劇物関係業者に対して講習会を開催し、法の遵守の徹底を図る。

第7節 液状化災害予防対策

■計画方針

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震では、東京湾岸の埋立地と利根川沿いの低地を中心として、非常に広域にわたって液状化現象が発生した。

千葉県地震被害想定調査(平成19年度)等による予測では、本市での液状化の発生地域は限定されるものの、市民の生活の場となっている地域にもなっていることから、必要な液状化対策を検討する。

1. 液状化対策の推進

ライフラインや、道路・橋梁等の公共施設については、地盤の改良や施設の耐震化の推進など、液状化に強い施設づくりを推進する。さらに、液状化現象により、水道管からの漏水などライフライン施設の被害が発生した際の迅速な応急復旧のための体制整備に努める。

2. ライフライン施設、公共施設の液状化対策

(1)道路橋梁

橋台や橋脚周辺の地盤の液状化が予想される橋梁については、液状化が予想される地盤を改良して液状化を防止したうえで、固い支持地盤まで支持杭を打ち込むなどの液状化対策を検討する。

(2)河川・海岸

通常、河川では大地震と洪水が同時に発生する確率はかなり低いですが、地表面標高の低い地域では通常の水位(潮位)で浸水するおそれがあり、また海岸では地震発生とともに津波が予想されるため、国土交通省で作成した堤防、護岸、水門、樋管等の各種施設の耐震点検マニュアルに基づき、危険度の高い箇所から液状化対策等に努める。

(3)上水道施設

安房郡市広域市町村圏事務組合水道部(以下、「安房郡市水道部」と言う。)は、液状化が予測される地域に水道施設を新設する場合は、地盤改良等の液状化対策を含めた十分な耐震性能の確保に努める。

水道管の更新にあたっては、耐震継手等の耐震適合性を有する管材を用いた管路の耐震化を計画的に推進する。

(4)建築物

建築物の基礎、杭等について建築基準法等に定められた構造基準への適合を図るとともに、パンフレットの配布、講演会の実施などにより建築物の所有者、設計者に対し、液状化対策に関する普及・啓発に努める。

3. 液状化対策の広報・周知

(1) 液状化現象に関する知識及び液状化しやすさマップや揺れやすさマップの広報・周知

東日本大震災を受け、県が平成 23 年度に行った液状化調査により判明した液状化発生原因や発生メカニズム、液状化被害が発生した地域特性について、揺れ(震度)によって液状化しやすい地域を示した「液状化しやすさマップ」や「揺れやすさマップ」(平成 26・27 年度改訂)を用いて、市民にわかりやすく広報・周知する。

また、市民の液状化対策を推進するため、液状化の原因や対策を考えるのに重要な情報となる地盤情報を収集・公表し、市民に足元の地盤の成り立ちに関心を持ってもらうような施策を推進する。

(2) 住宅の液状化対策工法の広報・周知

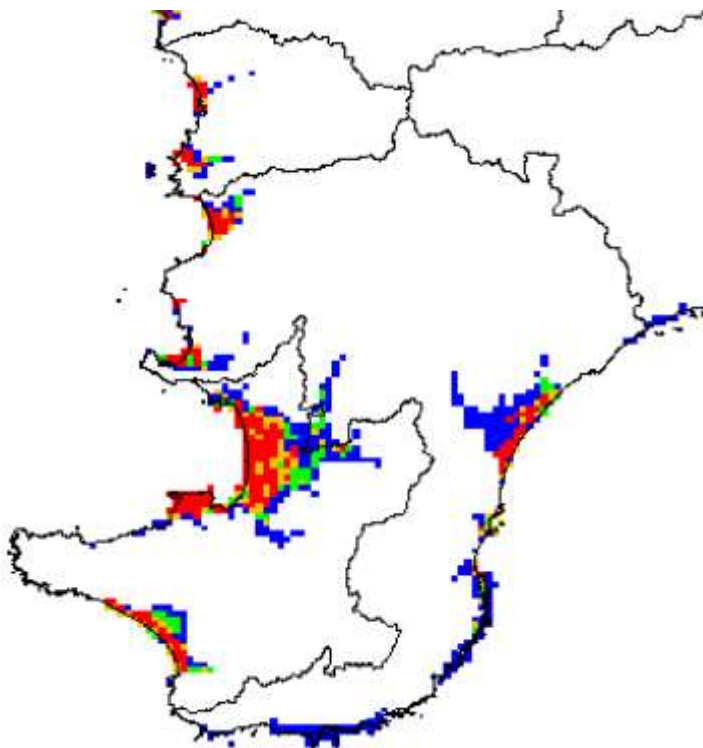
液状化発生のリスクがある地域においては、住宅建築前に十分なボーリング等の地盤調査を実施し、液状化発生を抑止する基礎の強化や表層地盤改良などの液状化対策工法を選定して行うよう広報、啓発するとともに、液状化の危険性を周知するハザードマップを作成する。

【液状化しやすさマップ】

■巨大地震・震度6強

液状化しやすさ

- しやすい
- ややしやすい
- しにくい
- きわめてしにくい
- 液状化対象外

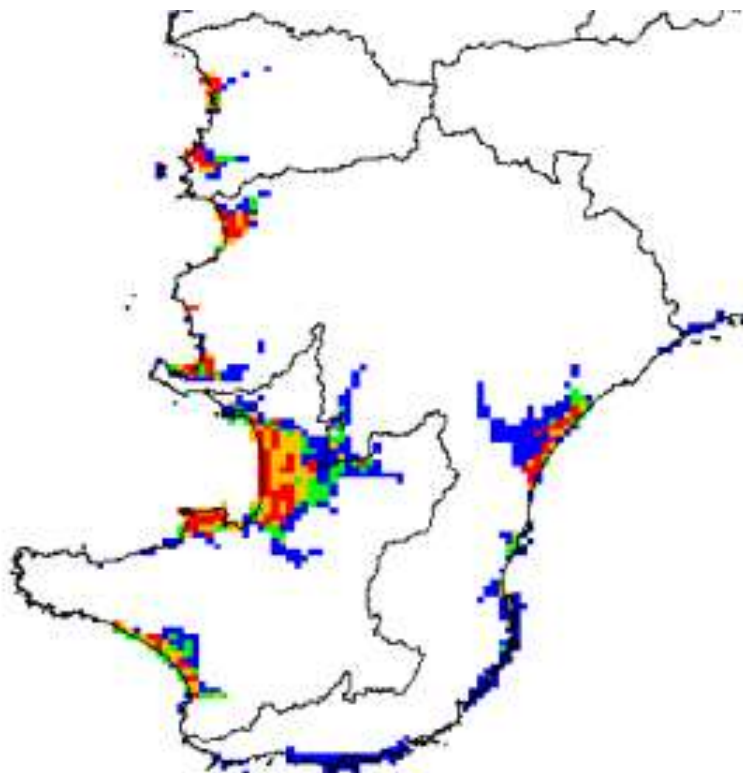


【液状化しやすさマップ】

■直下地震・震度6強

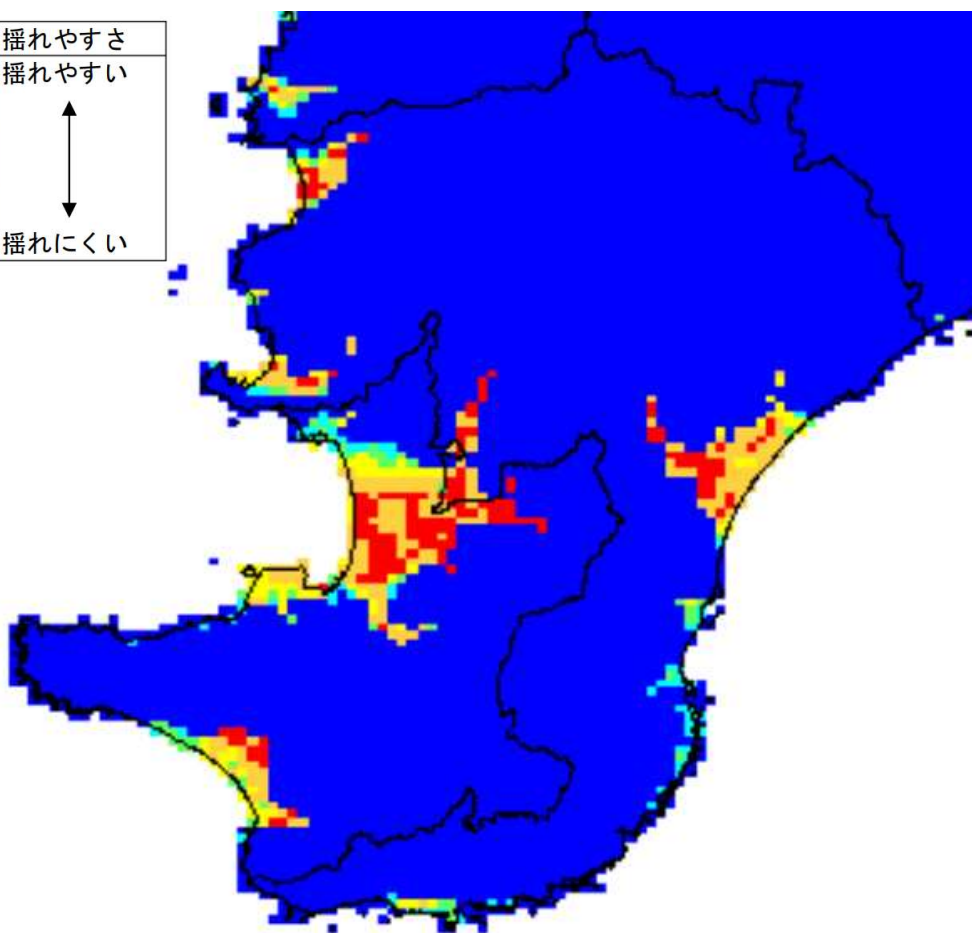
液状化しやすさ

- しやすい
- ややしやすい
- しにくい
- きわめてしにくい
- 液状化対象外



【揺れやすさマップ】

SI 増幅率	色	揺れやすさ
1.65～	赤	揺れやすい ↑ ↓ 揺れにくい
1.45～1.65	オレンジ	
1.35～1.45	黄	
1.25～1.35	緑	
1.15～1.25	青	揺れにくい
～1.15	濃青	



出典) 液状化しやすさマップ、揺れやすさマップ(平成 26・27 年度)

第8節 土砂災害等予防対策

■計画方針

地震に伴う地盤災害による人的・物的被害の発生を未然に防止し、被害の軽減を図るため、千葉県が平成19年度及び平成26・27年度に実施した「地震被害想定調査」の結果を参考に、がけ崩れ・地盤の液状化現象等危険地域の実態を調査し、危険箇所における災害防止策を講じるとともに、地盤災害の危険性を助長するような造成工事の規制・指導、地下水の取水規制等の措置を講じるものとする。

1. 危険箇所の調査把握

市は、県や防災関係機関と連携し、土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため危険箇所の実態を調査し、危険な箇所における災害防止策を進めるとともに、警戒避難体制の整備等を行う。

(1) 土砂災害危険箇所の調査把握

土砂災害危険箇所及び土砂災害を被るおそれのある地域をあらかじめ調査し、土砂災害危険箇所の把握に努める。

(2) 土砂災害危険箇所の公表

市は、土砂災害を被るおそれのある場所を地域防災計画に掲載するとともに、土砂災害危険箇所を防災マップやハザードマップ、広報紙などに記載するほか、パンフレットの配布、説明会の開催、さらには現場での標識・標柱の設置等により周辺住民に対し周知徹底を図り、併せて一般住民への周知に努める。

(3) 土地利用の適正化

土砂災害等を未然に防ぐため、総合的な土地利用の検討と適正な土地利用の誘導を図る。なお、市内の所管省庁別・地区別の土砂災害危険箇所数は資料編に示す。

資料編 p 12

土砂災害警戒区域数一覧表

土砂災害危険箇所数一覧表(国土交通省、農林水産省、林野庁所管)

土砂災害危険箇所数一覧表

2. 国土保全事業の推進

土砂災害は、地形、地質等を素因とし、大雨等を誘因として発生するもので、その防止については科学的調査により地形、地質、気象、地下構造、地下水の状況等を十分把握し、効果的な防止工事を進める。

(1) 急傾斜地崩壊対策

① 急傾斜地崩壊危険区域の指定

市は、崩壊するおそれのある急傾斜地の現状を把握し、県は市の意見を聞いて急傾斜地崩壊危険区域を指定する。急傾斜地崩壊危険区域の指定基準は次のとおりである。

【急傾斜地崩壊危険区域の指定基準】

次の事項に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの。

☐ 急傾斜地の勾配が 30 度以上のがけ

☐ 急傾斜地の高さが 5m 以上のがけ

☐ 急傾斜地の崩壊により、危害が生じるおそれがある人家が 5 戸以上あるもの、又は 5 戸未満であっても、官公署、学校、病院、公民館、旅館等に危害が生じるおそれがあるもの。

② 行為の制限

県は、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防止措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域内の居住用建物は、建築基準法及び建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築制限の徹底を図るとともに、「がけ地近接等危険住宅移転事業制度」等に基づき移転を促進する。

③ 防止工事の実施

市は、急傾斜地崩壊危険区域等の危険度が高い箇所は、災害防止工事を促進するよう土地所有者、管理者等、被害を受けるおそれのある者に指導する。これらの者が施工することが困難又は不相当と認められる場合は、県に対し防止工事の実施を要請する。

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

① 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定・告示

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、急傾斜地、土石流、地すべりなどの土砂災害から住民等の生命、財産を守るために「土砂災害防止法」（平成12年5月法律第57号）に基づいて指定・告示された区域である。

② 土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備等、次の対応が求められる。

ア 警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項の設定

イ 要配慮者関連施設利用者のための警戒避難体制の設定

ウ 土砂災害ハザードマップによる住民周知の徹底

エ 宅地建物取引における措置

③ 土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、

建築物の構造規制等、次の対応が求められる。

- ア 特定開発行為に対する許可制
- イ 建築物の構造の規制
- ウ 建築物の移転等の勧告及び支援処置
- エ 宅地建物取引における措置

(3) 地すべり災害防止対策

地すべり防止区域とは、地すべりによる災害が現に発生し、又は発生する危険のある箇所、人家又は公共施設が被害を受けるおそれのある地区をいう。

市は県に協力し地すべりによる災害を防止するため、地すべり等防止法第18条の規定により、県は地すべり防止区域内において、地すべりの防止を阻害し、又は、地すべりを助長し、若しくは誘発する行為等の制限等を行う。また、県は市からの防止工事に関する基本計画作成の協力により、緊急度の高い区域から順次防止工事を実施する。

(4) 山地災害対策

山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる災害が現に発生し、又は発生する危険のある箇所、人家又は公共施設が被害を受けるおそれのある地区をいう。

こうした箇所を把握するため、県においては「山地災害危険地区調査要領」に基づき山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区の調査を実施しており、この調査結果を踏まえ、市は県と協議しながら計画的な治山事業の実施を図る。

(5) 土石流対策

土石流が発生するおそれのある区域について、砂防法第2条により土石流の発生を助長するような行為を制限するため砂防指定を促進し、土石流が発生するおそれの高い箇所から防止工事を実施する。

(6) 宅地造成地災害対策

宅地造成工事を行おうとする者は、関係法令等の基準に基づき、防災等の措置を講じることとするが、特に丘陵地、急傾斜地においては、地形、地質、気象、周辺構造物、地下水の地域の実情等を考慮し、安全性の一層の確保を図る。

① 規制区域の指定等

宅地開発事業を行おうとする者は、都市計画法又は宅地開発事業等の基準に関する条例の規定により県の許可又は確認を必要とする。

また、県は、宅地造成工事に伴う災害の未然防止を図るため、宅地造成等規制法に基づき宅地造成工事規制区域の指定を行い、同区域内において宅地造成に関する工事を実施しようとする者は県の許可を必要とする。

②宅地造成工事の指導**ア 災害危険度が高い地区**

急傾斜地崩壊危険区域等の災害危険度が高い土地については、原則として開発行為を認めない。

イ 人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じて、擁壁の設置等の安全措置を講じる。

ウ 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱地盤である場合は、地盤改良を行うよう指導する。

(7)土・石・砂利採取場災害対策

県は、土・石・砂利採取場における災害の発生を未然に防止するため、土採取条例・採石法・砂利採取法に基づく許可に際しては、周辺地域の状況等に十分留意する。

また、一旦廃止された採取場は、土・石・砂利の採取法令の適用外となることから、廃止に際しては各採取業者及び関係組合に対して、指導の徹底を図る。

第9節 要配慮者等の安全確保のための体制整備

■計画方針

東日本大震災においては、死者の多くを高齢者が占め、また、障害者が一般の人に比べて高い割合で犠牲になったことが推察されるなど、高齢者や障害者など災害時に支援を要する人々の犠牲が多かったことや、避難生活において特別な配慮が必要としたこと等を踏まえ、市は、高齢者や障害者のほか、難病患者・乳幼児・妊産婦・外国人などを含めた要配慮者の安全確保体制の整備を図る。

国では、平成25年8月に「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(以下、この節において「取組指針」という。)」(令和3年5月改訂)を策定し、県では「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者避難支援の手引き(平成28年3月)(以下、この節において「手引き」という。)」を作成している。

市においても令和元年房総半島台風の直撃を受けた教訓等を踏まえ、避難行動要支援者に対するきめ細かな支援を適切かつ円滑に実施するため、令和2年8月に「南房総市避難行動要支援者名簿利用に関するガイドライン」を策定した(以下、この節において「ガイドライン」という。)

市はこのガイドラインを地域防災計画の避難行動要支援者関連を具体化したものとして位置付けるとともに、災害対策基本法第49条の10から第49条の13に定める避難行動要支援者名簿の作成に関して、地域防災計画の定めるところについては、ガイドラインに定めるところとする。

1. 避難行動要支援者名簿の整備

平常時から自力での避難が困難な避難行動要支援者の所在等を把握し、災害対策基本法に定める避難行動要支援者名簿を、ガイドラインに基づき整備しておくこととする。

なお、名簿の作成にあたり、次の項目を明確にする。

- ① 名簿作成の対象範囲
- ② 名簿の提供先、方法
- ③ 名簿作成に必要な個人情報及び入手方法
- ④ 名簿の更新に関する事項
- ⑤ 名簿の提供に関し、情報漏えいを防止するために求める措置及び講ずる措置
- ⑥ 避難支援等関係者の安全確保

2. 避難行動要支援者への対応

(1) 避難行動要支援者名簿の平常時からの共有

名簿は平常時から市と避難支援等関係者とで共有することで、いざというときの円滑かつ迅速な安否確認等の実施に結びつくため、原則として要支援者本人の同意(推定同意(※))を含む。以下、同じ。)を得た上で、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。

ただし、市が名簿提供の意思確認をした場合において、不同意の意思を明示した者、居住が福祉施設等自宅以外の者、ドメスティックバイオレンス・児童虐待等秘匿性の高い者の名簿情報は、提供しない。

(※) 要支援者本人に同意を求め、不同意の意思が明示されなかったときは、本人の同意を得

ているものとして取り扱うもの。

なお、その取り扱いは、一方的な事務処理とするものではなく、できるだけ要支援者の意思を尊重することとし、相当な期間と手段により意思確認を行ってもなお、明示されなかったときに適用できるものとする。

①平常時用名簿の提供先

提供先は、次の避難支援等関係者に限るものとする。

【避難支援等関係者】

消防本部、警察署、民生委員児童委員、自主防災組織、社会福祉協議会、行政区、その他支援を実施するために名簿情報を提供することが必要であると市長が特に認めるもの

②平常時用名簿の利用目的

日ごろの声かけ、見守り、避難訓練のお知らせ等

③平常時用名簿の更新、提供等

市は名簿情報をなるべく実態に即したものとするよう努める。避難支援等関係者に名簿を提供する際は、行政連絡員会議や民生委員児童委員定例会等に配付し、名簿の管理や更新等について説明する。

④情報漏えいを防止するための措置

市は、避難行動要支援者名簿情報の提供を行う場合は、災対法第49条の13の規定により秘密保持義務が課せられるため、当該名簿情報の提供を受けようとする避難支援等関係者に秘密保持義務に関する十分な説明を行った上で、避難行動要支援者名簿情報の取扱いに関する協定を締結する。

(2) 個別避難計画の策定

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、防災担当部局や福祉担当部局の連携の下、避難支援等関係者と連携し、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の作成に努める。作成に当たっては、地域の実情や避難行動要支援者本人の状況を踏まえ、ハザードマップ上、危険な場所に居住する者等、特に優先して作成すべき避難行動要支援者から、市や避難支援等関係者と避難行動要支援者本人とが具体的に打合せを行いながら作成する。

また、上記の計画作成と並行して、早期に避難行動要支援者全体に計画が作成されるようにするため、本人の心身の状況等に応じて、家族や地域において防災活動を行う自主防災組織等が記入をする形態での個別避難計画の作成も検討するものとする。

(3) 支援体制の整備

市は、自主防災組織の育成及び指導並びに社会福祉施設等への指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、自治会や町内会などの地域社会全体で避難行動要支援者を支援するための体制づくりを行う。また、ガイドラインや手引きを参考とし、避難行動要支援者への各種支援体制の整備に努める。なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れ、救助体制の中に女性を位置づけるものとする。

(4) 避難指示等の情報伝達

市は、高齢者や障害者等の要配慮者について、その状態や特性に応じた情報伝達体制の確立に努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による避難指示等の周知を図る。

(5) 防災設備等の整備

市は、ひとり暮らしの高齢者や障害者、ねたきりの高齢者、視覚障害者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災警報器等の設置の推進に努める。

また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を努めるものとする。

(6) 避難施設等の整備及び周知

市は、施設の安全性確保やバリアフリー化、避難スペースが確保されているなど、要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するように努める。また、県及び市は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。

要配慮者が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の障害者・高齢者用備品やミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備などは、あらかじめ避難施設等への配備に努める。ただし、個別の事情による医薬品等については、要配慮者の家族等で備えることとする。

市は、手引きや関係団体の意見などを参考とし、要配慮者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

(7) 防災知識の普及、防災訓練の充実

市は、要配慮者やその家族並びに社会福祉施設に対し、パンフレットの配布など、広報を充実し災害に対する基礎知識等の理解を高めるとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの積極的参加を呼び掛けるよう努める。

(8) 在宅避難者等への支援

市は、在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る要配慮者に対する健康相談や生活支援のため、共助の取り組みや健康福祉センター(保健所)、社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取り組みを促進する。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について、日頃から主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

(9) 広域避難者への対応

県及び市は、広域的に避難した被災者が、受入先において継続的に福祉サービスを受けられるよう配慮する。

3. 社会福祉施設等における防災対策

市内の社会福祉施設は、南房総市保健福祉施設、特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、障害者福祉施設等があり、詳しくは資料編9-11に示す。

(1) 施設の安全対策

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、施設そのものの災害に対する安全性の確保に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、入所者及び児童生徒等が最低限度の生活維持に必要な飲料水等、食料、医薬品類などの備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や施設入居者の酸素療法等の治療等に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備を行う。

(2) 組織体制・計画の整備

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、県へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成しておく。また、県と連携し、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及び自主防災組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者及び児童生徒等の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、施設の職員や入所者及び児童生徒等が災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるための防災学習を定期的実施する。また、施設職員や入所者及び児童生徒等が、発災時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者及び児童生徒等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

4. 外国人への対応

(1) 防災知識の普及・防災訓練の充実

市は、言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人を「要配慮者」として位置づけ、発災時に迅速かつ的確な対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。

ア 多言語による広報の充実

イ 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化

ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育

エ 日本語理解が十分でない外国人と、コミュニケーションをとるため、翻訳機器の配置やアプリの活用などの検討

(2) 語学ボランティアの派遣

日本語の理解が十分でない外国人向けの語学ボランティアの派遣については、千葉県において市からの要請が可能となるよう派遣制度を整備していることから、必要に応じてこれらの活用を図る。

5. 観光客に対する対応

本市は、ホテル・旅館等の観光施設が立地し、観光時期における災害の際には、観光客に対する対応も必要となることから、市は、施設管理者等と連携し、市内に滞在中の観光客の把握及び安全確保に努めるとともに、避難情報等についての情報提供方法の充実、災害時の避難誘導方法の検討等の必要な対策の検討に努める。

第10節 情報連絡体制の整備

■計画方針

大規模震災時には、通信の途絶や輻輳^{ふくそう}等が予想されるため、市、県及び防災関係機関は、情報収集伝達手段として、防災通信網の整備充実を図り、応急対策における情報伝達を迅速に進める。また、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

1. 情報通信体制の現況

災害時の情報通信体制は、無線通信、有線通信及び災害時優先電話の3種で構成されている。

(1) 県防災行政無線の概要

- ア 県は、防災情報の迅速・確実な受伝達と通信の高度化を図るため、防災行政無線を整備し、運用している。
- イ 災害現場等において、消防本部、警察及びその他防災関係機関と協力して円滑な防災活動を実施するため、これらの機関と相互に通信が可能な防災相互通信用の無線装置を県庁に整備している。
- ウ 県は、災害時における県庁と県出先機関、市町村等の間での被害情報、措置情報の収集、処理の迅速化・共有化を図るとともに、気象情報等の防災に関する各種情報を関係機関や県民に提供して、的確な防災対策に資するため、「千葉県防災情報システム」（以下「防災情報システム」という。）を整備し、運用している。
- エ 県は、震災時に初動体制の迅速な確立を図るため、県内全市町村に計測震度計を設置するとともに、気象庁、千葉市等の81地点の震度情報をオンラインで収集する「千葉県震度情報ネットワークシステム」を維持・運用している。

(2) 南房総市防災行政無線

市防災行政無線は同報系によって構成され、三芳保健福祉センターに設置された親局から各地区の屋外拡声子局、戸別受信機に災害情報等を伝達しており、併せて全国瞬時警報システム（Jアラート）も整備している。

この他、緊急用として衛星携帯電話が本庁に、衛星無線が朝夷行政センター及び各地域センターに配備されている。

(3) 有線通信施設

有線通信は次のとおりである。

- ☐ 電話・ファクシミリ通信
- ☐ インターネット

(4) 災害時優先電話

災害時優先電話は、有線通信施設の一つであるが、一般有線電話の輻輳又は通話不能の場合において災害時優先電話により通話を行う。災害時優先電話は、既設の電話番号をNTT東日本株式会社に、「災害時優先電話」として登録する必要がある。

なお、災害時優先電話番号は資料編に示す。

資料編 p 16

災害時優先電話番号

2. 情報通信設備の整備

市は、災害時の情報通信体制を確保するため、電話、無線通信等多重ルートによる通信体制を確保することとし、衛星携帯電話、衛星無線、I P 無線、デジタル簡易無線、防災携帯電話、一般電話等の他、多様な通信機器の確保を図る。

また、施設の耐震化を進めるとともに、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

3. 千葉県防災情報システムの活用

千葉県防災情報システムは、災害に係わる情報の収集、処理、分析を迅速かつ的確に行い、災害時における防災関係機関との調整、意思決定等を支援するシステムである。

県庁、地域振興事務所、土木事務所等の県出先機関及び市町村等の防災関係129機関に情報の入力・検索・表示機能を備えた専用端末を設置し、電気通信事業者の光回線を利用してオンラインによる被害情報等報告及びこれらの情報の共有を行っている。併せて、防災ポータルサイトを通じて県民に対する防災に関する情報発信を行っている。

防災情報システムの機能概要

(ア) 被害情報処理機能

専用端末を設置した各機関で把握した被害情報等を、各機関の担当者が専用端末により直接データベースに登録することで、県災害対策本部への被害情報報告と専用端末を設置した各機関との情報共有を同時に行う。

(イ) 実況監視処理機能

気象ASPサービスから提供される気象情報を専用端末装置等に表示する。

また、緊急を有する情報についてはポップアップにより通知を行う。

(ウ) 地図情報

電子化された基本地図上に各防災関係機関が入力した災害危険箇所・区域、避難場所及び公共施設等の各種防災情報や被害情報等を表示し、それらの情報を共有する。

(エ) 職員参集機能

気象情報の種類や規模等に応じてメールを自動配信し、関係職員の自動参集を支援する。

(オ) 県民への情報発信機能

多言語に対応した防災ポータルサイトを通じて気象情報、被害情報、避難所に関する情報等を提供する。

また、「ちば防災メール」の登録者に対し、防災に関する各種情報を発信する。

(カ) 報道機関への緊急情報発信機能

県及び市が入力した避難情報、避難所情報、災害対策本部設置情報を、「Lアラート（災害情報共有システム）」を通じて各報道機関へ発信する。

4. その他無線通信等の活用

(1) アマチュア無線

災害時のアマチュア無線による災害情報の交換・伝達は大きな効果があることが阪神・淡路大震災において実証されているところである。このアマチュア無線の活用について、ボランティアであることを配慮のうえ、非常時においてアマチュア無線の円滑な活用を図る。

(2) 民間の無線施設

市、県及びその他の防災機関の無線が災害により使用が困難な場合を想定し、民間の無線施設を活用できるよう、平常時から協力体制の整備に努める。

表一 主な民間の無線施設

機 関	無 線 施 設
東京電力パワーグリッド株式会社	東京電力パワーグリッド通信施設
タクシー会社	タクシー無線
運送業者	業務用無線

(3) 警察通信施設

市長は、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定により警察通信施設を使用できる。

5. インターネットの活用

災害時において、避難指示等の情報伝達方法の多様化を図るため、インターネットの活用を推進する。本市では、災害関連情報の広報手段として市ホームページの充実を図る他、安全・安心メールの利用者登録を推進するとともに、緊急速報メール(N T T ドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル、楽天モバイル)の活用について周知を図る。

6. 情報通信機器の操作・運用の習熟等

災害時に円滑で的確な情報の伝達等を確保するために、情報通信機器の操作に携わる職員に対して、無線従事者資格の習得を積極的に奨励し、無線従事者の増員、確保を図る。また、定期的に操作・運用の研修及び訓練を実施する。

なお、災害時の防災関係機関や民間等の協力機関に応援・協力要請を迅速、かつ、的確に行うために、応援・協力要請先の情報機器及び運用に関する最新情報の収集に努める。

7. 非常通信体制の強化

関東地方非常通信協議会は、非常災害時の有線電話途絶時等において、災害情報の収集・伝達に係る非常通信の円滑な運営を期することを目的として、無線施設を有する官公民機関及びこれを利

用する地方公共団体等で組織されている。

当該協議会は平素から、①非常通信の運用の計画及び実施、②非常通信の訓練の計画及び実施、③非常通信に関する研究等に努めており、災害時の通信確保に万全を期している。

第11節 備蓄・物流計画

■計画方針

市は、市民や自主防災組織、事業所等に対し、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平時から、災害時に必要な物資の備蓄を推進するよう働きかけるとともに、市民の生命や財産を守るため、災害発生直後から被災者に対して円滑に必要な物資等の供給が行えるよう、備蓄・調達並びに物流に係る体制の整備を図る。

併せて、大規模災害時における医療救護などの救援活動を実施するために必要な資機材・物資等の計画的な整備を図る。

1. 食料・生活必需品等の供給体制の整備

(1) 備蓄意識の高揚

各家庭や事業所等における食料・飲料水等の備蓄を推進するため、家庭等における「最低3日、推奨1週間」分の食料や飲料水等、生活必需品を備蓄することなど、市民の備蓄意識の高揚を図るための普及啓発を推進する。特に、乳幼児用ミルクや離乳食、介護食、食物アレルギー対応食品など、個々の事情に応じた食料等については、各自で事前に準備するよう意識の高揚を図る。

また、自主防災組織等への炊き出し用機材や救助用機材などの整備を促進する。

(2) 市における備蓄・調達体制の整備

市における備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、市は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料・生活必需品等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。

ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水等・常備薬・マスク・消毒液・炊き出し用具・毛布・その他生活必需物資や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努めるものとする。なお、備蓄物資の選定に際しては、過去の災害を踏まえ、地域特性や要配慮者・女性、子供（特に乳幼児）の避難生活等や食物アレルギーに配慮する。

イ 被災者に物資を迅速に提供するため、避難所への分散備蓄の推進や輸送体制の構築などに努める。

ウ 消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、物資供給事業者等との協定締結の推進に努める。

エ 必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

(3) 帰宅困難者支援に係る備蓄

県及び市は、帰宅困難者等を一定期間受け入れるため、一時滞在施設を指定するとともに、受け入れた者に可能な範囲で食料や飲料水等を提供するための備蓄に努める。

(4) 県及び市における災害時の物流体制の整備

民間からの調達や国や他都道府県からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要であり、県及び市は、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

①県における物流体制

大規模災害時において、県は、市の要請等に基づき、又は災害の状況に応じ要請を待たずに、備蓄、民間からの調達又は国や他都道府県への要請等（国からの「プッシュ型」支援を含む）により必要な物資を確保し、市町村の指定する拠点まで物資を輸送する役割を果たす必要がある。

このため、「災害時における物流計画」に基づき、千葉県倉庫協会、千葉県トラック業界等民間物流事業者などと連携し、在庫管理及び払出し体制、輸送車両・機材・ノウハウの提供等、速やかに支援物資の管理供給体制を構築の上、「千葉県大規模災害時応援受援計画」により選定する広域物資拠点（一次物資拠点）において支援物資を円滑に受入れ、市町村物資拠点（二次物資拠点）へ迅速に輸送するものとする。

②市における物流体制

市は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等について、民間物流事業者との連携体制を構築するため、事業者との協力等に関する協定の締結に努める。

なお、物資の集積拠点を選定するに当たっては、公的な施設のみならず、民間物流事業者の管理する物流倉庫も検討するものとし、また、選定した集積拠点を県に報告するものとする。

③プッシュ型支援への対応

千葉県地域防災計画では、情報の寸断等により、ニーズの把握が困難な状況となる場合は、要請を待たずに物資の供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援を想定しているため、物資の備蓄状況や集積拠点等について、県・市町村間の情報共有を図る。

2. 備蓄物資の整備

市は、大規模な災害が発生した場合の被害を想定して、必要となる食料、生活必需品等の物資について、適切な備蓄及び調達体制を整備する。

また、備蓄物資の性質に応じて集中備蓄、又は避難所の位置等を勘案した分散備蓄にも配慮するとともに、道路被害により孤立する可能性のある中山間集落等には備蓄拠点を設けるなど体制の整備に努める。

さらに、道路利用者の一時避難場所として「道の駅」には、災害時に必要となる備蓄物資を整備するよう努める。

本市の備蓄物資の現況は、資料編に掲載している。

3. 水防用資機材の整備

水防用資機材は、市の防災倉庫等において、洪水、溢水等の緊急事態に対処するため、消防資機材とともに土のう材料等の水防用資機材を準備している。これら資機材については、堤防損壊、浸水対策をはじめ、道路復旧、がけ崩れ等にも対応できるよう今後とも整備に努める。

第12節 防災施設等整備計画

■計画方針

市は防災関係機関と協力し、災害が発生した場合に、迅速、かつ、円滑に災害応急対策を実施し、住民の安全と生活の確保を行うための諸施設の整備を推進する。

1. 防災拠点の整備

(1) 現 況

現在、防災拠点となる災害対策本部の設置場所として、第1順位が市役所本庁舎内、第2順位として三芳分庁舎内が予定されている。

その他公共施設を中心に、避難所、救援物資の受入施設、負傷者救護所、死体安置所、各防災関係機関の受入場所などが予定されている。

(2) 実施計画

市は、災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備にさらに努める。なお、施設の配置は、合併により市域が広大であることから、一定地域に集中させるのではなく、旧町村(朝夷行政センター及び各地域センターの管轄区＝地区)の地理的範囲を防災拠点のくくりとすることを原則とする。

また、平常時に住民のリーダー等を対象とした地震や防災に対する知識・体験を深めるための啓発・教育活動を地区単位で進める。

防災上の施設として、地区単位に避難所、備蓄倉庫等を計画的に配置、整備を進めていき、併せて避難活動及び避難生活に求められる物資の備蓄を図る。

「道の駅」については、新たな防災拠点として位置づけ、道路利用者の一時避難場所を確保するため、道路管理者と協議のうえ、協力して災害時に必要となる施設整備を始め、必要となる体制を確立させる。

加えて、市内の他の「道の駅」や全国の「道の駅」と連携し、災害情報収集・配信のための情報ネットワークの構築に努める。

2. 避難施設の整備

(1) 避難所等の整備

災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所とを区別して避難施設の整備を行う。また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。現在の市内における避難所(場所)は、「資料編、資料8-7～14」に掲げている。

市は、災害対策基本法、政令及び府令、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(内閣府、平成28年4月改訂)、「災害時における避難所運営の手引き」により避難所等の選定を行い、県もその確保に協力することとする。

①指定緊急避難場所の指定

市は、災害の種類ごとに、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周囲等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのない場所とする。

なお津波が発生、又は発生するおそれがある場合に使用する施設については、想定される津波の水位以上の高さに避難スペースがあり、避難上有効な階段その他の避難経路を有するものを指定する。

②指定避難所の指定

市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難所として指定し、住民への周知徹底を図る。

市は、指定避難所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。

県は、市町村から指定の通知を受けたときは、内閣総理大臣に報告する。

また、避難所の整備等については、次の点に留意するものとする。

ア 施設の選定に当たっては、災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努める。

イ 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

ウ 上記イの設備を稼働させるために必要な電源や燃料の確保を図る。また、その際、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大やエネルギーの多様化に努める。

エ 避難所における救護所の施設整備に努める。

オ 避難所における公衆無線LAN等の整備に努める。

カ 避難所に要配慮者の入所できる要配慮者スペースの確保について考慮するものとする。

キ 避難所に食料（アレルギー対応食品等を含む）、飲料水等、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、簡易ベッド、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、エルピーガスなどの非常用燃料の確保等に努める。

ク 避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮した資機材等の整備及び生活相談職員（おおむね10人の要配慮者に1人）等の配置等に努める。

ケ 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。

コ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所

としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等関係部局や地域住民等関係者との調整に努める。

サ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

シ 感染症対策について、避難所で感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合は、ホテルや旅館の活用等を含めて検討するよう努める。

(2) 避難路の整備

市は、避難場所に安全に避難できるよう日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、避難路の安全性の点検及び避難誘導標識の設置等、適切な措置を講じておく。

(3) ヘリコプター臨時離発着場等の確保

情報収集や救助・救急活動、救援物資・人員搬送等、災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するためには、緊急時の離発着場の確保が重要である。

緊急時のヘリコプター離着陸場は、「第3章第11節自衛隊への災害派遣要請」に示す場所
他、自衛隊が選定した着陸場(資料編 資料7-4)があるが、避難所と緊急離着陸場を共用する施設については、特に、避難住民の安全性などを考慮し、避難所と緊急離着陸場の区別を明確にするなど所要の措置を講じる。

また、孤立する可能性のある集落では、生地着陸の可能な場所(田畑、農・林道)をあらかじめ選定しておく。

(4) 貯水施設等の整備

防災用井戸が未整備の地区については、安房郡市水道部の協力を得て、非常時における地域住民に供給する飲料水等を確保するため、避難所等に耐震性貯水槽の整備を検討する。

なお、耐震性貯水槽の整備については、安房郡市水道部と連携し、協力を得ながら取り組むものとする。

また、現在市内の7箇所(白浜地区6箇所、富浦地区1箇所)にある防災用井戸の管理・維持に万全を期すほか、その増設に努める。

(5) 非常用電源の確保

市は、災害時の活動拠点となる庁舎や地域センター等の公共施設、災害時の情報の収集・伝達手段となる通信施設、避難所となる学校等において、非常用電源の確保に努める。

(6) 津波避難所の整備

市は、津波浸水予測地域及び国が平成13年度に策定した「津波対策推進マニュアル」を基に、避難対象地域、避難場所及び避難困難地域における避難ビル等を指定する。

なお、令和8年3月現在、海岸線付近に位置し3階以上を有する鉄筋コンクリート建て施設22棟について津波避難ビルとしての協定を締結している。

さらに、避難対象地域内の住民が迅速に避難できるよう、安全性及び機能性を考慮し、地域

外への避難路を指定する。また、自主防災組織等、住民が主体となって港、入り江等、集落単位で避難経路、避難目標地点及び避難ビルを設定するなど、より実情に即した避難計画を定めるよう、積極的に指導・協力する。

3. 道の駅の防災機能強化

県及び市は、災害時において地域住民や道路利用者、観光客へ安全・安心な場や災害情報の提供の場となり得る道の駅について、必要に応じて防災機能強化に努めるものとする。

第13節 帰宅困難者等対策

■計画方針

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、県内で多くの帰宅困難者が発生し、帰宅しようと駅周辺に集まった人々が駅前に滞留した事例が多く見られ、行動の基本ルールが十分周知されていなかったことや、駅と市町村との情報連絡体制が不十分であったことにより、一部の駅周辺では混乱も生じた。

大規模震災により鉄道等の公共交通機関が運行に支障をきたした場合には、大量の帰宅困難者の発生が予想され、それらの人々が一斉に居住地に向けて帰宅行動を開始すると、火災や建物からの落下物により負傷するおそれや、救急・救助活動の妨げとなるなどの可能性がある。県、関係機関等との連携・協力体制を確立し、帰宅困難者等対策の推進を図る。

1. 帰宅困難者等

(1) 帰宅困難者の定義

震災発生時の外出者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とする。本市においては主として観光客が想定される。

また、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とし、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」とする。

(2) 帰宅困難者の発生予想数

平成26・27年度「千葉県地震被害想定調査報告書」では、本市における帰宅困難者数は最大約3,800人(千葉県北西部直下地震※鋸南町と合算)と予測されている。

2. 一斉帰宅の抑制

(1) 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底

帰宅困難者対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、市は、広報紙、ホームページ、ポスターなど様々な媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。

(2) 安否確認手段の普及・啓発

一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要である。このため、市は、災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(web171)、LINE、X(旧ツイッター)・Facebook等のSNSなど、複数の安否確認手段について、平常時から体験・活用を通じて、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

(3) 帰宅困難者等への情報提供

企業、学校など関係機関において従業員や児童・生徒等を待機させる判断をすることや、個人が望ましい行動を取るためには、地震情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、市は、「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけ、地震に関する情報、被害情報、一時滞在施設の開設状況などについて、県を通じてのテレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用して主体的に提供していく。

また、駅周辺ごとに設立される、駅周辺帰宅困難者等対策協議会においても、情報連絡体制及び提供方法を検討し、情報提供していく。

さらに、県や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール(NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル、楽天モバイル)、防災情報メール、防災ポータルサイト、SNS、駅周辺のデジタルサイネージ※などを活用した情報提供についても検討・実施していく。

※ デジタルサイネージ：屋外、店頭、公共空間、交通機関、コンビニエンスストアなど、一般家庭以外の場所において、ネットワークに接続したディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するもの。

(4) 企業、学校など関係機関における施設内待機のための対策

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するため、市は、企業・学校など関係機関に対し、従業員等や児童・生徒を安全に待機させるための耐震診断・改修、家具の転倒・落下・移動防止等の環境整備、従業員等との安否確認手段の確保・家族との安否確認手段の周知などの対策を要請する。

また、施設内待機方針や安否確認手段の従業者への周知、飲料水等、食料、毛布などの備蓄について、企業は自らの準備に努めることとし、学校など関係機関については、家庭や地域と連携協力して準備に努めることとする。

3. 帰宅困難者等の安全確保対策

(1) 一時滞在施設の確保と周知

県及び市は、所管する施設から耐震性などの安全性を考慮したうえで、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などを一時的に受け入れるための一時滞在施設を指定する。

民間施設については、市が当該事業者と協議を行い、事前に協定を締結し指定する。

また、市は、一時滞在施設の周知を図るとともに、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても検討する。

(2) 大規模集客施設や駅等における利用者保護の要請

大規模集客施設や駅等における利用者保護のため、市は、あらかじめ駅周辺帰宅困難者等対策協議会などにおいて大規模集客施設や駅等の関係機関との情報連絡体制の整備を図る。また、震災の発生時に適切な待機や誘導が行われるよう要請する。

(3) 企業、学校など関係機関における訓練実施の要請

市は、企業・学校など関係機関に対し、従業員や顧客、児童・生徒の混乱防止、誘導訓練、情報の収集伝達訓練、安否の確認及び情報発信訓練など、帰宅困難者等の発生を想定した訓練の実施を要請する。

4. 帰宅支援対策

(1) 帰宅支援対象道路の周知

市は、千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会において選定した帰宅支援対象道路について、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会における支援方策等の検討結果を踏まえ、県及び周辺市町村と連携して周知を図る。

(2) 災害時帰宅支援ステーションの確保

市は、九都県市首脳会議における協定締結事業者の確保と併せて、市内で店舗を経営する事業者との協定締結を進め、災害時帰宅支援ステーションを確保する。

また、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、県や事業者と連携して、ホームページや広報誌などを活用した広報を実施する。

(3) 搬送手段の確保

障害者、高齢者、妊婦又は乳児連れの方など自力での徒歩が困難な特別搬送者については、県が関係機関と臨時バスやタクシーなどの確保に向けた検討を行い、搬送手段を確保するよう努めることとなっていることから必要な支援を行う。

5. 関係機関と連携した取り組み

(1) 千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会

市町村や交通事業者、大規模集客施設事業者や経済団体など関係機関の参画を得て設立した「千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会」を中心に、個人で準備・行動できることの普及・啓発を図るとともに、関係機関との連携を図りながら対策を検討・実施する。

(2) 首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議

首都直下地震帰宅困難者等対策協議会で策定された帰宅困難者等対策ガイドラインの更新、帰宅困難者等搬送マニュアル（仮称）の作成、国、都県、市町村、関係機関、事業者等各構成員の対策の進捗状況の共有など、各機関における帰宅困難者等対策に係る調整や情報交換を行う。

(3) 駅周辺帰宅困難者等対策協議会

大量の帰宅困難者等の発生が予想される駅周辺においては、各駅周辺の地域事情等に鑑み、実効性の高い対策を検討・実施していくことが必要である。このため、市町村が事務局と

なり、県も参画する駅周辺帰宅困難者等対策協議会の設立を促進し、情報連絡体制の確立、一時滞在施設の確保、帰宅困難者等の安全確保、安全確保後の徒歩帰宅支援などのテーマを中心に対策を検討・実施していく。

6. 大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、平常時から利用者の保護に係る方針を定めておくとともに、震災発生時の施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についてもあらかじめ検討しておくよう努める。

第14節 防災体制の整備促進

■計画方針

市は、大規模災害の発生時における迅速な初動体制や、県・国等からの広域応援体制を構築するため、平時から県、国、周辺市町村、防災関係機関等との連携を密にするとともに、災害対策本部機能の強化等、体制整備を行う。

また、大規模地震等の発生時には、市民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図ると同時に、行政サービスの提供を維持する必要があることから、業務継続計画に基づく行政機能の確保など体制整備に努めるものとする。

1. 市の防災体制の整備

（1）日ごろからの危機管理意識の醸成

市は、発災時にプロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」「最悪事態を想定して行動せよ」「空振りは許されるが見逃しは許されない」）に則り迅速に災害対応ができるよう、職員向けの訓練や研修について見直しを行うとともに、日ごろから、県や防災関係機関の研修を活用し、危機管理に係る知識、危機管理意識の醸成に取り組むものとする。

（2）県及び防災関係機関との連携の強化

県は、震度5弱の地震の発生や津波注意報又は津波警報が発表されるなど、大きな被害の発生が予想される段階から、あらかじめ選定した職員を情報連絡員（リエゾン）として対象市町村に派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集するための体制を講じておくものとする。大規模災害により県に被災状況を報告できない場合、県から派遣された情報連絡員（リエゾン）を災害対策本部に受け入れ、県との連絡調整を行うものとする。

県、市及び防災関係機関は、日ごろから、情報連絡員の役割について理解の共有を図るなど、情報共有や連携の強化を行うものとする。

（3）災害対策本部の活動体制の整備

市は、大規模災害に迅速かつ円滑に対応した体制を整備するため、災害対策本部事務局体制を整備し、災害対策本部設置訓練や図上訓練を行うことにより、習熟に努めるとともに、検証の結果、必要となる場合には、適宜体制の見直し等を図るものとする。

（4）事業者との連携

市は、円滑な応急対策の実施、災害復旧・復興のため、事業者との協定の締結等連携強化に努めるとともに、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続等の確保を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

（5）非常用電源の設置状況等の収集・整理

市は、大規模停電発生時に電源車の配備等について円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び、災害応急対策に係

る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行う。

(6) 燃料の供給体制の整備

市は、あらかじめ、石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会を増大などに配慮するよう努めるものとする。

(7) 男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備

市は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化するよう努める。

2. 業務継続計画（BCP）

業務継続計画は、災害発生時に、職員等の資源に制約がある状況で、応急・復旧業務の迅速な遂行や重要な通常業務の継続により、市民の生命や生活を守り、被害の拡大や社会的混乱を最小限度に抑えるための計画である。

市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、「南房総市業務継続計画（BCP）」（令和7年4月第3版）を策定し、業務継続性の確保を図っている。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

業務継続計画の重要6要素

- ア 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
 - 首長不在時の代行順位を定めておく
 - 休日・夜間等における災害発生を想定し、災害応急対策の遂行に必要な職員を確保するための参集基準や参集範囲を定めておく
- イ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
 - 災害対策本部を設置する庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎を特定しておく
- ウ 電気・水・食料等の確保
 - 災害対策本部を設置し、応急対策を実施する庁舎用の非常用発電機の台数を具体的に定めておく
 - 非常時の電源確保について、代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。（停電の長期化に備え、燃料販売事業者等との優先供給に関する協定の締結等も検討する）
 - 職員のために必要な水・食料等の備蓄量を具体的に定めておく

エ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

オ 重要な行政データのバックアップ

○業務の遂行に必要な重要な行政データを特定し、同時被災しないよう保管しておく

カ 非常時優先業務の整理

○大規模災害発生時に優先して実施すべき業務（非常時優先業務）を特定しておく

○非常時優先業務ごとの遂行体制（全庁的な役割分担、人員配置）を定めておく

○非常時優先業務の遂行が職員のみでは困難となる場合に備えるための、他の地方公共団体からの応援職員受け入れに関する規定（受援を調整する担当組織、派遣要請の手順、支援を要請する他団体の連絡先、応援職員を受け入れて実施する業務 など）を定めておく

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害対策本部活動

■計画方針

市及び防災関係機関は、市内及び周辺に地震が発生した場合、応急対策を迅速に行うための体制を直ちに整え、民間団体、住民等も含めて一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援・救護に努める。また、被害の発生を最小限度に止めるため、災害規模に応じた防災体制をとり、全力を尽くし防災業務の遂行にあたり、住民の身体・生命・財産の安全確保に努める。

1. 動員基準及び配備体制

地震発生時における動員基準、配備体制及び対応活動部の構成については資料編に示す。

資料編 p 18	4-1 南房総市の防災動員基準
資料編 p 22	4-5 配備基準 [地震・津波]
資料編 p 24	表一市災害対策本部の組織構成図

2. 災害対策本部設置前の初動体制

(1) 第1配備

ア 気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房、千葉県内房に「津波注意報」を発表した場合、もしくは市内に設置してある震度計が震度4以下を記録し、被害が生じた場合で市長が必要と認めたときは、あらかじめ定められた職員は、市役所内所定の場所に参集し、次の措置を講じる。

(ア)地震及び津波並びに気象に関する情報の収集及び伝達
(イ)被害状況の把握及び報告

イ 消防防災課長は被害情報を取りまとめ、速やかに市長に報告する。また、必要に応じ、県に報告又は通報を行う。

表一 災害対策本部主管課

主管課名	連絡先	備考
市民生活部 消防防災課	電話 0470-33-1052	夜間も同様
	FAX 0470-33-2323	夜間も同様

(2) 第2配備

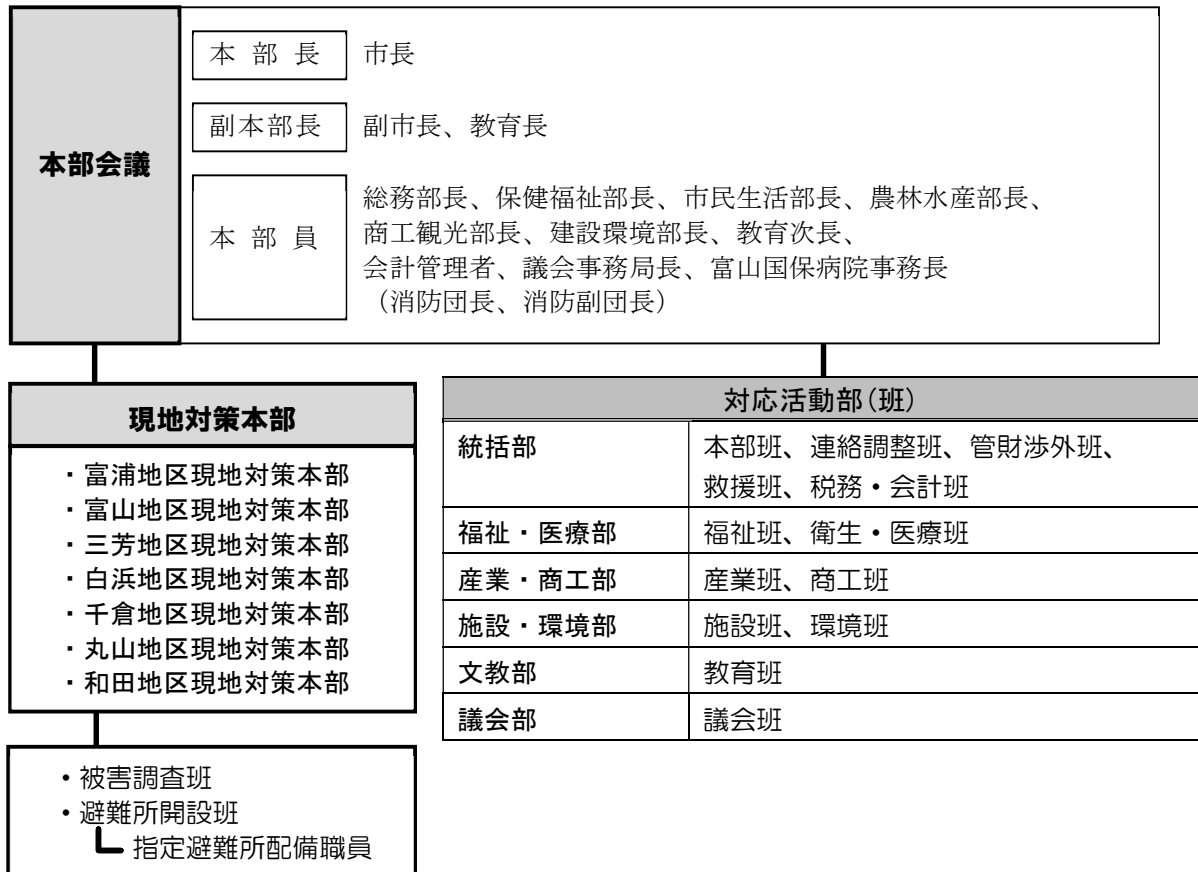
ア 災害の状況を鑑み、市長が第1配備の体制を強化する必要があると認めたときに配備する。
イ 情報の収集及び伝達、危険箇所の巡回、被害箇所の応急対策を円滑に行い、速やかに災害対

策本部を設置できる体制とする。

3. 災害対策本部

災害対策本部の組織及び編成は、「南房総市災害対策本部条例」等により、その内容は次のとおりである。

図一 市災害対策本部の組織構成



(1) 災害対策本部の組織

災害対策本部は、「本部会議」、「現地対策本部」及び「対応活動部」をもって構成する。

(2) 本部会議

ア 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

イ 本部会議は、災害予防及び災害応急対策等に関する基本方針、その他の重要事項について審議決定する。

ウ 本部会議は市役所本庁舎内に設置する。

エ 本部会議と各部との連絡方法

本部長あるいは本部会議で決定した事項は、対応活動部連絡調整班の担当者が現地対策本部及び各部に連絡する。

現地対策本部及び各部で収集した情報、あるいは、現地対策本部及び各部で決定した事項のうち、本部会議あるいは、現地対策本部及び各部が承知しておく必要がある事項は、本部員及び対応活動部連絡調整班担当者が現地対策本部、各部及び本部長に連絡する。

オ 関係機関に対する要請等

本部長は、災害の状況に応じ、関係機関に対して必要な措置を講じるよう協力を要請し、又は本部と当該機関との連絡のため必要があるときは職員の派遣を要請する。

(3) 災害対策本部の設置及び廃止

ア 市長は、災害応急対策を推進するため、次の基準により災害対策本部を設置する。なお、設置後、災害の発生するおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したため災害対策本部を設置しておく必要がないと市長が認めたときは、廃止する。

(ア) 南房総市内で震度5弱以上の地震が記録されたとき。

(イ) 気象庁が津波予報区の千葉県内房、千葉県九十九里・外房に「津波警報」又は、「大津波警報」を発表したとき。

(ウ) 気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表したとき。

(エ) 内閣総理大臣が東海地震に係る警戒宣言を発表したとき。

(オ) 以下のaまたはbに該当する場合で、総合的な対策を講ずるため、本部長が必要と認めたとき

a 市内に地震や津波による大規模災害が発生した場合や発生するおそれのあるとき

b 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき

イ 災害対策本部の設置及び廃止の手続きは次のとおりとする。

(ア) 市長は、災害対策本部を設置した場合、本部の名称、設置の場所を「南房総市災害対策本部」の標識で公示するとともに市防災行政無線等によって住民への周知を図る。

(イ) 災害対策本部を設置した場合、市長は速やかに市防災会議を構成する各機関の長に電話又はその他の方法により通知する。また、知事(防災対策課)に報告する。

(ウ) 本部を廃止した場合も(ア)、(イ)と同様の手続きを行う。

ウ 災害復興を行う部署の設置

本部長は、災害の状況により必要な場合には、災害からの復興に必要な部署を設置する。

(4) 災害対策本部の本部長及び副本部長

災害対策本部の本部長は市長とし、事務を総括する。副本部長は副市長、教育長とし、本部長を補佐する。また、本部長に事故ある時は、副市長、教育長の順でその職務を代理する。本部員(各部長)に事故あるときは部員のうち各部の上席の者が代理する。

(5) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、本庁舎別館1多目的室に設置する。ただし、本庁舎が倒壊・津波により使用できない場合は、三芳分庁舎事務室に設置する。

(6) 現地対策本部の設置及び廃止等**① 現地対策本部の設置**

本部長(市長)が必要と認めた場合、現地対策本部を設置する。

② 現地対策本部の設置場所

現地対策本部の設置場所は、応急災害対応を必要とする地区の地域センター庁舎内とし、被災等の理由で地域センター庁舎が使用不可能の場合は、近隣の公民館等の公共施設とし、本部長(市長)が決定する。

③ 現地対策本部の廃止

現地対策本部の設置後、災害の発生するおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したため現地対策本部を設置しておく必要がないと本部長が認めたときは廃止する。

④ 現地対策本部の主たる活動内容

- (ア) 初期の被害状況の調査、把握
- (イ) 避難施設の開設・運営、飲料水・食料等の配布
- (ウ) 自主防災組織との連携、調整
- (エ) ボランティアの派遣要請
- (オ) 自衛隊、消防機関等の関係機関への現場情報の提供
- (カ) その他、災害応急活動に緊急に必要とされるもの

⑤ 災害対策本部からの応援要請等

現地対策本部を設置する必要のない地域センター等に対し、市災害対策本部からの応援要請があった場合は、当該センターに必要最小限の職員を残し、他の職員は災害対策本部(又は、現地対策本部)の指揮管理下に入る。

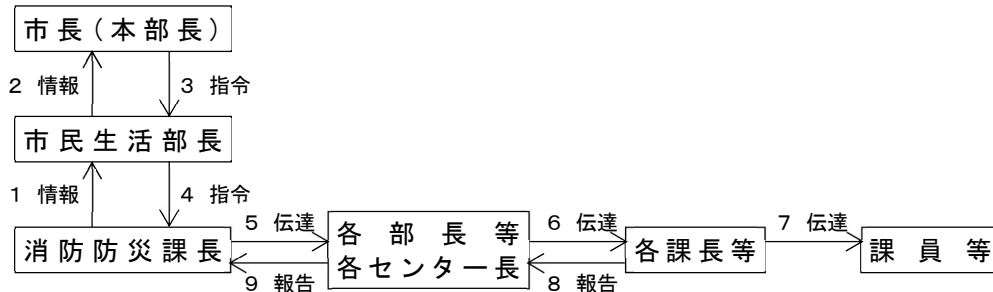
⑥ 災害対策本部活動部・班の人員調整

発災からの時間経過とともに、重点をおく対応内容の変化も考えられることから、災害対策本部体制に基づく部・班での活動については、連絡調整班により適宜人員調整を実施する。

4. 配備指令の伝達及び対応

【平常時執務時の配備指令伝達及び対応】

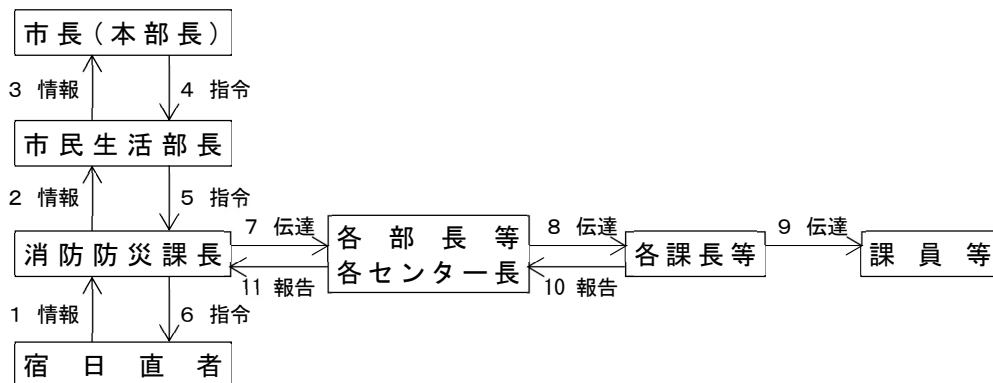
○庁内放送、電話等により行う。



※各部において、いつでも出動できる態勢で待機する。

【休日又は夜間の配備伝達及び対応】

○電話などにより行う。



※宿日直者の職務

宿日直者は、次に掲げる情報を察知したときは、消防防災課長に連絡し、その指示を受けて併せて関係職員に連絡する。

- ・地震発生のおそれのある情報が関係機関から通報され、又は自ら覚知し緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
- ・地震が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
- ・地震発生のおそれのある予兆現象の通報があったとき。

5. 自主登庁又は自主参集

勤務時間外に地震災害が発生し、参集の伝達が不可能となった場合の自主登庁又は自主参集は、次の方法による。

(1) 自主参集基準

ラジオ、テレビ、防災行政無線等で市内に係る災害関連情報が流されたとき又は、自宅付近の災害状況により被害が甚大だと予想されるときは、連絡の有無にかかわらず職員は自主的に参集し、南房総市職員初動マニュアルに定められた所定の体制をとる。

(2) 登庁時の注意

災害時の登庁について、災害応急活動に備えるよう次の事項に留意する。

ア 登庁時の手段…… 可能な限り、徒歩、自転車、バイク等による。

イ 服 装 …… 応急活動に便利で安全な服装とする。

ウ 持 参 物 …… 職員初動マニュアル、職員証、食料、飲料水、帽子又はヘルメット、懐中電灯、軍手、携帯ラジオ、筆記用具、応急医薬品等、その他必要と思われるものを持参する。

エ 情 報 収 集 …… 登庁経路での被害状況をメモし、その状況を対策本部、現地対策本部、又は、消防防災課に報告する。

(3) 参集途上の緊急処置

職員は、参集途上において災害事故等に遭遇した時は、人命の救助を第一として付近の住民に協力するとともに、安房郡市消防本部等へ通報する。

(4) 登庁が不可能な場合

交通等の断絶より、所属部署への登庁が不可能な場合は、最寄りの施設に登庁し、登庁が不可能な旨を所属長に連絡する。登庁可能となった後、所定の参集場所に登庁する。

6. 初動期災害情報の収集

安房郡市消防本部、館山警察署及びその他防災関係機関と密接な連携を図りながら、地震による被害発生状況など初動対応に必要な情報収集を行う。

7. 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合、市長(本部長)は知事を補助し、法に基づく救助事務を行う。

8. 県・国の現地対策本部との連携

市長(本部長)は、県の現地災害対策本部又は国の非常(緊急)災害現地対策本部との連携を図り、総合的な災害応急対策を効果的に実施する。

9. 災害救助法の手続き等

災害救助法の適用については、同法、同法施行令等の定めるところによるが、必要と認めたときは、市長(本部長)は知事に対し速やかに所定の手続きを行う。市は、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施又は知事が行う

救助を補助する。

(1) 被害の認定基準

① 住家の滅失等の認定

住家の滅失の認定基準は、次のとおりである。

ア 住家が滅失

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

イ 住家が半壊、又は半焼する等著しく損傷したもの

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

ウ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

ア、イに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

② 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の算定は資料編に示す。被害状況は世帯単位である。

資料編 p 29	被災世帯の算定
----------	---------

(2) 災害救助法の適用基準・条件等

① 災害が発生した場合の適用基準

災害が発生した場合の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1号～第4号に定めるところによるが、本市における具体的適用基準は次のいずれか1つに該当する場合である。

ア 市内の住家滅失世帯数が60世帯以上であること。

イ 県全区域内の住家滅失世帯数が2,500世帯以上で、市内の住家滅失世帯数が30世帯以上であること。

ウ 県全区域内の住家滅失世帯数が12,000世帯以上である場合、又は災害が隔絶した地域に発生するなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、市内で多数の住家が滅失した場合

エ 多数の者が生命、又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。

②災害が発生するおそれがある場合の適用基準

災害が発生するおそれがある場合の適用条件等は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、その所管区域になった場合で、現に救助を必要とするときに、市町村の区域（千葉市については、市又は区のいずれの地域も単位とすることができる。）を単位に行うものである。

（３）適用手続き

ア 災害に対し、市内における被害が「２．災害救助法の適用基準」に掲げた基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みのあるときは、市長(本部長)は直ちに次の事項を明確にしたうえで知事(県災害対策本部)に報告し、災害救助法の適用を知事に要請する。なお、緊急を要する場合は、口頭又は電話により要請を行い、後日、文書によりあらためて処理する。

- ア 災害発生の日時及び場所
- イ 災害の原因及び被害の概況
- ウ 現在の被害状況及び今後の見込み
- エ 既にとった措置及び今後取ろうとする救助措置

イ 災害救助法施行細則(昭和23年千葉県規則第19号)第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないときは、市長(本部長)は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事(県災害対策本部)に報告し、その後の処置に関して知事の指導を受ける。

ウ 災害救助法の適用となる救助の項目と実施する期間は資料編に示す。

資料編 p 29

災害救助法の適用となる救助項目と期間

（４）被害状況の報告

①報告を必要とする災害

次に掲げる程度の災害が発生した場合には、報告を行う。

- ア 災害救助法の適用基準に該当するもの、あるいはその可能性があると思われるもの
- イ 災害による被害が軽微であっても、その災害が拡大するおそれのある場合
- ウ 市の災害が軽微であっても、同一災害による被害(県内他市町村)、又は他都道府県における被害の合計が大規模である場合
- エ 災害の状況、災害が及ぼす社会的影響等からみて報告の必要があると認められる場合
- オ その他特に必要と認められ、情報提供を依頼した場合

例 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金の貸付事業を実施する必要がある場合

②報告の責任者

被害状況の報告の重要性から、市はあらかじめその責任者を定める。責任者は、被害状況及

び事後の措置に関する状況の報告に関して責任を負い、したがって、災害救助事務執行上極めて重要な責務となる。

③報告の要領

被害報告は、災害発生時の時間経過に伴い発生報告、中間報告、決定報告の3種類に区分され、次により行う。

ア 発生報告

法の適用の判断を行うため、正確度よりも迅速な報告を優先とし、把握できた範囲内で次の事項について報告する。この場合、情報の出所、調査時点、正確度等もあわせて報告する。

〔発生報告〕の内容

- ① 災害発生の日時及び場所
- ② 災害の原因及び被害の概況
- ③ 現在の被害状況及び今後の見込み
- ④ 既にとった措置及び今後取ろうとする救助措置

イ 中間報告

法の適用が決定した場合、決定後速やかに中間報告を行う。

救助期間が長期間に渡る場合には、時間の経過とともに報告内容に変更が生ずるものであり、その都度報告を行う。

〔中間報告〕での追加内容

- ① 被害の状況（様式1）
- ② 救助の種類別実施状況（様式2）
- ③ 救助費の概算額調（様式3）

ただし、広域災害の場合には、通信の関係もあり、被害状況、救助の種類別実施状況及び特に指示した事項については、あらかじめ時間を定めて報告することがある。

ウ 決定報告

決定報告は、各種救助活動が完了した後、速やかに文書により行う。

報告内容は中間報告と同様である。

なお、被害報告に当たっては、特に次の事項に留意する。

- ・住家の被害等については、被害程度の認定基準にあわせて整理する。
- ・人的被害については、重傷と軽傷の区分が詳細に把握できない場合は、負傷者として処理する。

④報告の方法**ア 発生報告**

電話、ファクシミリ、県防災行政無線電話及び県行政無線ファクシミリ(以下「県防災無線」という。)、又は電報とし、いずれも使用不可能な場合は、警察電話、又は無線設備を利用する等あらゆる手段を尽くす。

イ 中間報告

電話、ファクシミリ、県防災無線又は文書で行い、その内容に変更があった場合には、その都度直ちに報告する。

ウ 決定報告

救助が完了した後、速やかに行う。

⑤報告先

「発生報告」、「中間報告」、「決定報告」とも、県の災害救助法担当部課に報告する。

ア 災害対策本部設置前

勤務時間内：県危機管理政策課被災者支援室

043-223-3403

勤務時間外で上記と連絡が取れない場合：県防災対策課情報通信管理室

043-223-2178

イ 災害対策本部設置後

災害対策本部被災者支援班

043-223-3402～3404

防災 500-7553～7555

第2節 情報収集・伝達体制

■計画方針

地震災害発生後における迅速な応急対策を実施するためには、災害の状況、被害の状況を的確、かつ、迅速に把握し、防災関係機関等に伝達するための体制を確保する。

1. 連絡体制の確立

(1) 通信機器の確保と統制

管財渉外班は、災害発生後、電話等の通信施設の機能確認を行う。機器の破損等の支障が生じている場合は、修理等の措置をとる。また、必要に応じて外部から通信機器を調達し、その貸出し等の管理を行う。

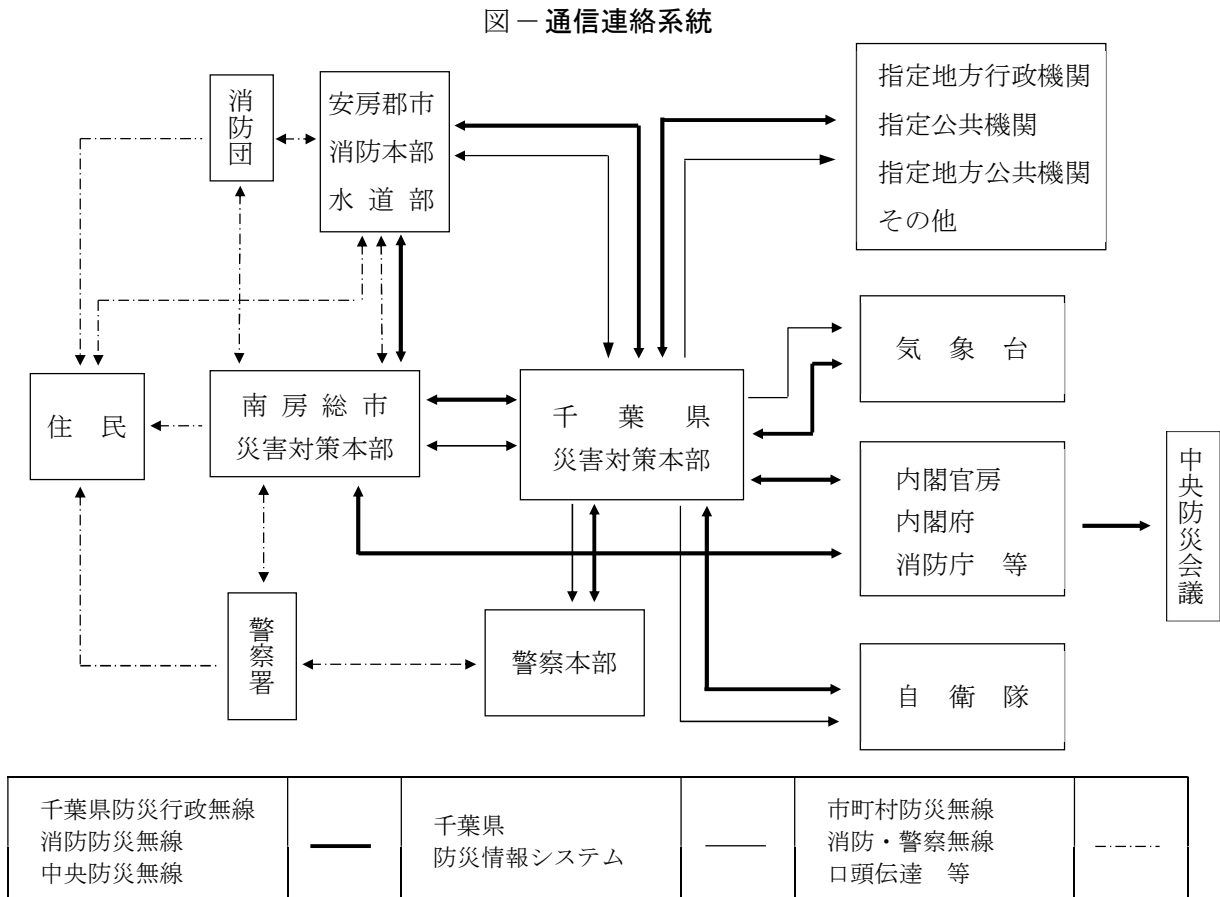
(2) 窓口の統一

本部班は、防災関係機関等外部との連絡に使用するために、災害時優先電話及び千葉県防災行政無線を指定電話として定め、窓口の統一を図る。指定電話には通信事務従事者を配置し、通信連絡事務に専従させる。

2. 災害情報通信連絡系統

(1) 通信連絡系統図

震災時の情報連絡の流れは次のとおりである。



(2) 通信連絡手段

① 市の通信連絡手段

- ア 千葉県防災行政無線・千葉県防災情報システム等により県本部と直接情報連絡を行う。
- イ 県は、災害即応時から、あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。
- ウ 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）等により、総務省消防庁へ緊急時の報告を行う。
- エ 保有する同報無線等を中心に、市内の各機関、県及び指定地方行政機関等の出先機関、管内の公共的団体等との間に通信連絡システムを整備し、災害時の通信を確保する。
- オ 緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通話もしくは非常（緊急）電報及び非常通信を活用するようNTT東日本株式会社及び各施設管理者の協力を確保しておく。

② 消防機関の通信連絡手段

- ア 消防無線、消防電話等を活用して、安房郡市消防本部、及び消防団等の消防機関と情報連絡を行う。
- イ 千葉県防災行政無線等により、県本部と直接情報連絡を行う。

(3) 通信施設が使用不能となった場合における他の通信施設の利用

非常災害時において各防災関係機関は、それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合は、次に掲げる機関所属の無線局を利用し災害に関する通信の確保を図る。

① 関東地方非常通信協議会の構成機関の無線局

- ア 警察通信施設
- イ 国土交通省関係通信施設
- ウ 海上保安部通信施設
- エ 日本赤十字社千葉県支部通信施設
- オ NTT東日本株式会社千葉支店通信施設
- カ 東京電力パワーグリッド株式会社通信施設
- キ 日本放送協会千葉放送局通信施設
- ク 東京ガス株式会社通信施設

【関東地方非常通信協議会】

〒102-8795

東京都千代田区九段南 1-2-1

九段第3合同庁舎 22 階

関東総合通信局

無線通信部 陸上第二課内

TEL:(03)6238-1771

FAX:(03)6238-1769

② 県の無線通信施設（千葉県防災行政無線を除く）

③ 上記以外の機関又は個人の無線局

3. 気象官署の地震、津波に関する情報、津波予報

(1) 情報等の発表

ア 地震関係

① 緊急地震速報

ある地域で最大震度5弱又は長周期地震動階級3以上を予想した時に発表する。発表対象地域は、震度4又は長周期地震動階級3以上を予想した地域となる。千葉県の名は、北西部、北東部、南部で発表する。

② 震度速報

地震発生から約1分半後に、震度3以上の地域名と地震の発生時刻を発表する。県の名は北西部、北東部、南部で発表する。

③ 震源に関する情報

震度3以上で発表する（大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない。）。

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加する。

④ 震源・震度情報

震度1以上の地震が発生したとき、津波警報又は注意報発表時、若干の海面変動が予想される場合、緊急地震速報（警報）を発表した場合に発表される。震源の位置、規模、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表する。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表する。震度5弱以上と考えられるが震度を入手していない地点がある場合は、市町村・地点名を発表する。

⑤ その他の情報

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。

⑥ 推計震度分布図

震度5弱以上の地震を観測したときに図情報として発表する。

観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。

⑦ 長周期地震動に関する観測情報

長周期地震動階級1以上を観測したときに、10分程度で発表する。

⑧ 遠地地震に関する情報

国外で発生した地震のうち、マグニチュード7.0以上、または都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合に発表する。

地震の発生時刻、発生場所（震源）や規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表する。（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表している。）

イ 津波関係

①警報・注意報

ア 津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分を目標に、予想される津波の高さに応じて、大津波警報、津波警報又は津波注意報を、津波予報区単位で発表する。当市は津波予報区の千葉県九十九里・外房、千葉県内房に属している。

イ 予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表するが、地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震に対しては、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝えた後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。

②津波情報

津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを併せて発表する。

③津波予報

地震発生後、津波が予想されないとき（地震情報に含めて）、0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて）、津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて）発表される。

資料編 p 30

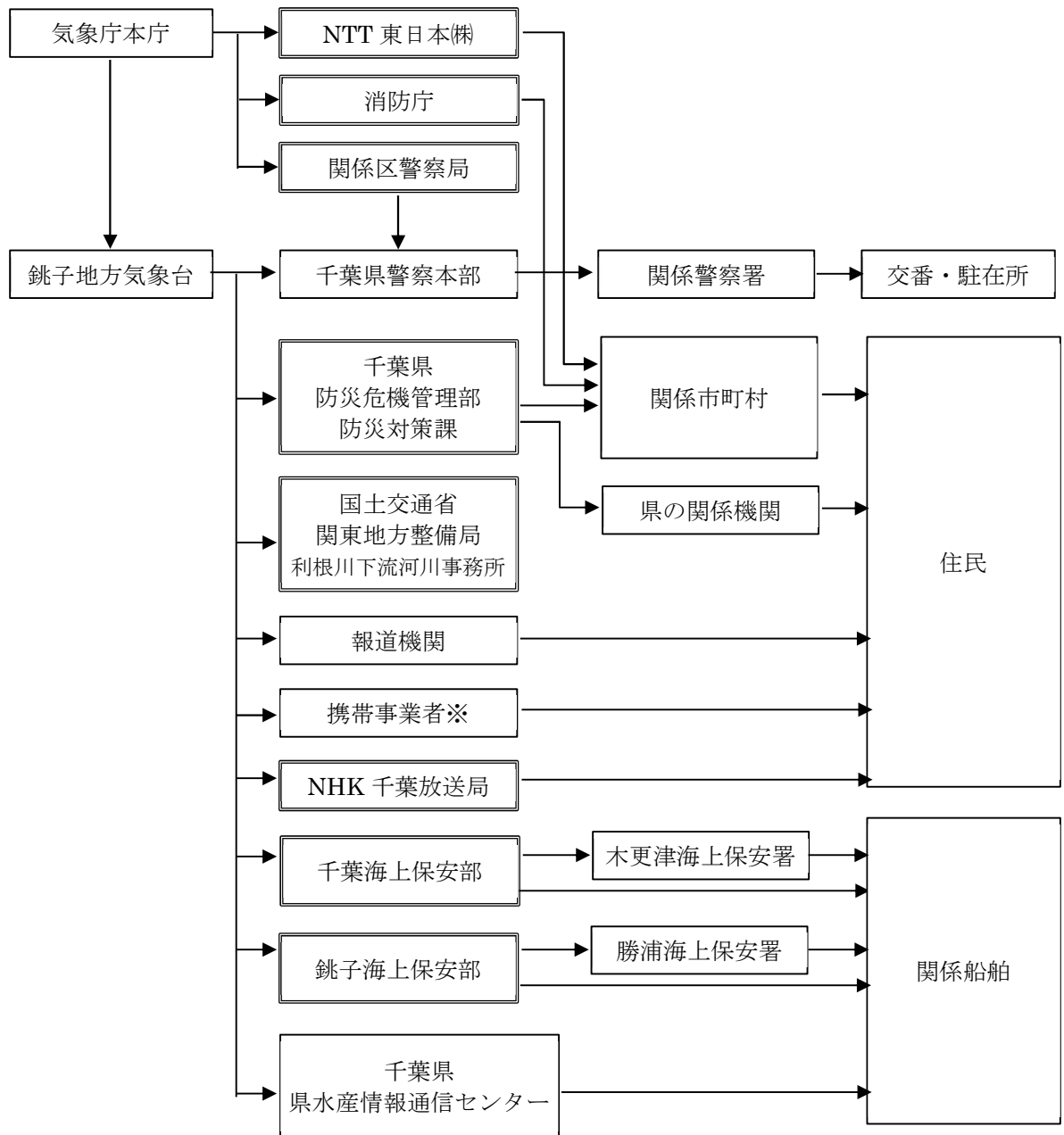
参考一 津波警報、注意報の種類と取るべき行動

資料編 p 31

気象予報の種類、発表される津波の高さ、想定される被害と取るべき行動

(2) 受伝達系統等

津波警報等伝達系統図



- 1 二重枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
 - 2 太線矢印の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。
 - 3 銚子地方気象台から県庁への伝達は「気象情報伝送処理システム（アデス）」等により行う。
 - 4 障害等により、上記3の通信経路が途絶した場合には、代替経路として、千葉県防災行政無線及びNTT公衆回線等で行う。
- ※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

4. 災害情報の伝達

(1) 災害情報の伝達

① 市の措置

市長(本部長)は、災害原因に関する情報及び重要な注意報・警報について県、警察署又はN T T東日本株式会社から通知または通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに警察、消防等の協力を得て、住民に周知させるとともに、管内の公共的団体等や自主防災組織等に周知する。住民もしくは警察官又は海上保安官から異常現象の通報を受けた場合は気象庁(銚子地方気象台)その他関係機関に通報する。

② 安房郡市消防本部の措置

気象庁からの津波情報及び地震に起因する水防情報を収集した場合、直ちに消防署・消防団に通報、併せて住民に周知する。

(2) 情報伝達の手段

県から伝達された警報等を次の伝達手段により住民に周知する。

- ア 南房総市防災行政無線
- イ 広報車
- ウ サイレン又は警鐘
- エ 安全安心メール
- オ 緊急速報メール(N T Tドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル、楽天モバイル)
- カ その他速やかに住民に周知できる方法

5. 被害情報等の収集・報告

被害情報等の迅速、かつ、的確な把握は、あらゆる応急対策の基本となるものである。このため、市は県及び防災関係機関と緊密に連携して、地震災害が発生した場合又は地震発生が予想される場合は、迅速、かつ、的確な情報収集・報告活動を行う。

(1) 被害状況調査

被害状況の把握に関して、調査担当の各活動部(班)は、人的・住家被害及び担当する施設等の被害調査を行う。その結果は、統括部本部班に提出する。調査担当の活動部(班)及び調査対象は、次表のとおりである。なお、被害の判定は、別表2「被害認定基準」により、各活動部(班)が行う。

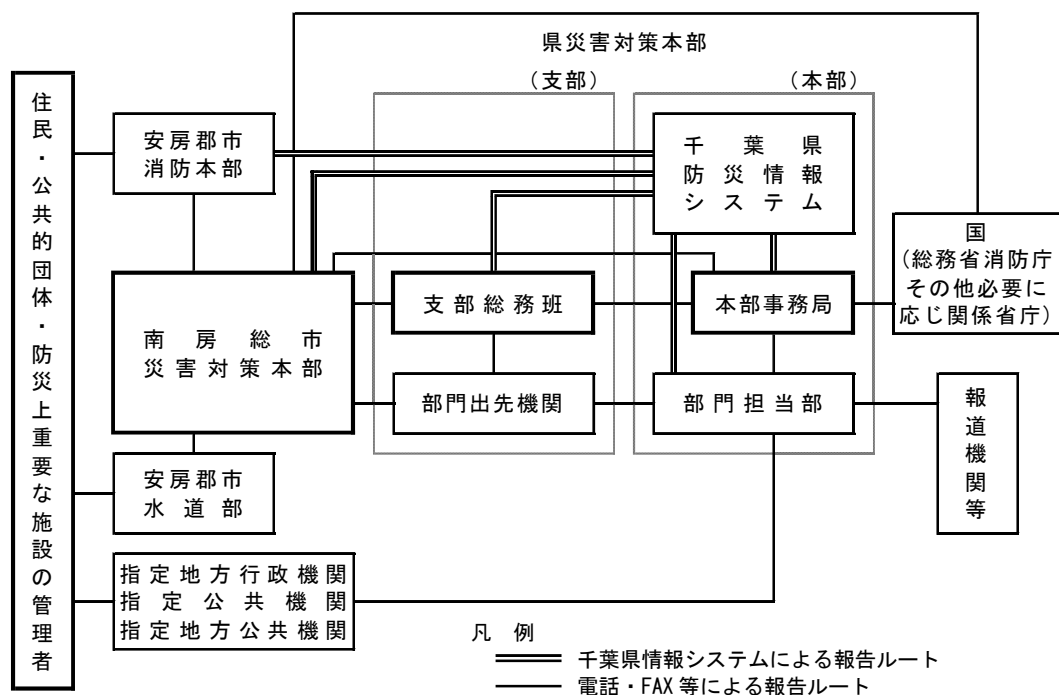
表一被害調査の内容と担当部(班)

調 査 内 容	調査担当部(班)
人的被害	統括部救援班、各現地対策本部
住家被害	施設・環境部施設班、現地対策本部
公共施設(市役所、朝夷行政センター、地域センター、公民館等)被害	統括部管財渉外班、現地対策本部
河川、道路・橋梁、がけ崩れ、公園施設被害	施設・環境部施設班、産業・商工部商工班
漁港被害	産業・商工部産業班
商業被害、工業被害、観光施設被害	産業・商工部商工班
農業作物、農業施設、田の冠水・流出等	産業・商工部産業班
医療施設被害	福祉・医療部衛生・医療班
福祉施設被害	福祉・医療部福祉班
水道施設被害	安房郡市水道部
文教施設・社会教育施設、文化施設等被害	文教部教育班
清掃施設被害	施設・環境部環境班
危険物施設被害	安房郡市消防本部

(2) 被害情報通信連絡系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。

図一被害情報等の収集・報告フロー



<用語の定義>

本部事務局：県災害対策本部事務局（災害対策本部未設置の場合は、防災対策課）

部門担当部：県災害対策本部の部（災害対策本部未設置の場合は、部・局・庁）

支部総務班：県災害対策本部支部総務班（災害対策本部未設置の場合は、地域振興事務所地域防災課）

(3) 県への地震災害情報の報告

市長(本部長)は、被害の状況の調査結果をまとめたうえ、県へ報告する。
また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

① 県へ報告すべき地震災害の状況

県本部事務局(防災対策課)への報告の種別、時期及び方法は、資料編別表1「報告一覧」のとおりとする。

資料編 p 35

別表 1 「報告一覧」

② 報告すべき事項

県に報告すべき事項は、次のとおりとする。

- ア 災害の原因
- イ 災害発生日時
- ウ 災害発生場所又は地域
- エ 被害状況(別表2「被害の認定基準」による)
- オ 災害に対して、既にとった措置及び今後とろうとする措置
 - (ア)災害対策本部の設置状況及び職員の配置状況
 - (イ)主な応急措置の実施状況
 - (ウ)その他必要事項
- カ 災害による住民等の避難の状況
- キ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- ク その他の必要事項

資料編 p 36～38

別表 2 被害認定基準

③ 被害状況報告・通報

市内に地震が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報等を収集し千葉県防災情報システム(故障時は電話、FAX)により県本部事務局(防災対策課)に報告する。ただし、県に報告できない場合にあつては、国(総務省消防庁)に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。

「震度5強」以上を記録した地震にあつては「火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付け消防災第267号)」により被害の有無を問わず、第1報等について県と併せて国(総務省消防庁)に報告する。

また、大規模な災害により消防機関へ通報が殺到したときは、その通報件数を国(総務省消防庁)及び県に報告する。

④ 収集報告に当たって留意すべき事項

- ア 発災初期の情報収集に当たっては、「千葉県震度情報ネットワークシステム」等によ

り得られた各地の震度情報を利用して、効果的な被害情報等の収集活動にあたりとともに、119番通報の殺到の状況、被災地の映像情報など被害規模を推定するための概括的な情報の収集伝達に特に配慮する。

イ 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生、延焼の状況等、災害応急対策を実施するうえで重要、かつ、緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する。

ウ 被害等の調査・報告に当たっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう、十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る。

エ 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図る。特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。

オ 被害が著しいため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を要請する。

カ 被災世帯、被災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等を照合し、正確を期する。

⑤千葉県危機管理情報共有要綱

被害情報等の収集報告活動に関する具体的な運用は、県が定める「千葉県危機管理情報共有要綱」による。

⑥国、県への連絡方法

総務省消防庁(応急対策室)、県(防災対策課)、安房地域振興事務所へ災害緊急報告を行う場合は、次の通信手段及び連絡先に行う。

災害緊急報告に当たっては、迅速性を第一とし、覚知後ただちに、電話・FAXにより報告する。

また、「被害なし」及び「措置なし」であっても報告の送信は行う。

各機関の連絡先は資料編に示す。

資料編 p 38	総務省消防庁
資料編 p 39	千葉県庁 安房地域振興事務所

(4)報告責任者の選任

市は、次の基準により、被害情報等の報告に係る責任者を定めておく。

表一 報告責任者の選任基準

区 分	所 掌 事 務	市
総括責任者	市における被害情報等の報告を総括する。	本部長(市長)
取扱責任者	市における部門ごとの被害情報等の報告事務を取り扱う。	所掌事務等を勘案して定める。

6. 災害時の広報

(1) 広報活動要領

市は、流言、飛語等による社会混乱を防止し、住民の適切な判断と行動を助けるため、防災関係機関と相互に協力し、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報、周知活動等を実施する。

(2) 広報内容

① 災害発生前の広報

- ア 災害の規模、動向、今後の予想に関する情報
- イ 被害防止に必要な注意事項の呼びかけ
- ウ 車の使用制限の呼びかけ

② 災害発生時の広報

- ア 二次災害防止に関すること。
- イ 災害情報及び被災状況に関すること。
- ウ 市の災害対策活動体制及び活動状況に関すること。
- エ 避難に関すること。
- オ 流言飛語の防止に関する情報
- カ その他必要な事項

③ 被災者に対する広報

- ア 救護所、避難所の開設状況
- イ 医療救護、衛生知識の周知
- ウ 給水、給食等の実施状況
- エ 道路、交通機関等の復旧、運行状況
- オ 被災地の状況
- カ その他

④ 避難所での広報

- ア 災害状況
- イ 避難所生活でのルール
- ウ 施設利用上の注意事項等
- エ 生活支援対策のお知らせ
- オ 避難所運営等の協力要請
- カ その他

(3) 広報方法

① 一般広報活動

- ア 南房総市防災行政無線、広報車等を活用した広報
- イ 広報紙、チラシ、ポスター、掲示板等を活用した広報
- ウ インターネット（ホームページ、メール、SNS）を活用した広報

エ 千葉県防災ポータルサイトを活用した広報

②報道機関への発表

テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を提供して市の災害及びその対応活動等に関する広報を要請する。

また、報道機関が迅速かつ正確に広報できるようにするため、情報の提供方法について、インターネットやメール等の活用についても検討する。

③放送機関への放送要請

災害等のため、電気通信設備、有線電気通信設備もしくは無線通信設備により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条に規定する災害に関する通知、要請、伝達又は警告等で、他に手段がなく緊急を要する場合は、別に定める「災害時における放送要請に関する協定」により、県を通して放送の要請を行う。

また、同条の規定によりインターネットを利用した情報提供について、インターネット事業者との連携を検討する。

表一 放送要請協定機関及び窓口

機関名・窓口	県防災行政無線		一般加入電話	
	電 話	F A X	電 話	F A X
日本放送協会千葉放送局 (放送)	500-7393	500-7394	043-203-0507	043-203-0396
千葉テレビ放送㈱ 報道局報道部	500-9703	500-9702	043-231-3111	043-231-4999
㈱バイエフエム 総務部	500-9711	500-9712	043-351-7878	043-351-7827
㈱ニッポン放送 編成局報道部	—	—	03-3287-1111	03-3287-7696

第3節 地震・火災避難計画

地震時には延焼火災の拡大等の発生が考えられ、住民の避難を要する地域が数多く出る可能性がある。このため、安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。中でも避難行動要支援者の安全避難については特に留意する。

1. 計画方針

災害に際し、危険地域の住民を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図るとともに、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を、一時的に学校、集会所、公民館等の既存建物又は野外に仮設したテント等に収容し、保護するための計画とする。市にあっては「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「災害時における避難所運営の手引き」に基づき、適切な避難誘導體制を整えるものとする。

2. 実施機関

(1) 避難指示等

避難指示等を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって、次のように定められているが、災害応急対策の第1次的な実施責任者である市長を中心として、相互に連携をとり実施する。

- ア 市長(本部長)(災害対策基本法第60条)
- イ 知事(災害対策基本法第60条5項)
- ウ 警察官又は海上保安官(災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条)
- エ 水防管理者(市長、市水防事務組管理者、水害予防組管理者〔水防法第29条〕)
- オ 知事又はその命を受けた県職員(水防法第29条、地すべり等防止法第25条)
- カ 災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官(その場に警察官、海上保安官がいない場合に限る。〔自衛隊法第94条〕)

(2) 避難所の設置

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある住民を収容するため、学校や公民館等の避難所を設置する。

- ア 避難所の設置は、市長(本部長)が行うものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市長はこれを補助するものとする。
 - (ア)市長(本部長)は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。
 - (イ)なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。
- イ 本市限りで対応不可能な場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

3. 避難指示等

(1) 避難等の指示権者

地震の発生に伴う災害による住民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のため

に特に必要があると認められるときは、関係法令の規定に基づき、避難指示等を行うものとする。
避難指示等の発令権者及び要件は、資料編に示す。

資料編 p 51

避難指示等の発令権者及び要件

資料編 p 51

避難の種類及び発令基準

ア. 市長(本部長)等の措置

市長(本部長)は、火災、崖崩れ、津波等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに立退きの勧告又は指示を行い、指示等を行ったときは知事へ報告する。

知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長(本部長)が実施すべき立退きの勧告又は指示に関する措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施する。

イ. 警察官等の措置

警察官及び海上保安官は、地震に伴う災害の発生により住民等の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、市町村長が措置をとることができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、直ちに当該地域住民に避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。

警察官は、住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に立退きを指示する。

ウ. 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をする。

エ. 知事等の措置（水防法第 29 条、地すべり等防止法第 25 条）

知事等は地震に伴う津波の襲来及び地すべりにより、著しく危険が切迫していると認めるときは、危険な区域の住民に対し立退きを指示する。

(2) 避難情報の内容

市長(本部長)等が避難指示等を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行う。

- ア 避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難経路
- エ 避難情報の理由
- オ その他必要な事項

(3) 避難の措置と周知

避難の措置を実施した者又は機関は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。

なお、周知にあたっては、可能な限り多様な伝達手段を組み合わせるよう努めるものとする。

ア 住民等への周知

避難の措置を実施した者又は機関は、防災行政無線・広報車、サイレン又は警鐘、安全安心メール、緊急速報メール（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル、楽天モバイル）、その他速やかに住民に周知できる方法を活用するほか、報道機関、自主防災組織等の協力を得て周知徹底を図る。

イ 関係機関の相互連絡

県、県警察、市、自衛隊及び海上保安部は、避難の措置を行った場合においては、その内容について相互に通報連絡する。

（４）解除

市長（本部長）は、災害による危険がなくなつたと判断されるときには、避難情報を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

（５）警戒区域の設定

市長（本部長）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、生命又は身体に対する危険を防止するために必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限又は禁止、退去を命ずる。

資料編 p 55

警戒区域の設定権者及び要件・内容

4. 避難誘導等

市長（本部長）は、本部班又は連絡調整班において収集された被害状況の情報をもとに、市長（本部長）が必要と思われる避難誘導の方法により、適切な避難誘導措置をとる。

また、行政職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう指定緊急避難場所等への誘導に努める。

誘導にあたっては、できるだけ自主防災組織等ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要配慮者の避難を優先して行う。

避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、住民への周知徹底に努める。

避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、定期的な更新に努める。作成した名簿は本人の同意を得た上で消防、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の関係者へ提供し、避難支援体制の整備に努める。

ア 避難所・避難路沿いの要点等に案内標識を設置するなどして、速やかに避難できるようにしておく。

イ 避難行動要支援者に関しては、事前に援助者を決めておく等の支援体制を整備し、危険が

切迫する前に避難できるよう配慮する。

- ウ 避難指示等に従わない者については、極力説得して避難するよう指導する。
- エ 避難所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、市長(本部長)の指示に基づき当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難誘導の円滑を図る。
- オ 誘導中は水没、感電等の事故防止に努めること。

5. 避難所の開設

(1) 開設の方法

避難所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者に対して、避難所を開設し収容保護する。なお、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする要配慮者、女性への配慮、ペット対策及び感染症対策などについても適切に対応するよう努めるものとする。

また、市は、避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

ア 市は、避難所を設置する必要があるときは、学校、集会所、公民館その他の公共建物等を避難所として開設するが、これらの施設のみをもっては収容能力に不足が生ずるときは、野外にテント又は応急仮設住宅を設置し、対応する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮し、被災地以外にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。なお、避難所の開設が予定される施設については、耐震性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模をもって適切に配置するよう努める。

特に東日本大震災では、指定されていた避難所が被害にあった例があることから、耐震性や耐災害性(洪水・津波・土砂災害)には、特に注意が必要である。

また、学校等の避難所については、学校施設の応急復旧マニュアル等の周知を図り、学校職員等が被災時の施設の状況を速やかに把握できるよう努める。

イ 市は、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、施設管理者と協議のうえ、避難所ごとの運営マニュアルを策定する。その際、訓練等を通じて、住民の自主防災組織やボランティア組織が主体的に避難所を運営できるよう、必要な知識等の普及に努めるものとする。

なお、学校にあっては、教育活動の早期再開のため、「震災時における実働計画(実働マニュアル)」によって行うものとする。

ウ 大規模な災害が発生し、多くの住民が長期にわたり避難生活を送る際には、住民の自主防災組織などの避難民自らが中心となって運営する方法が、混乱回避のためには最も現実的な運営方法であると考えられるが、この方法であっても、当然、市職員や施設管理者、ボランティアの支援は必要である。

エ 市は、避難所を管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく女性を管理運営する者に入れるものとする。

また、避難所における女性への配慮としては、更衣室やトイレなど施設の利用上の配慮、女性相談窓口や女性専用の物資配付など運営上の配慮などが必要である。

なお、女性相談窓口の開設・運営に当たっては、男女共同参画センターなどを積極的に活用する。

オ 市は、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるものとする。

カ 市は、在宅避難者や、やむを得ない理由等により避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援の実施に努める。特に車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。

キ 市は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルールを作成及びペット同行避難訓練の実施に努める。

ク 市は、状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄や、速やかに調達できる体制の整備に努める。主なものとしては、炊き出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機等、畳・パーティション、仮設風呂・シャワーなどである。また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策など、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。

ケ 市は、避難所を開設した場合には、各避難所との情報連絡を密にし、避難者の氏名や家族構成などの情報を逐次、コンピュータ等を活用して把握に努めるとともに、広報や問い合わせに適切に対応するものとする。なお、避難所に名簿の掲示を行うなど、避難者情報の広報については、個人情報の取り扱いに注意するとともに、あらかじめ避難者から情報公開についての同意を得るなど、適切に対応するよう努める。

(2) 避難者受入れ

避難所開設班は、施設管理者等と協力して、避難スペースへの案内、施設利用の注意、避難者の要望聴取等を行う。また、避難者の概数を把握し救援班及び教育班に報告する。

(3) 避難に供する施設の種類の一覧

① 避難に供する施設の種類の種類

避難に供する施設は、指定緊急避難場所及び指定避難所の2種類とし、それぞれの施設内容は次のとおりである。

表一 避難施設の種類の種類と内容

指定緊急避難場所	・災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周囲等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのない場所とする。 なお津波が発生、又は発生するおそれがある場合に使用する施設については、想定される津波の水位以上の高さに避難スペースがあり、避難上有効な階段その他の避難経路を有するものとする。
----------	--

指定避難所	・被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設とする。
-------	---

②指定緊急避難場所・指定避難所の一覧

指定緊急避難場所と指定避難所の詳細は、「資料編」に示す。

資料編 p 58～72	指定避難所 指定緊急避難場所
-------------	-------------------

6. 安否情報の提供

県及び市は、消防、警察等と協力して被災者の安否に関する情報を収集し、親族等関係者へ提供する体制の整備に努める。

なお、要救助者を迅速に把握するため、安否不明者についても積極的に情報収集を行い、県が救助活動の効率化及び円滑化のために必要と認めるときは、市と連携して安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかに安否不明者を絞り込むよう努める。

また、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理の徹底に努める。

7. 避難所の運営

(1)体制の確立

住民組織を中心とした避難所自治組織(以下「自治組織」という。)を設け、避難者、職員及びボランティアによる運営を行う。また、市は避難所の運営管理のために、あらかじめ定めた職員(避難所開設班)を派遣する。派遣職員が到着するまでは、施設管理者が管理する。

避難所開設班は、住民組織のリーダーが中心となって自治組織を結成するように、組織やルールづくり等を支援する。また、避難所運営における相談や災害対策本部との調整等を行う。

資料編 p 56	避難所の運営
----------	--------

(2)避難所の管理と安心の提供

避難所の適切な運営と避難者の安心に供するため、次のことを行う。

①避難所事務室・相談室の開設

避難所に避難所事務・相談室を開設し、運営の拠点とともに、避難者の各種の相談等に応じる体制をつくる。

②避難者の把握と名簿の作成

自治組織の協力を得て、避難世帯調査票、避難者名簿を作成し、避難者の把握を行う。ま

た、避難所の運営状況について、避難所運営記録を作成し、災害対策本部へ報告する。

③避難所広報の実施

避難者への広報は、掲示板への掲示、館内放送によって行う。要配慮者に考慮し、自治組織を通じて広報紙、チラシ等の配布、口頭による伝達をするように配慮する。

④防犯対策

避難所では外来者は受付記録をとり、防犯に注意する。必要に応じて警察官の派遣を要請する。また、警察官と協議して、避難地域の安全確保と犯罪の防止に努める。

8. 避難所の設備整備

(1) 居住スペースの確保

避難所開設班は、施設管理者と協力して避難所のスペースを確保し、要配慮者に配慮した要配慮者スペースなど、高齢者や障害を持つ人の介護のため、また女性の更衣や授乳等のためのスペースについて配慮するとともに、被災者のプライバシー及び安全の確保に努める。また、避難生活が長期化する場合、関係担当班と協議の上、避難所生活の環境整備に努める。

表一スペース例

- ・居住・生活スペース、・休憩スペース、・更衣スペース、
- ・洗面・洗濯スペース、・救護センタースペース、・物資保管スペース、
- ・配膳・配給スペース、・駐車スペース

(2) 設備・備品の整備

季節の特性や要配慮者に配慮しつつ避難生活に必要な設備・備品を整備する。なお、救援班は、施設班と連携して、必要な設備を確保し設置する。

表一避難所の設備例

- ・暖房器具、・仮設トイレ、・公衆電話、・給湯設備、・掲示板、
- ・間仕切り、・仮設風呂、・食器、調理器具、・清掃用具、・スピーカー

(3) 女性への配慮

避難所は不特定多数の避難者が一時的に共同生活を送る場所であり、自宅とは異なる様々な制約があるが、緊急的な避難時とはいえ、最低限の生活上の安心・安全は確保されるべきであり、市、関係機関、また避難所を運営する組織はそうした安心・安全面での配慮を念頭においておく必要がある。

利用可能なスペースに限りのある避難所においては、ある程度男女の区分なく生活スペースを共有し、男女共同で生活を送る必要があるが、そのような場合においても女性の権利を尊重し、安心して避難所生活を送ることのできる安全な環境を確保するため、できる限りの配慮を検討する。主な配慮事項を資料編に示す。

(4) ペット対策

近年の災害での避難においては、ペットとの同行避難を要望する声も多く、避難住民が避難所にペットを連れてくることが予想される。大規模災害時は、飼育しているペットが飼育者の管理下から離れると、街をうろつくなどの事態も考えられ、衛生面や安全面で非常に問題となることから、できる限り飼育しているペットは同行避難することが望ましいが、一方で、共同生活を営む避難所においては、衛生面や騒音等の環境面でペットとの同居は困難であり、ペットの避難対策について、大型の動物や危険な動物の対応等も含め、資料編に示すような点について対策を講じる。

資料編 p 57

ペット対策の考え方

9. 避難者への支援**(1) 食料・物資の供給**

救援班は、避難所等の食料・物資の不足状況を把握し、各班に調達・輸送を依頼するとともに、拠点に集積された物資の配分整理を行い、自主防災組織等と協力して、避難所及び在宅避難者へ配布する（食料は、アレルギー等に配慮する）。

(2) 衛生対策

避難所開設班は、自治組織、保健師、ボランティア等と協力して、避難所の衛生対策を行い居住環境の保持に努める。自治組織は、ゴミ捨てや清掃ルールを定め、定期的に避難者で清掃を行う。

なお、し尿処理等については鋸南地区環境衛生組合、南房総市水処理センター（環境班）が行う。

表一 衛生対策例

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ ゴミ箱、清掃用具の設置、 ・ トイレ、洗面所の清掃・消毒、 ・ し尿処理 ・ ゴミ置き場の清掃・消毒 |
|---|

(3) 食中毒の予防

避難所開設班は、食中毒の予防のため、食料の管理、炊事場の清掃、炊き出し時の衛生管理を徹底するよう指導する。

(4) 入浴対策

救援班は、各班と連携して、自衛隊の入浴支援、近隣のホテル、旅館等の入浴施設等を確保し、被災者に提供する。

(5) 健康管理対策

避難所開設班は、インフルエンザ等の予防のため、薬品を確保し、手洗い、うがいを励行する。

また、避難所内に救護所を設置し、派遣医師・看護師等による健康診断や巡回医療などを実施する。なお、心のケア等にも配慮する。

10. 避難所の集約及び解消

避難生活の改善及び施設の本来機能確保のため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難場所の集約及び解消を図る。

11. 避難所設置における災害救助法適用の場合の経費内容及び限度額

(1) 経費内容

- ア 賃金職員等雇上費
- イ 消耗器材費
- ウ 建物の使用謝金
- エ 器物の使用謝金、借上費又は購入費
- オ 光熱水費
- カ 仮設便所等の設置費

(2) 限度額

- ア 基本額 1人1日当り 330 円以内
- イ 加算費 福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費

(3) 避難所開設の期間

避難所開設の期間は、災害発生の日から 7 日以内

第4節 津波避難計画

■計画方針

津波からの避難については、住民自らが津波の規模や津波警報等の情報を把握し、迅速かつ自主的に避難することが重要である。住民等への津波に関する情報伝達や避難誘導等については、第一義的に住民等に最も身近な市が実施し、住民等が円滑かつ安全な避難行動が行えるよう対応するものとする。なお、避難所の開設等については、「第3節 地震・火災避難計画」によるものとする。

1. 津波の想定

本計画にて定める津波浸水想定は、平成23年11月に千葉県が公表した「平成23年度東日本大震災千葉県津波調査業務委託報告書」（以下、「千葉県津波浸水想定」という。）を対象とする。

2. 避難計画

（1）避難対象地域

警報等の発表に応じて、次のとおり定める。

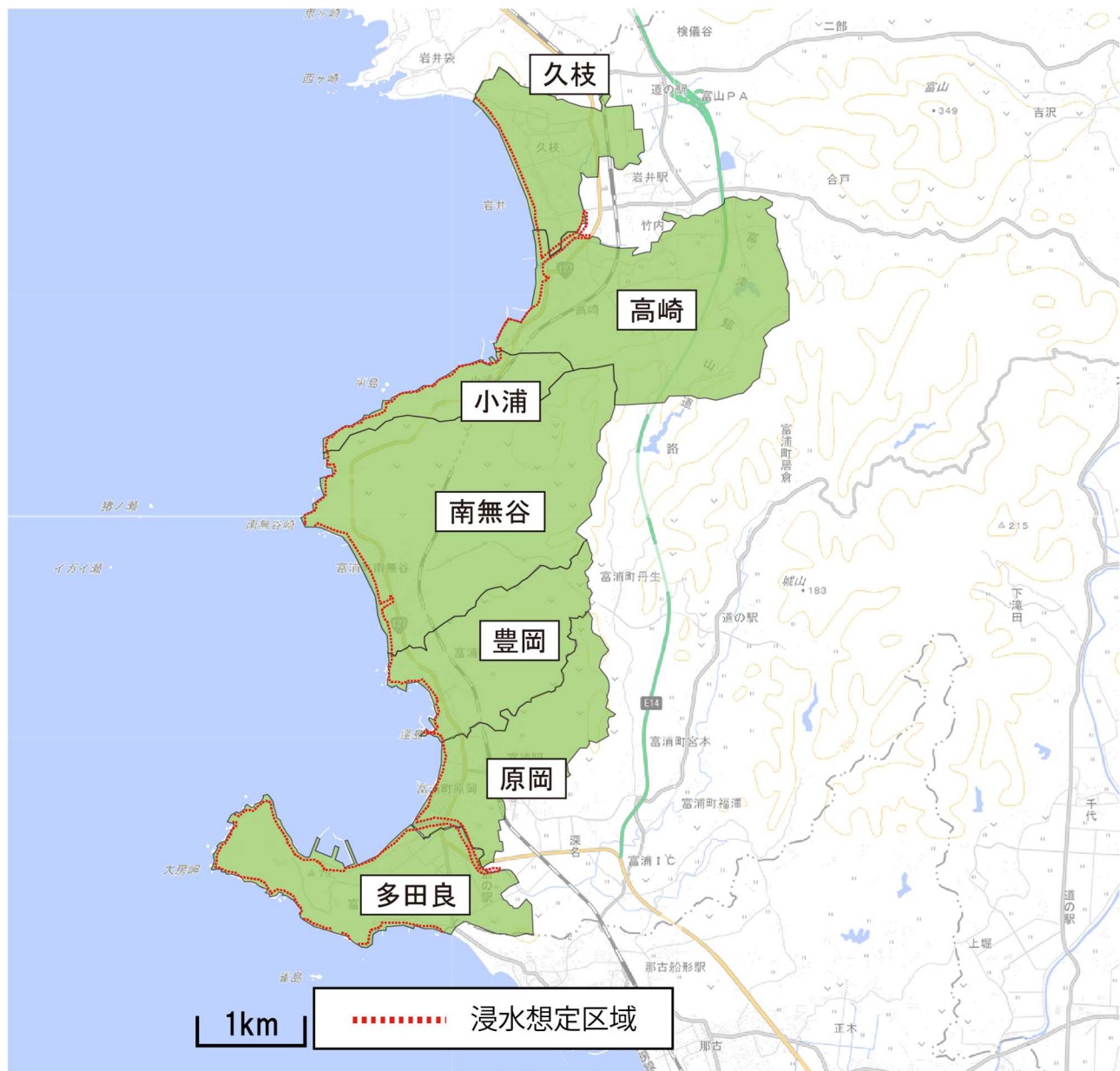
ア 津波注意報：居住地域の浸水のおそれは低いため、海水浴等の海洋レジャー客、漁業・港湾関係者等を念頭に、海岸付近を対象とする。

イ 津波警報：海岸付近及び、防潮堤等の海岸保全施設がない又はその高さが低い地域で浸水が想定される次の地域とする。

ウ 大津波警報：大津波により浸水が想定される次の地域を対象とする。

地区	行政区名	地区	行政区名
富山	久枝	千倉	忽戸
	高崎（JR 内房線西側）		平館
	小浦		北朝夷
富浦	南無谷（沿岸部）		南朝夷
	豊岡（沿岸部）	丸山	瀬戸（JR 内房線東側）
	原岡（JR 内房線西側）		白子（JR 内房線東側）
	多田良		白子
白浜	乙浜（南部）	和田	花園（南部）
	白浜（南部）		柴（東南部）
	滝口（南部）		仁我浦（東南部）
	根本		和田（南部）
千倉	白間津		真浦（南部）
	大川		白渚（沿岸部及び三原川周辺）
	千田		下三原（東南部）
	平磯		海発
	川口		

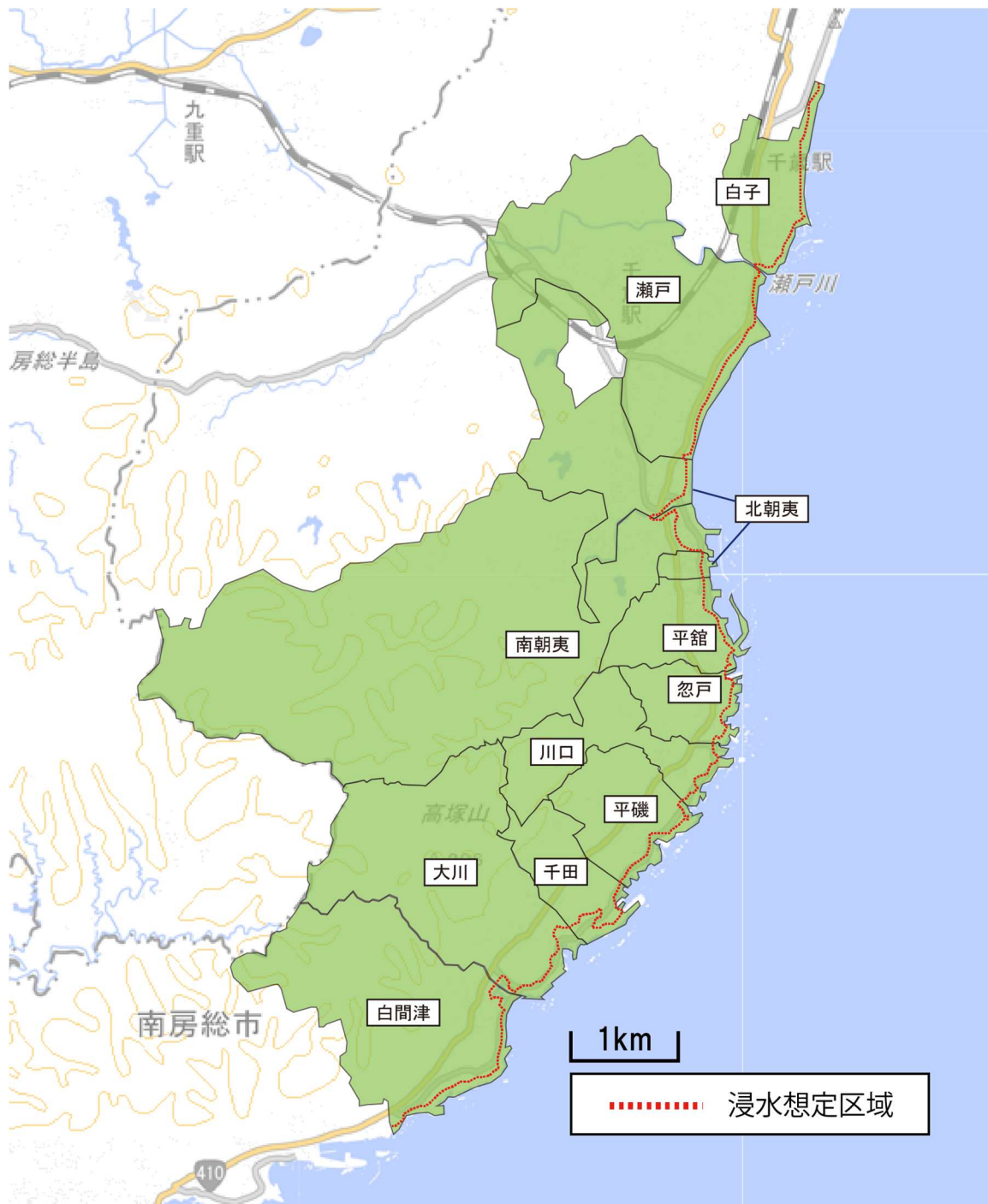
図一避難対象地域（富山・富浦地域）



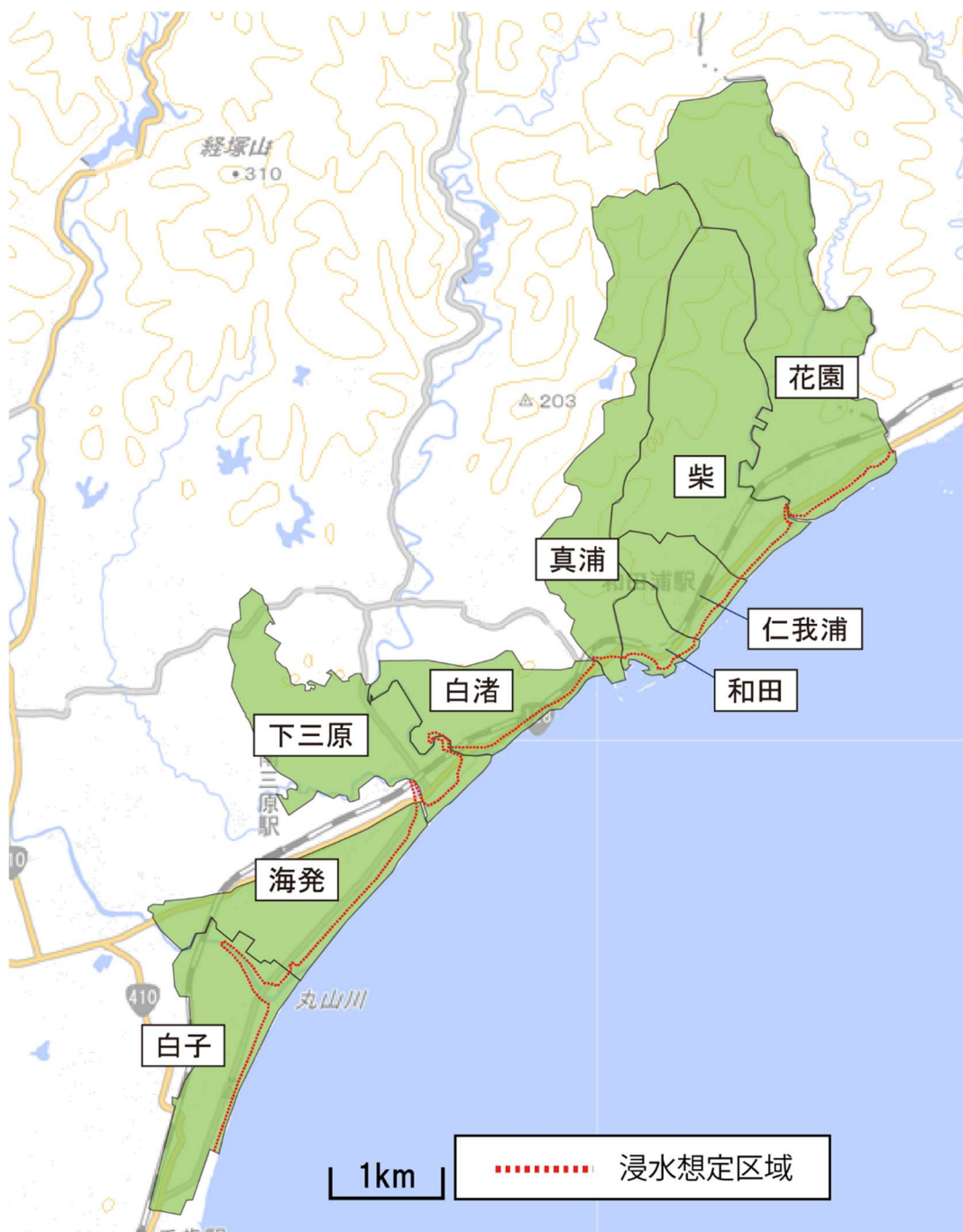
図一避難対象地域（白浜地域）



図一避難対象地域（千倉地域）



図一避難対象地域（丸山・和田地域）



(2) 避難困難地域

避難者が避難対象地域外へ避難する際や、垂直避難を行う際、避難可能範囲から外れる地域を、避難困難地域として、前項の地区毎に定めるものとする。

① 避難目標地点

住民の避難の目安となる避難目標については、海岸線から垂直に伸びる道路と交わる津波浸水想定区域外の道路や、避難場所、津波避難ビルを設定した。ただし、避難目標地点は避難対象地域にいる人が避難する際のシンボルであり、その場所まで避難を強いるものではない。

② 避難経路

住民等は、避難対象地域から、避難目標地点で最も短時間で、かつ安全に避難できる避難経路を設定するものとする。

避難経路の安全性の基準	・ 山崖崩れ、建物の倒壊転落下等による危険が少なく、幅員が広いこと。 ・ 最短時間で避難目標地点に到達できること。 ・ 複数の迂回路が確保されていること。 ・ 海岸、河川沿いの道路は原則として避難経路としない。 ・ 避難途中での津波来襲に対応するため、避難経路に面して津波避難ビルが設置されるよう配慮する。 ・ 階段、急な坂道には手すりの設置に努める。
-------------	---

③ 避難可能距離

避難対象地域において、津波到達予想時間と避難する際の歩行速度等に基づき、避難開始から津波到達予想時間までの間に避難が可能な距離を検討する。

避難可能距離は、千葉県津波避難計画策定指針（平成 28 年）を参考に、以下の式により算出する。

$$\text{避難可能距離} = (\text{歩行速度 (60m/分)}) \times (\text{津波到達時間} - (2 \sim 5) \text{ 分})$$

※避難行動要支援者等の歩行速度は、0.5m/秒とする。

避難できる限界の距離は最大でも 1,000m 程度を目安とする。また、避難の開始には地震発生 2～5 分を要するものと考え、夜間の場合はさらに時間がかかるものとする。

④ 避難困難地域の抽出

①～③の検討に基づき、津波の到達が予想される時間までに、想定した避難路、避難経路を通じて避難目標地点までに到達が難しい地域を避難困難地域として抽出する。

(3) 指定避難所・指定緊急避難場所・津波避難ビル

指定避難所、指定緊急避難場所、津波避難ビルの一覧は、資料編に示す。

住民等や観光客に指定避難所・指定緊急避難場所・避難ビルの位置を周知するため、防災マップや広報紙への記載ほか、位置を示す案内板や道路に避難場所までの経路を示す津波避難誘導路面シートを整備する。

資料編 p 58	指定避難所
資料編 p 61 ~ 72	指定緊急避難場所
資料編 p 75	津波避難ビル一覧

(4) 避難方法

- ア 住民等は、津波で命を落とさないために、「自らの命は自ら守る」(自助)の基本理念により、気象庁の津波警報等の発表や市からの避難指示等の発令を待たずに、迅速かつ自主的に高台等の安全な場所へ避難する。また、避難の際には、「自分たちの地域は地域の人々で守る」(共助)の基本理念により地域で避難の呼びかけを行うものとする。なお、津波警報等が解除されるまで避難を継続することとし、自己の判断で自宅や河川・海岸付近に近寄らないこととする。
- イ 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波避難は徒歩や自転車を原則とするが、避難行動要支援者の避難支援を行う場合は、地域の実情に応じて自動車での安全かつ確実な避難を行う。

(5) 住民等の避難誘導

- ア 市は、県が策定した「千葉県津波避難計画策定指針」及び国の「津波対策推進マニュアル検討報告書」などを参考に作成した「津波避難計画」等に基づき、住民等が円滑に安全な場所へ避難できるよう誘導することとする。
- イ 住民等の避難誘導に当たっては、避難行動要支援者の支援も考慮し行うものとする。
- ウ 住民等の避難誘導にあたる消防職団員、警察官、行政職員などは、あらかじめ定めてある行動ルールに従い、予想される津波の規模や到達時間等を考慮し、安全が確保されることを前提とした上で、行うものとする。また、町内会、自治会、自主防災組織等による避難誘導や、海水浴場等の観光施設の管理者による自主的な避難誘導など、市の避難の呼びかけに応じた自主的な避難誘導についても、安全の確保を前提とする。

2. 初動体制

(1) 職員の連絡・参集体制

勤務時間外に、津波警報等が発表された場合の市職員の配備体制は、次の「配備基準」に従い、配備指令を待つことなく自ら所定の部署に参集する。

資料編 p 22	配備基準
----------	------

(2) 津波情報の収集・伝達

ア 市は、県防災行政無線一斉通報装置により津波情報等を受けた場合、気象庁の津波警報等を覚知した場合若しくは強い揺れ又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合など、あらかじめ定めてある避難指示等の基準に基づき、住民等に対して直ちに避難の指示をするなど、迅速かつ的確な伝達を行うものとする。

資料編 p 51

避難の種類及び発令基準

イ 住民等への津波警報等の発表・伝達に当たっては、以下に留意して行うものとする。

(ア) 住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模及び避難指示を対象となる地域に伝達する。その際、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど住民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫するものとする。

(イ) 住民等が即座に避難行動に取り掛かるため、市はあらゆる広報伝達媒体(有線・無線電話、同報無線、広報車、サイレン、半鐘等)や組織等を活用し、住民等への津波警報等を迅速かつ的確に伝達するものとする。

(ウ) 気象庁等が発表する津波警報等に更新があった場合等に限らず、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があるなどの津波の特性や、津波警報等が発表されている間は災害の危険性が継続していることなど、住民等に対し継続的に情報伝達を行うものとする。

(エ) 走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-A L E R T)、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図り、県及び放送事業者と連携し、避難指示の伝達に努めるものとする。

ウ 河川・海岸地域では、市、防災関係機関、海水浴場の管理者等が、相互に協調を図り、強い地震(震度4程度以上)を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時には、直ちに安全な場所で津波の河川遡上の監視及び海面監視を実施し、潮位等の異常な変動の発見と情報連絡に努める。

エ 海岸線付近の観光地、海水浴場等の管理者等は、海面監視やラジオ聴取などによって、積極的に情報収集し、観光客等に対し、行政機関と協調して自主的に迅速かつ効果的な情報伝達を行う。

オ 港湾関係機関、漁港管理者、漁業協同組合等は、相互に協調を図り、港湾、漁港、船舶等への迅速な情報伝達を行う。

第5節 要配慮者の安全確保対策

■計画方針

地震時には津波、延焼火災の拡大等の発生が考えられ、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。このため、安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。

要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難に特に支援を要する避難行動要支援者については、市が策定した避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別避難計画等に基づき、災害時の避難誘導をはじめ、避難生活についても考慮し、安全確保に努める。

1. 避難誘導等

避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別避難計画等に基づき避難支援者による避難誘導、支援を行う。

(1) 避難誘導

避難誘導は、次の事項に留意して行うものとする。

ア 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合、なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。

イ 危険な場所には、表示、なわ張りをを行うほか、状況により誘導員を配置すること。

ウ 状況により、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両又はボート等による輸送を行うこと。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期すること。

エ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば町内会等の単位で行うこと。

(2) 緊急入所等

市は、在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うものとする。

2. 避難所の開設、要配慮者の対応

(1) 避難所の開設

避難所の開設は、「第3節 地震・火災避難計画」による。

市は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、避難所内において要配慮者スペースを確保するとともに、健康状態や特性等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努めることとする。

大規模災害時には、避難所等で避難生活を送る高齢者、障害者や乳幼児などの要配慮者が心身状況の悪化によって、二次被害を受けることを防ぐため、千葉県災害福祉支援チーム（DWAT）や災害支援ナースの派遣の要請を検討する。

(2) 福祉避難所の設置

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮した福祉避難所を設置する。

福祉避難所の設置は、市長が福祉避難所として協定締結又は指定されている施設を福祉避難所として設置する。また、乳幼児、妊産婦等に配慮した母子福祉避難所を市の公共施設に設置する。

ア 福祉避難所の設置は、市長が発災後に福祉避難所に指定されている施設の管理者と連絡をとり、行うものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市長はこれを補助するものとする。なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。

イ 本市限りで対応不可能な場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

ウ 福祉避難所開設後は、関係機関及び各避難所に開設済の福祉避難所を周知する。

エ 福祉避難所への円滑な避難に繋がるよう、福祉避難所ごとに、あらかじめ受入対象者を特定することを検討する。

オ 市は平時から、福祉避難所として利用可能な施設の把握、福祉避難所の協定締結、及び災害対策基本法第49条の7指定を行うよう努める。

(3) 指定福祉避難所

災害時に体育館などの指定避難所での避難生活が困難な高齢者や障害者など特別な配慮を必要とする人が直接避難する指定福祉避難所を設置する。

ア 指定福祉避難所の開設運営の期間は、警戒レベル3高齢者等避難が発令され、かつ、指定避難所が閉鎖するまでの期間とする。

イ 指定福祉避難所に避難できる人は、その施設を利用している要配慮者とその家族、自宅がハザードマップ上で風水害の危険区域内にある人、避難行動要支援者名簿への登載者など受入対象者の選定基準があり、事前に施設と調整し、市が特定した人だけが避難することができる。

ウ 市は、協定を締結した施設を指定福祉避難所として公示する。

(4) 外国人への対応

県は、災害の状況に応じ、(公財) ちば国際コンベンションビューローに災害時多言語支援センターを設置し、同財団と連携して多言語での情報提供、外国人相談対応、市町村への翻訳・通訳支援、語学ボランティアの派遣等を行う。

市は、多言語による広報に努めるとともに、県の作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し外国人に配慮した避難所運営に努める。避難所等で支援活動を行う語学ボランティアが不足する場合は、県災害時多言語支援センターへ派遣を要請する。

県災害時多言語支援センターは、市町村から要請があったときは、(公財) ちば国際コンベンションビューローに登録されている語学ボランティアを派遣する。

(5) 旅行者・滞留者への対策

公共交通機関等の不通により、自力で帰宅することが困難な滞留者、旅行者に対し、交通機関の管理者等に協力して次のような支援を行う。

ア 安全確保と情報提供

交通機関の管理者等は、災害が発生又は発生するおそれがあるときは、利用者等を適切な場所に誘導し、安全を確保する。また、市、警察等と連携し、被災状況や復旧の見通しなどの情報を提供する。

イ 施設等の提供

市は、滞留時間が長期に及ぶ見通しのときは、交通機関の管理者等と連携して、最寄りの避難場所等に滞留者を誘導し、必要な支援を行う。

3. 避難所から福祉避難所への移送

避難所から福祉避難所への移送が必要となった場合は、可能な限り家族等や支援者の協力を得て福祉避難所へ避難する。自力での移動が不可能な場合は、市は移設手段の確保に努める。

4. 被災した要配慮者等の生活の確保

応急仮設住宅への入居については、高齢者・障害者等の要配慮者を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅(以下「福祉仮設住宅」という。)の設置等について検討していくものとする。

また、被災した要配慮者等の生活の確保として、市は県と連携して、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。

ア 要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施

イ 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

第6節 孤立集落対策計画

■計画方針

地震による土砂の崩落等での孤立集落が発生した場合に、最初に被害実態の早期確認と、救急救助活動の迅速な実施を行い、次に緊急物資等の輸送により地域住民の生活を維持するとともに、道路の応急復旧により生活の確保を図る。

1. 孤立実態の把握

防災時には、平素からの孤立予想に基づき、直ちに災害の発生が予想される地域と連絡を取り、孤立の有無と被害状況について確認する。

(1) 孤立状況の確認

市は、孤立予想地域に対し、一般電話回線、防災行政無線等を利用して、孤立状況の確認を行う。

(2) 被害状況の把握

市は、関係機関と連携して、孤立状況や、道路、通信サービス、電気、ガス、上水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県(防災対策課)又は県災害対策本部(設置された場合)に速やかに調査結果を報告する。

また、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

2. 救助・救出対策

(1) 救助・救出活動に当たって

人命の救助を第一とした孤立地域からの救出活動を実施する。

(2) ヘリコプターの要請

ヘリコプターの要請の必要がある場合は、市災害対策本部を通じて、県(防災対策課)又は県災害対策本部(設置された場合)に速やかに要請する。

また、要請については、「第11節 自衛隊への災害派遣要請」に基づいて行い、ヘリポートを確保するとともに、病傷者の救助要請については、救助場所、被救助者の容体、人数、気象状況等に関し、できる限り多くの情報を収集して報告する。

(3) 医師等の現地派遣

負傷者等が多い場合は、医師、看護師等の現地派遣にも配慮する。

(4) その他の活動

孤立地域内の要配慮者の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難所の有無につい

て検討し、必要に応じて他の市町村等の応援を得て救出を推進する。

3. 通信手段の確保

一般電話回線が不通となった場合、情報上の孤立状態を解消するため、各機関と協力して早急に応急的な情報伝達回線の確保を行う。

市 等…職員の派遣、防災行政無線、衛星電話、消防無線等による
電話通信会社…災害応急復旧用電話等の可搬型無線機の設置、同特設公衆電話の設置
住 民…農道、林道等の使用可能な迂回路の活用、アマチュア無線等の利用

4. 食料等の生活必需物資の搬送

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の緊急輸送を実施するが、この場合、ヘリコプターによる空輸を効率的に行うほか、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送計画を実施する。

5. 道路の応急復旧活動

(1) 復旧の順位

孤立地域に対する最低限の物流ルートを確保するため、優先度に応じ、最低限の輸送用道路をまず確保する。

このため、孤立地域に通じる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪車、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努める。

(2) 道路管理機関の活動

道路管理を行う機関は、迂回路の啓開、仮設道路設置等の応急工事を早急に行い、主要路線から優先して、最小限の交通確保を早急に行う。

第7節 消防・救助救急・医療救護活動

■計画方針

地震の発生とともに地震火災、地震水害、危険物の漏洩等による被害の可能性が非常に危惧される。

消防機関、水防機関及び危険物施設管理機関及び救助救急のための関係機関は、これらの災害から住民の生命・財産を守り、被害を最小限にするために、全力を尽くす。

また、災害により多数の傷病者が生じ、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるとき、関係機関と緊密に連携をとりながら、被災者の医療救護に万全を期するものとする。

1. 消防活動

震災時には、住民の生命、身体、安全確保を基本とし、出火防止と地震により発生した二次火災の拡大防止と早期鎮圧、人命の救出、救助及び避難路の安全確保を原則とした活動を実施する。

(1) 常備消防

①避難所、避難路確保の優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難所、避難路確保の消防活動を行う。

②重要地域の優先

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要、かつ、延焼拡大要素が高い地域を優先に消防活動を行うものとする。

③消火可能地域の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先とする消火活動を行う。

④市街地火災の優先

工場、危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して活動にあたる。

⑤重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上必要な消防活動を優先する。

(2) 消防団

①出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火を図る。

②消火活動

常備消防の出動不能、もしくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は常備消防と協力して行う。

③救急・救助

要救助者の救助救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行う。

④避難誘導

避難指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

(3)住民等による初期消火

一般家庭等において出火した場合は、各家庭において常備してある消火器等により初期消火を行う。ただし、消火が困難な場合には、直ちに通報を行う。

(4)応援派遣要請

常備部隊の消防力では対応が困難な場合は、千葉県広域消防相互応援協定及び千葉県消防広域応援基本計画により安房郡市消防本部を通じて他の消防本部に対して、応援を要請する。

また、これらの応援活動が円滑に行われるよう、各種会議の開催や合同訓練の実施を通じて、県内消防機関相互の連携の強化に努める。

(5)応援部隊の受入施設等

前述されている千葉県広域消防相互応援協定(県内消防機関)及び県外の消防機関(緊急消防援助隊)の受入施設、物資調達先等は資料編に示す。

資料編 p 76

応援部隊の受入施設等

資料編 p 77

応援部隊の活動物資調達先等

(6)応援隊の派遣

他市町村及び他都道府県の被災地に消防隊を派遣するよう要請があった場合には、迅速に当該地域で相互応援を実施する。

2. 救急・救助

市対策本部、安房郡市消防本部、消防団及び館山警察署は、それぞれの消防活動、警備活動方針による他、安房健康福祉センター、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、日本赤十字社、災害派遣された自衛隊等との協力連絡体制を確保し、救助活動及び救護所の開設、医療機関への搬送等、迅速、的確な救助・救護活動を実施する。

(1)救急・救助活動

①消防本部

ア 被害状況の把握・報告

安房郡市消防本部は、119番通報、駆け付け通報、動員職員からの情報を総合し、被害の状況を把握し必要な初動体制を整える。

また、災害の状況を本部長に報告するとともに、応援要請手続きに遅れないよう努める。

イ 救急・救助活動

(ア) 救急・救助活動の原則

救急・救助活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。

(イ) 出動の原則

救急・救助を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助の伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。

- 1 延焼火災が多発し、多数の救急・救助事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。
- 2 延焼火災は少ないが、多数の救急・救助事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。
- 3 同時に小規模な救急・救助事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。
- 4 傷病者に対する救急措置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

ウ 救急搬送

(ア) 傷病者の救急搬送は、救命措置を要するものを優先とする。なお、搬送には安房郡市消防本部、医療救護班、医療関係車両等の他、必要に応じてヘリコプターにより行う。

(イ) 救護所等から後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力のもとに行う。

エ 傷病者多数発生時の活動

(ア) 災害の状況等を判断し、安全、かつ、活動容易な場所に救急隊が現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。

(イ) 救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への輸送について協力を求めるなど効率的な活動を行う。

② 消防団

ア 被害状況の把握

消防団は安房郡市消防本部等からの情報を総合し、被害の状況を把握し必要な初動体制を整える。

イ 救急・救助活動

(ア) 救急・救助活動の原則

救急・救助活動は、活動の安全を確保したうえで、救命処置を要する重症者を最優先とする。

(イ) 出動の原則

常備消防と連携しつつ、消防団の管轄区域を優先とし、状況に応じて他の消防団の管轄区域への出動を実施する。

- 1 延焼火災が多発し、多数の救急・救助事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。

- 2 延焼火災は少ないが、多数の救急・救助事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。
- 3 同時に小規模な救急・救助事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。
- 4 傷病者に対する救急措置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

③ 要配慮者への救助等の対応救急活動

要配慮者については「第5節 要配慮者の安全確保対策」によるものとし、行政連絡員、自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会、福祉施設職員等と協力と連携を行い、要配慮者の安全確保と支援を行う。

(2) 救急・救助資機材の調達

- ア 初期における装備資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ保有するものを活用する。
- イ 装備資機材等に不足が生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入れ等を図り、救急・救助に万全を期する。

3. 水防活動

地震水害等の発生に対する被害等をできる限り軽減するため、安房郡市消防本部、消防団は他の防災関係機関と相互の連携を図りつつ、地域住民等の協力のもとに効果的な対策を実施する。

(1) 市及び水防管理団体の措置

地震発生時に、河川等の堤防の決壊又は放流による洪水の発生が予想されるため、防御体制を強化する。

また、水防活動に当たって安房郡市消防本部、消防団は、堤防等の施設管理者、警察、他の防災機関等との連携を密にし、避難及び被災者の救出に重点をおく。

(2) 施設管理者の措置

堤防、水門等の管理者は、震度4以上の地震が発生した場合は、直ちに施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じて関係機関及び地域住民に周知する。また、水門等の操作体制を整え状況により適切な開閉等の措置を講じる。

(3) 水防警報の周知

県から水防警報が発せられたときは、「第2節情報収集・伝達体制」に基づいて、速やかに地域住民及び関係機関に周知する。

4. 危険物等の対策

地震による危険物等災害を最小限に止めるためには、危険物等施設の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための応急措置を講じて、施設の従業員や周辺住民に対する危害防止を図るために、関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を確立する。

(1) 実施体制

危険物施設の応急対策は、当該施設の管理者等が関係機関と協力して行う。連絡調整班は被害状況を把握し、施設の応急対策に協力する。

(2) 状況調査・報告

連絡調整班は、危険物等取扱事業所から危険物等の流出・漏洩等の発生の連絡を受けた場合には、速やかに被害状況を調査するとともに、その結果を県に報告する。

(3) 地域住民に対する広報

危険物等の流出・漏洩等が発生した場合もしくは発生するおそれのある場合には、広報車、防災行政無線等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行う。

(4) 応急措置

危険物等施設の各機関別対応措置は、以下のとおりである。

① 高圧ガス等

安房郡市消防本部は、必要に応じて保安措置等についての指導を行うとともに、関係機関との情報連絡を行う。

② ガス施設（LPGガス販売事業者等）

地震等によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、安全確認の上、ライフライン施設としての機能を維持するよう努める。

③ 石油类等危険物保管施設の応急措置

安房郡市消防本部は、当該施設の設置者又は管理者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるように指導する。

ア 危険物の流出並びに爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置

イ 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策

ウ 危険物による災害発生時の自主防災組織活動と活動要領の制定

エ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動

④ 毒物・劇物保管施設の応急措置

市教育委員会は発災時の活動について、次の対策を樹立しておき、それに基づき行動するよう指導する。

- ア 発災時の任務分担
- イ 出火防止及び初期消火活動
- ウ 危険物等の漏洩、流出等による危険防止
- エ 実験中における薬品容器、実験容器の転倒、転落防止並びに転倒、転落等による火災等の防止
- オ 児童・生徒等に対する発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底
- カ 被害状況の把握、情報収集、伝達等
- キ 避難場所及び避難方法

⑤危険物等輸送車両の応急対策

安房郡市消防本部に次の対策を行うよう要請する。

- ア 事故通報等に基づきその状況を把握のうえ、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。
- イ 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。
- ウ 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。

5. 医療救護活動

災害発生時には、広域あるいは局地的に、医療救護活動を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における応急医療体制を確立し、関係医療機関及び各防災関係機関との密接な連携のもとに迅速な医療救護活動を行う。

(1)市の役割

- ア 発災時から地域医療の復旧に至るまで、医療救護所の設置をはじめとした住民等に対する医療救護活動を行う。
- イ 地域防災計画に基づいて医療救護に関する計画等を定め、災害時の医療救護体制の整備を図る。
- ウ 発災時には救護本部を設置し、県の災害医療本部及び合同救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。
- エ 前記ア、イ、ウの他、県が合同救護本部を設置した場合は、その活動に参加して合同救護本部業務を担うとともに近隣市町村と連携した医療救護活動を実施する。

(2)情報の収集・提供

市は、以下について情報収集を行い、関係機関への情報提供を行う。

- ア 傷病者等の発生状況
- イ 医療施設の被害状況・診療機能の確保状況
- ウ 避難所及び医療救護所の設置状況
- エ 医薬品及び医療資器材の需給状況
- オ 医療施設及び医療救護所等への交通状況
- カ その他医療救護活動に資する事項

(3) 医療救護活動

① 実施機関

ア 医療救護は、市長(本部長)が行う。ただし、災害救助法が適用された場合には知事が行い、市長(本部長)がこれを補助する。なお、知事による救助のいとまがないときは、市長(本部長)が行う。

イ 市の体制では処理不可能な場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

ウ アにより市長(本部長)が行う場合は、次により実施する。

(ア) 安房医師会の長と締結した協定に基づき安房医師会が組織する救護班

(イ) 安房歯科医師会の長と締結した協定に基づき安房歯科医師会が組織する救護班

(ウ) 安房地域医療センターの救護班

(エ) 日赤救護班

② 医療救護班出動の要請

市長(本部長)は、医療救護の必要に応じて安房医師会長、安房歯科医師会長、日赤県支部地区・分区長にそれぞれ救護班の出動を要請するほか、知事及び他の市町村長等に応援を求めるなど必要な措置を講じる。

③ 救護所の設置

市長(本部長)は医療救護活動を行うにあたり必要と認めるときは、南房総市立富山国保病院又は被災地周辺の医療救護活動が可能な医療機関等に救護所を設置する。

表一 救護所

救護所の名称	住 所	電話番号
市立富山国保病院	平久里中1410-1	0470-58-0301

④ 救急・救助、搬送体制及び災害拠点病院

ア 救急・救助

救急・救助活動を行うに当たっては、主に以下の事項について考慮のうえ、優先順位を決定して実施する。

(ア) トリアージ*を実施して、救命の処置を必要とする重傷者を優先する。

(イ) 高齢者、乳幼児等身体抵抗力の弱い者を優先する。

(ウ) 同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、原則として災害現場付近を優先する。

(エ) 災害現場以外で同時に多数の救急・救助が必要となった場合は、より多くの人命を救護できる現場を優先する。

* トリアージ: (Triage)

災害時等において、現存する限られた医療資源(医療スタッフ、医薬品等)を最大限に活用して、可能な限り多数の傷病者の治療を行うためには、負傷者の状態の緊急性や重症度に応じて治療の優先順位を決定し、患者搬送、病院選定、治療の実施を行うこと

が大切である。トリアージとは、負傷者を重症度、緊急度などによって分類し、治療や搬送の優先順位を決めること。

イ 搬送体制

救護班の責任者は、医療救護を行った者のうちトリアージの実施結果を踏まえ、後方医療施設に収容する必要がある者の搬送を市長(本部長)又は知事に要請する。

原則として、被災現場から救護所への搬送は市が、救護所から後方医療機関までの搬送は市及び県が防災関係機関との連携のもとに実施する。

ウ 災害拠点病院

本市を含む安房保健医療圏での災害拠点病院は、次のとおりである。

表一 災害拠点病院

地域災害医療センター名	住 所	電 話	備考
安房地域医療センター	館山市山本1155	0470-25-5111	合同救護本部
医療法人鉄蕉会亀田総合病院	鴨川市東町929	04-7092-2211	DMAT活動拠点本部

市内の医療施設や安房保健医療圏での拠点病院で対応できない場合は、後方医療施設に搬送し、入院・治療を行う。

エ 救護班の活動車両

救護班の出動及び活動のための車両等は「第9節4.輸送計画」に定める車両等による。

⑤ 医薬品・資器材の確保

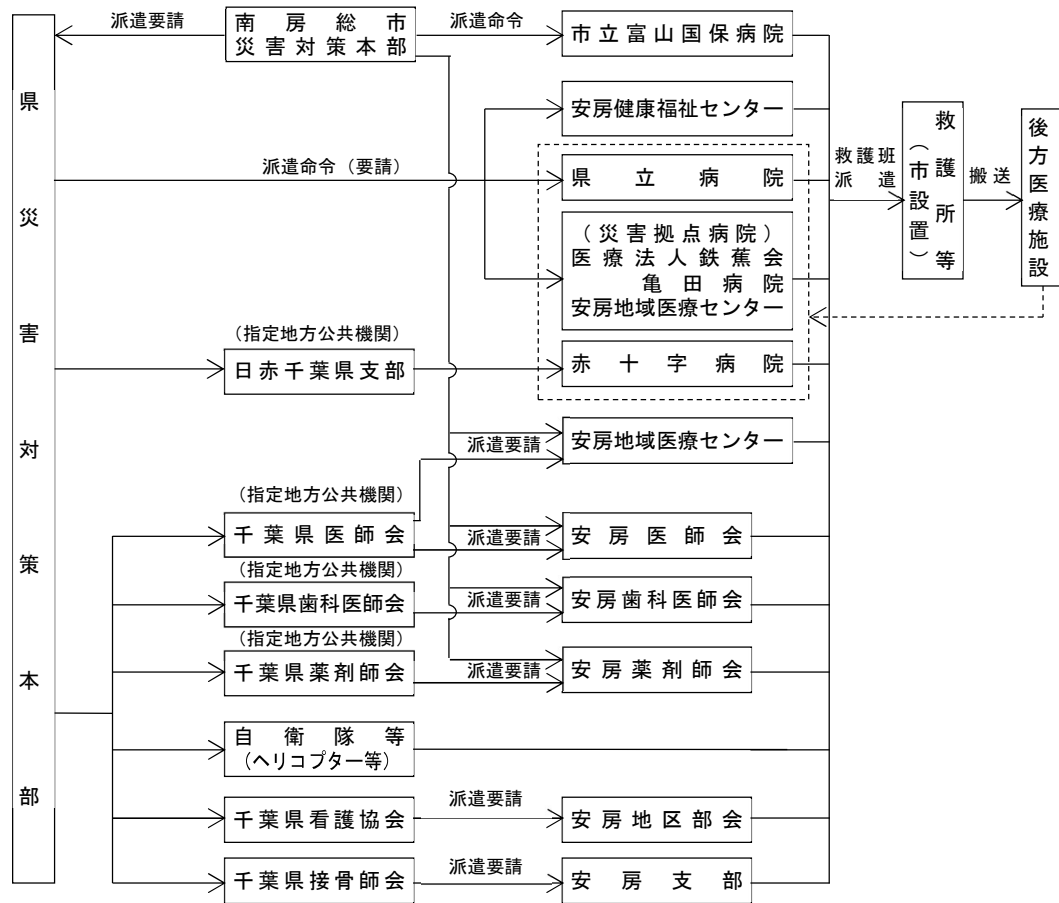
ア 救護班の対応

市長(本部長)の要請により出動した医師会救護班等が使用する医療資器材等及び医薬品については、当該救護班が携行する医薬品等をもって対応する。

イ 不足のときの調達方法

医療救護のために使用する医療器具及び医薬品等が不足しているときは、県に応援を要請する。

図一 医療救護活動の体系図



第8節 警備・交通の確保・緊急輸送対策

■計画方針

災害発生時には、様々な社会的混乱及び交通の混乱が予想される。このため住民の生命、身体、財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期する。

また、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するための緊急輸送ネットワークの整備に努める。

1. 災害警備計画（警察）

（1）基本方針

警察は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災機関と連携し、人命の保護を第一に、被災者の救出救助、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締まり、その他社会秩序の維持にあたる。

（2）警備体制

警察署は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

資料編 p 88	警備体制
----------	------

（3）災害警備活動要領

- ア 要員の招集及び参集
- イ 地震、津波その他災害情報の収集及び伝達
- ウ 装備資機材の運用
- エ 通信の確保
- オ 負傷者の救出及び救護
- カ 避難誘導及び避難地区の警戒
- キ 警戒線の設定
- ク 災害の拡大防止と二次災害の防止
- ケ 報道発表
- コ 行方不明者の搜索及び迷子等の保護
- サ 死傷者の身元確認、遺体の収容
- シ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）
- ス 地域安全対策（犯罪の予防・取締り・相談活動）
- セ 協定に基づく関係機関への協力要請
- ソ その他必要な応急措置

2. 交通規制計画（警察）

大地震が発生した場合、交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、並びに緊急交通路を確

保するため、次により交通規制を実施する。

また、交通規制を実施したときは、公安委員会等は、直ちに規制に係る区域又は道路規制区間等の内容を交通情報提供装置の活用や日本道路交通情報センター及び報道機関の協力を得て周知に努める。

(1) 道路管理者の交通規制

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握するとともに、道路法46条の規定により、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて通行を禁止し、又は制限する。この場合は、道路利用者に対して迅速に情報を提供する。

(2) 公安委員会の交通規制

ア 交通の規制

公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第4条の規定に基づき、道路における交通の規制を行う。

イ 緊急交通路の確保

公安委員会は、隣接もしくは近接する都県の地域にかかる災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の規定により緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限するなど、緊急交通路の確保にあたる。

(3) 警察署長の交通規制

警察署長は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法第5条又は第114条の3の規定により、道路における交通の規制を行う。

(4) 警察官の交通規制等

ア 警察官による交通規制

警察官は道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、やむを得ないと認めるときは、必要な限度で道路交通法第6条又は第75条の3の規定により、交通の規制を行う。

この場合、信号機の表示する信号に係わらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。

イ 通行禁止区域等における措置

警察官は、通行禁止区域等(前記(1)、(2)ア)により通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。以下同じ)において車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しく支障が生じるおそれがあると認めるとき

は、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。

このとき、警察官の命令に従わない場合、もしくは運転者等が現場にいないために命ずることができない場合は、警察官が自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。（災害対策基本法第76条の3）

（5）自衛官、消防吏員の措置命令及び措置等

ア 自衛官、消防吏員（以下「自衛官等」という。）は、災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項に基づき、警察官がその場にいない場合に限り、前記（4）イ）の職務を執行することができる。

イ 自衛官等は、前項の命令、又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。

（6）海上保安部（署）の海上交通規制

ア 漁港内及び航路付近の障害物の状況又は海上交通輻輳の状況に応じ、港内交通管制室による海上交通情報の提供及び管制信号又は巡視船艇により海上の交通整理を実施するとともに、必要ある場合には航行制限を実施する。

イ 航行制限の実施及び航路標識の流出、移動、消灯等については、発生の都度、水路通報又は管区航行警報の他、海の安全情報等により周知を図るとともに、航路標識については応急復旧の措置をとる。

3. 交通規制の指針（警察）

（1）交通規制の対象路線

県では、「千葉県緊急輸送道路1次路線（交通規制対象道路）」の中から、交通規制の対象となる道路を選定する。本市の千葉県緊急輸送道路1次路線（交通規制対象道路）に指定されている路線は以下の3路線である。

富津館山道路、一般国道127号、一般国道128号

（2）交通規制の指針

ア 緊急交通路を確保するため、原則として被災地方向への通行の禁止又は制限を行う。

イ 交通規制を実施するため、必要により交通検問所を設置する。

ウ 交通規制を実施するときは、道路法、道路交通法もしくは災害対策基本法に基づく道路標識等を設置し、又は現場における警察官の指示等により行う。

エ 直下の地震に対する交通規制計画

南房総地域における直下の地震が発生した場合の交通規制は、「南房総地域直下型地震発生時の交通規制計画」により行う。

4. 緊急輸送

県では災害発生時の被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、道路（緊急輸送

道路)、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設を指定し、これら陸海空を連携する緊急輸送ネットワークを定めた。

当市及び隣接市町で指定されているのは次の通りである。

- | | | |
|------------|---|-----------------------|
| (1) 緊急輸送道路 | 富津館山道路、一般国道127号、一般国道128号、一般国道410号、和田丸山線、鴨川富山線、外野勝山線、犬掛館山線、富浦停車場線、市道富浦1号線、市道千倉17号線、市道川口14号線、市道滝口54号線 | |
| (2) 港 湾 | 館山港(宮城地区) | |
| (3) 漁 港 | 鴨川漁港 | |
| (4) 飛行場等 | 自衛隊駐屯地及び基地
臨時離発着場 | 海上自衛隊館山航空基地
館山運動公園 |

5. 緊急通行車両の確認等

(1) 緊急通行車両の確認

- ア 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両(道路交通法第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策の的確、かつ、円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両)であることの確認を求めることができる。
- イ 前記アにより確認したときは、知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び確認証明書を交付する。
- ウ 前記イにより交付を受けた標章は、当該車両内の見やすい箇所に掲出する。また、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

(2) 緊急通行車両の事前届出・確認

- ア 公安委員会は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。
- イ 公安委員会は、前記アにより緊急通行車両に該当すると認められるものについては、緊急通行車両届出済証(以下「届出済証」という。)を交付する。
- ウ 届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、前記(1)アの確認を受けることができる。この場合において確認審査を省略して前記(1)イの標章及び確認証明書を交付する。

6. 規制除外車両の確認等(警察)

(1) 規制除外車両

緊急通行車両以外の社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両を、交通規制の対象から除外する車両(以下「規制除外車両」という。)とし、公安委員会の意思決定に基づき通行禁止の対象から除外することとする。

(2) 規制除外車両の確認

規制除外車両の確認は、前記5(1)を準用する。

(3) 規制除外車両の事前届出・確認

緊急通行車両とならない車両であって、下記の車両については規制除外車両の事前届出制度の対象とする。事前届出・確認は、前記5(2)を準用する。

- ・ 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- ・ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- ・ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- ・ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

資料編 p 80

〔参考：緊急通行車両の対象と内容等〕

7. 交通情報の収集及び提供（警察）**(1) 交通情報の収集**

交通情報の収集は、航空機、オートバイその他の機動力を活用し、専従の収集班を編成して行う。

(2) 交通情報の提供

交通情報の提供は、交通情報提供装置を活用し、日本道路交通情報センター及び報道機関の協力を得て行う。

8. 地震発生時に運転者のとるべき措置

地震発生時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。

(1) 走行中の車両の運転者は、次の行動をとること。

- ア 直ちに、車両を道路の左側に停止させること。
- イ 停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し行動すること。
- ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動すること。
やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーをつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

(2) 通行禁止区域などにおいては、次の措置をとること。

- ア 車両を道路外の場所に置くこと。
- イ 道路外に置く場所のない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること。
- ウ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨げとならない方法により駐車すること。

第9節 救援物資供給活動

■計画方針

震災時に生活を維持していくために必要な物資の確保が困難になった場合においても、住民の基本的な生活は確保されなければならない。

このため、食料、生活必需品、飲料水等の生活救援物資について、適切なニーズの把握を行うとともに、迅速な輸送活動の確立を得て救援・供給活動を行う。

なお、県からの救援物資の供給支援は、市からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づいて行うことを原則とするが、通信の途絶や行政機能の低下等により、要請活動が困難になる場合も想定し、要請を待たずに物資供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援などの積極的な支援も視野に入れた活動体制をとることとされている。

そのため、大規模災害時において国からの「プッシュ型」支援等により必要な物資を確保することも視野に入れた活動体制をとるものとする。

1. 食料の供給

(1) 実施体制

ア 食料の供給は、市長(本部長)が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長(本部長)はこれを補助する。

市長(本部長)は災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認められるときは、市長(本部長)に救助を行わせることができる。

災害時に自力で食料の調達に困難な住民に対する食料の供給は、災害救助法適用の有無にかかわらず市長(本部長)が行う。

イ 県及び市町村は、備蓄物資の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

ウ 市長(本部長)は、市単独での対応が不可能な場合は、近隣市町、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。なお、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の飲料水等、食料、生活必需品などを送り込む「プッシュ型」による供給を行うこととされている。

(2) 炊出しその他による食品給与の方法

ア 炊出しその他による食品の給与は、米穀、乾パン又は一般食品店等から購入した弁当、パン等により行い、給与に当たっては被災者が直ちに食することができる現物を給与する。

イ 米穀による炊出し給与は、市長(本部長)が赤十字奉仕団等の協力を得て、避難計画に基づき避難所に設置された炊出し設備等により炊飯して行う。

ウ 炊出し給与のための調味料、副食等は市の関係業者から調達し、これを充てる。

ただし、本市のみで調達が不可能又は必要数量を確保できないときは、その補給に

ついて県に要請し、市長(本部長)に代わって知事が関係業者から調達し、補給する。

(3) 災害救助法適用の場合の食品供給計画

災害救助法を適用した場合の、炊出しその他による食品の給与は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

① 炊出しその他による食品給与費の経費及び限度額

ア 経費内容

主食費、副食費、燃料費、機械・器具備品等の使用謝金又は借上費、消耗器材費及び雑費

イ 限度額

アの経費のうち雑費を除く合計額が1人1日当り1,160円以内

② 炊出しその他による食品給与の期間

炊出しその他による食品給与の期間は、災害発生の日から7日以内

ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に7日以内を現物により支給

③ 政府所有米穀の調達

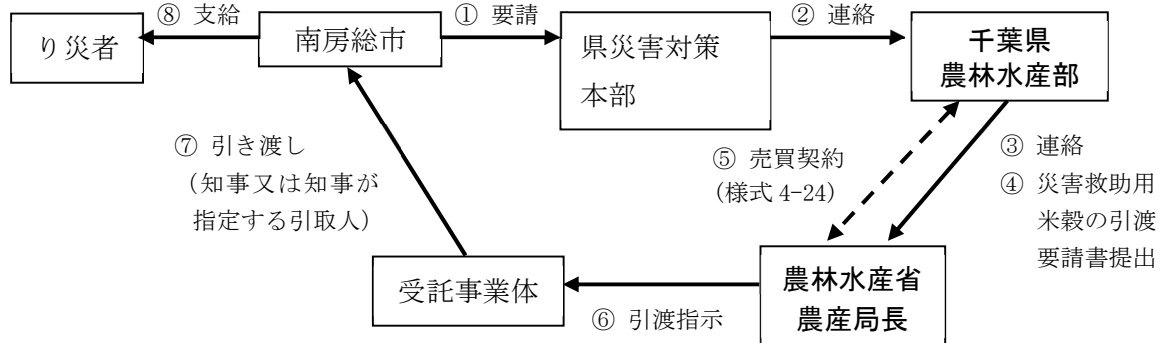
ア 市長(本部長)は必要とする米穀の数量を知事に要請し、知事は農林水産省農産局長に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとする。

また、災害救助用米穀の供給について、県と連絡がつかない場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づいて、農林水産省農産局長に対し、政府所有米穀の緊急引渡しを要請するとともに、併せてその旨を千葉県に連絡する。

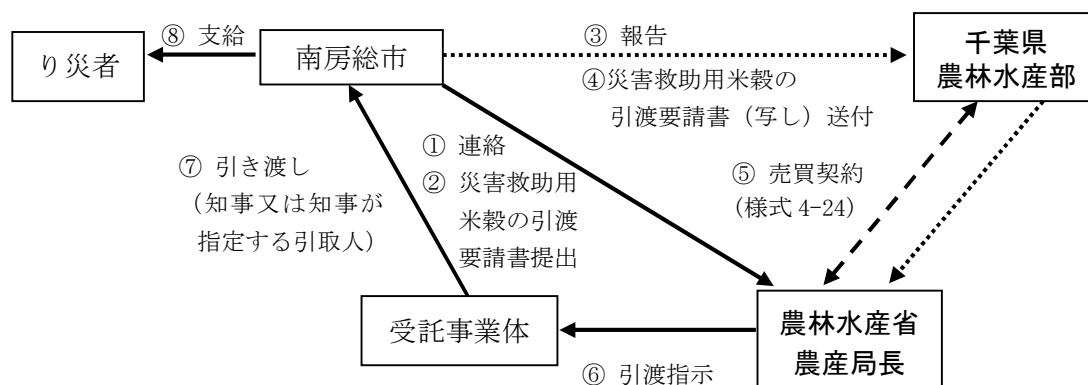
イ 上記による政府所有米穀の受渡し系統図は、次に示す(1)・(2)のとおりである。

図一 政府所有米穀の受渡し系統図

(1) 市町村からの要請を受け、県が要請する場合



(2) 市町村が直接要請した場合



2. 応急給水

(1) 実施機関

- ア 飲料水等の供給は市長(本部長)が安房郡市水道部と連携して行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長(本部長)はこれを補助する。
- イ 市長(本部長)は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは救助に着手する。
- ウ 知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認められるときは、市長(本部長)に救助を行わせることができる。
- エ 市長(本部長)は、当該市町村限りで処理不可能な場合、近接市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 給水の実施

ア 飲料水等供給の方法

応急給水は拠点給水を原則とし、被害の状況に応じて運搬給水及び仮設給水を実施する。

イ 供給期間

災害発生の日から7日以内を目安とし、必要に応じて延長する。

ウ 広 報

被災時における応急給水方法、給水拠点場所、飲料水等調達方法及び水質について適切な広報活動を実施する。

(3) 災害救助法による費用の範囲

飲料水等の供給を実施するため支出できる費用は、給水及び浄水に必要な借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費、また、真にやむを得ない場合に限り水の購入費について、当該地域における通常の実費とする。

(4) 応急給水用資機材の現況

応急給水用の資機材は、給水車及び組み立て水槽を有する。また、非常時の応急給水として消防水利に指定されている学校プールの水の濾過器があり、詳細は資料編に示す。

3. 被服、寝具その他生活必需品等供給計画

(1) 実施機関

ア 被服、寝具及びその他生活必需品の給与又は貸与は、市長(本部長)が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長(本部長)はこれを補助する。

市長(本部長)は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、市町村長に救助を行わせることができる。

イ また、市単独での対応が不可能な場合は、近隣市町、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。なお、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の飲料水等、食料、生活必需品などを送り込む「プッシュ型」による供給を行うこととされている。

ウ 市は、あらかじめ協定を締結するなど商工団体等との連携のもと、生活関連物資等応急時に必要な物資の迅速な供給を行う。

(2) 配布を受ける者

住家の被害が全壊(焼)、半壊(焼)等であって次に掲げる者

ア 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失又は損傷した者

イ 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(3) 生活必需品等の内容

寝具、衣料品、炊事器具、食器、日用雑貨、光熱材料及び燃料等

(4) 災害救助法による給与又は貸与の限度額

資料編 p 81	災害救助法による給与又は貸与の限度額 夏季(4月から9月まで) 災害救助法による給与又は貸与の限度額 冬季(10月から翌年3月まで)
----------	---

(5) 給与又は貸与の期間

災害発生の日から10日以内に給与、貸与を完了させる。

(6) 給与又は貸与の方法

全壊(焼)、流出世帯と半壊(焼)床上浸水世帯について、それぞれの構成員に応じて配分する。

(7) 小災害対策

災害救助法の適用に至らない災害(火災を含む)により、住家が全壊(全焼、焼失)、半壊(半焼)、床上浸水の被害を受けた世帯に対し、被害区分に応じて毛布、敷布等見舞品を支給する。この業

務は、県が日本赤十字社千葉県支部に委託している。

4. 輸送計画

災害時における被災者の避難及び救援物資並びに応急対策の実施に必要な人員、資材の迅速、かつ、円滑な輸送を図る。

(1) 緊急輸送道路の確保

① 緊急輸送道路(緊急輸送ネットワーク)

災害発生時の被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、千葉県地域防災計画において、道路(緊急輸送道路)、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設を指定し、これら陸海空を連携する緊急輸送ネットワークが定められている。本市に関連する路線は以下の通りであり、災害発生時には、以下に示す緊急輸送ネットワークを形成する道路の確保を行う。

【災害時道路ネットワーク】

ア 県指定緊急輸送道路1次路線

富津館山道路

一般国道 127 号

一般国道 128 号

イ 県指定緊急輸送道路 2 次路線

一般国道 410 号

和田丸山線

鴨川富山線

外野勝山線

犬掛館山線

富浦停車場線

市道富浦 1 号線

市道千倉 1 7 号線

市道川口 1 4 号線

ウ 県指定緊急輸送道路 3 次路線

市道滝口 5 4 号線

エ その他の災害時緊急輸送路

陸路と併せて、海域からの緊急輸送路として館山港耐震岸壁の利用を図る。

② 被害状況の把握

市は、市内の緊急輸送道路及び災害時連絡道路の被害状況、道路上の障害物の状況等を把握する。緊急輸送道路については、市災害対策本部を通じて、県(防災対策課)又は県災害対策本部(設置された場合)に速やかに調査結果を報告する。

(2)緊急輸送道路等の啓開実施

道路管理者は、被害を受けた道路について、被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、特に「緊急輸送道路一次路線」など交通上重要と認められる路線を最優先に南房総市防災協力会等と密接な連携を図りながら路上の障害物除去や応急復旧などの道路啓開活動を行う。

また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、次の事項に留意し、必要な措置を講じるものとする。

なお、道路管理者は、あらかじめ住民等に対し、災害時において、災害対策基本法第76条の6に基づき、車両の移動等を命じる道路区間の指定が行われた場合は、車両の移動等が行われることがあることを周知するものとする。

ア 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は区間を指定して以下を実施する。

- ・緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
- ・運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動

(その際は、やむを得ない限度での破損を容認)

イ 土地の一時使用

アの措置のため、やむを得ない場合、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。(沿道での車両保管場所の確保)

ウ 関係機関、道路管理者間の連携・調整

知事は、道路管理者である市町村(指定都市を除く)に対し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると判断されるときは、必要な措置をとることを指示することができる。

(3)車両等の確保

①車両等の調達

ア 市は、災害対策にあたる市保有の全車両の運用状況を把握し、効率的な管理及び必要な車両の確保を行う。

イ 市保有車両に不足が生じる場合は、近隣市町の運送業者等から車両を調達する。

また、必要に応じて、県に対し車両の斡旋や調達を要請する。

ウ 借上げに要する費用は、市が当該運送業者等との団体もしくは当該業者等と協議して定める。

エ 市は、調達可能なガソリンスタンドの状況を把握し、市保有の全車両、借上げ車両のすべてに必要な燃料の調達を行う。

②車両等の配車

災害時における各部の分掌事務が、効率的に行われるように統括部管財渉外班において、調達車両の配分、災害規模に応じた車両の運用に努める。

また、災害時における各部班に配分する車両は、配車計画に基づいて行う。

(4) 緊急輸送

① 範囲

市が行う緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。

ア 被災者に支給する生活必需品、救急、防疫資機材等

イ 医療又は助産のための救護員

ウ 食料、飲料水等確保のため必要な要員、供給に必要な資機材等

エ 被災者の救出及び救護のため必要な要員

オ その他市長(本部長)が必要と認めたとき。

② 道路による輸送

災害応急対策や救護活動に必要な物資の輸送は、各事務を掌握する活動班に配車された車両で行う。

③ 鉄道による輸送の要請

自動車による輸送が不可能な場合又は広域輸送が必要な場合は、東日本旅客鉄道株式会社又は日本貨物鉄道株式会社に鉄道による輸送を要請する。

④ ヘリコプターによる輸送の要請

災害による交通の途絶又は緊急的な輸送を必要とする場合は、県を通じてヘリコプターによる輸送を要請する。

⑤ 船舶による輸送の要請

陸路による緊急輸送が困難な場合においては、海路を利用して輸送する。その場合においては、漁業協同組合に組合及び組合員の持船による海上輸送の協力を要請する。

第10節 広域応援の要請

■計画方針

大規模地震時には、被害が拡大し市の防災関係機関が単独でこれに対処することが困難な事態が想定される。このため、あらかじめ関係機関と十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、市災害対策本部は県への応援要請等により、他市町村、民間等の協力を得て災害応急対策を実施する。

1. 受援体制の整備

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるよう、「南房総市災害時受援計画」に基づき、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、感染症対策として適切な空間の確保に配慮するものとする。

なお、宿泊場所の確保が困難となる場合に備え、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設拠点や車両を設置できる空き地など、活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

2. 広域応援の要請

(1) 国・県に対する応援要請

① 応援要請の実施

ア 市長(本部長)は、市内における災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

イ 市長(本部長)は、総務省の応急対策職員派遣制度による災害マネジメント総括支援員と災害マネジメント支援員など数名で構成するチームの支援が必要と認める場合、県に支援チームの派遣を要請する。

ウ 緊急消防援助隊、広域緊急援助隊、及び自衛隊の各部隊の後方支援を行うための応急対策活動拠点の候補地をあらかじめ選定する。

② 経費の負担

国から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法、並びに他都県、他市町村から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による。(災害対策基本法施行令第18条)

(2) 市町村相互の応援

① 応援要請の実施

市長(本部長)は、地域内に災害が発生し、応急措置の実施のため必要があると認めたときは、あらかじめ締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」(平成8年2月23日)に基づき、他市町村長に対して応援要請を行う。また、他市町村長から応援

を求められた場合は、特別の事情がない限り職員等を派遣する。

【 「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」の内容 】

- 食料、飲料水等及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- 被災者の一時収容のための施設の提供
- 被災傷病者の受入れ
- 遺体の火葬のための施設の提供
- ごみ・し尿などの処理のための施設の提供
- ボランティアの受付及び活動調整
- 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

②経費の負担

応援に要した費用は、「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき経費の負担を行う。

③他市町村への応援

市長（本部長）は、被災市町村からの応援要請又は知事からの応援要請がない場合においても、被害の状況に応じ、自主的に応援を行う。

（３）消防機関の応援

安房郡市消防本部は、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、千葉市消防局（総括消防機関）に消防応援部隊を要請する。

表一 応援要請文書の記載事項

- | |
|---------------------------|
| ① 災害の種類 |
| ② 災害発生の日時、場所及び人的、物的被害の状況 |
| ③ 要請する車両、資機材等の種別及び数量並びに人員 |
| ④ 応援隊の到着希望日時及び進出拠点 |
| ⑤ その他必要な事項 |

（４）水道事業体等の相互応援

市長（本部長）は、災害等により水道水の供給が停止し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県内水道事業体等の間で締結している「千葉県水道災害相互応援協定」に基づく手続きを安房郡市水道部に要請する。

安房郡市水道部は、市長（本部長）からの要請を受けた場合は速やかに千葉県に応援要請を行う。

(5) 民間団体等に対する応援要請

市長(本部長)は、市内に災害が発生し応急措置の実施のため必要があると認めたときは、各事業者等の民間団体及びボランティア等の民間の協力団体に応援要請を行う。

(6) 資料の提供及び交換

防災関係機関は、災害応急対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。

(7) 経費の負担**① 国又は県、他市町村から市に職員派遣を受けた場合**

国から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法、並びに他都県、他市町村から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による。

② 指定公共機関等から協力を受けた場合

指定公共機関等が市に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほか、その都度、又は事前に相互に協議して定めた方法による。

3. 広域避難者の受入れ

市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請又は受入れについては、以下のように、県の調整のもとで手続を円滑に行う。

(1) 広域避難の調整手続等**① 県内市町村間における広域避難者の受入れ等**

市町村の区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、県は他の市町村長に協議するものとし、協議を受けた市町村は同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れるものとする。この場合、県は、被災市町村の要請があった場合には、受入れ先市町村の選定や紹介、運送事業者の協力を得て被災者の運送を行う等被災市町村を支援するものとする。

② 都道府県域を越える広域避難者の受入れ等

県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、県は被災市町村からの要請に応じ、他の都道府県に対して受入れを要請するなどの協議を行い、運送事業者の協力を得て被災者の運送を行う等被災市町村を支援するものとする。

協議先の都道府県の選定に際して必要な場合には、県は国を通じて、相手方都道府県の紹介を受けるものとする。

なお、他の被災都道府県から本県に対して広域避難者の受入れの協議等があった場合には、県内市町村との調整を行い、受入れ先を決定するとともに、広域避難者の受入れを行う市町村を支援するものとする。

(2) 広域避難者への支援

県は、東日本大震災での県外避難者の受入れの経験等をもとに、支援を行うものとする。

①避難者情報の提供

住所地(避難前住所他)の市町村や都道府県では、避難された方々の所在地等の情報把握が重要となっている。避難者を受け入れた県及び市町村は、避難者から、避難先の市町村へ避難先等に関する情報を任意にいただき、その情報を避難前の県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

②住宅等の滞在施設の提供

受入れ先市町村における公共施設等の受入体制を補完するため、県及び市町村は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

③被災者への情報提供等

市は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

所在が確認できる広域避難者については、受入先都道府県、市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないように配慮する。

第11節 自衛隊への災害派遣要請

■計画方針

市は、災害時において自力及び災害関係機関の力のみではその対応が困難である場合に備えて、自衛隊への派遣要請を迅速に行えるよう、派遣要請の手順及び必要事項を明らかにし、災害応急対策に万全を期する。

1. 災害派遣要請依頼手続き

市長(本部長)は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対して次の要領で派遣の要請依頼を行う。ただし、自衛隊は、災害において特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

(1) 知事への災害派遣要請の依頼

- ア 知事に対する自衛隊の災害派遣の要請依頼は、原則として市長(本部長)が行う。緊急を要する場合は電話等で依頼し、その後速やかに文書を提出する。(様式-2)
- イ 緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に依頼するいとまがないとき、もしくは通信の途絶などにより知事への依頼ができないときは、直接最寄りの駐屯地指令等の職にある部隊の長に通報し、事後所定の手続きを速やかに行う。

(2) 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ、緊急を要し、やむを得ないと認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、概ね災害派遣要請の範囲に示すとおりとする。

(3) 明らかにする事項

自衛隊派遣を要請依頼する際には次の事項を明らかにする。

- ア 災害状況及び派遣要請の理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考事項(作業用資機材、宿营地等)

(4) 連絡先

ア 県防災危機管理部防災対策課

(緊急の場合)

陸上自衛隊 第1空挺団本部第3科(習志野駐屯地)

〒274-8577 船橋市薬円台 3-20-1

TEL 047-466-2141(内線 218)

イ 陸上自衛隊 第1師団第1飛行隊(東京都立川駐屯地)

ウ 海上自衛隊 第21航空群(千葉県館山市)

資料編 p 82	災害派遣要請の範囲
資料編 p 83	緊急の場合の連絡先

2. 自衛隊受入体制

①他の災害救助・復旧機関との競合又は重複の排除

市長(本部長)は、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複することのないよう、重点的、かつ、効率的に作業を分担する。

②作業計画の作成及び資材等の準備

市長(本部長)は、次の事項を明らかにするとともに、作業の実施に必要な資材を準備し、かつ、諸作業に係る管理者の了解を得る。

表一明らかにする事項

- | |
|--|
| ① 作業箇所及び作業内容
② 作業箇所別必要人員及び必要機材
③ 作業箇所別優先順位
④ 作業に要する資材の種類別保管(調達)場所
⑤ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所 |
|--|

③派遣部隊の受け入れ

市長(本部長)は、派遣された部隊に対し、次の施設等を設置できる場所を準備する。災害派遣部隊の受入場所は千倉総合運動公園とする。ただし、指揮連絡用ヘリコプター発着場は白浜運動広場とする。

- ア 本部事務所
- イ 宿舍
- ウ 材料置き場、炊事場(野外の適切な広さ)
- エ 駐車場(車1台の基準3m×8m)
- オ 指揮連絡用ヘリコプター発着場

資料編 p 50	臨時ヘリポート(自衛隊選定)
資料編 p 83	指揮連絡用ヘリコプター

3. 派遣部隊の撤収要請

災害派遣部隊の撤収要請依頼は、市長(本部長)と派遣部隊の長との協議後、市長(本部長)が知事に対し文書をもって依頼する。(様式-4)

4. 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりである。ただし、その活動内容が他市町村にまたがった場合は、当該市町村と協議のうえ、負担割合を定める。

表一経費の内容

- | |
|---|
| ① 派遣活動に必要な資器材(自衛隊装備に係わるものは除く)等の購入費、借上料及び修繕費 |
| ② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料 |
| ③ 派遣部隊の宿営及び救援活動にともなう光熱、水道、電話料等 |
| ④ その他負担区分に疑義が生じた場合は、自衛隊と協議 |

様式—2

第 年 月 日 号

千葉県知事

様

南房総市長

印

自衛隊の災害派遣要請について(依頼)

このことについて、自衛隊法第83条第1項の規定による自衛隊の派遣要請を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

(1)災害の状況

(2)派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日(時 分)から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1)活動希望区域

(2)活動内容

4 その他参考となるべき事項

様式—4

第 号
年 月 日

千葉県知事

様

南房総市長

印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について(依頼)

年 月 日付け第 号で依頼したこのことについては、下記のとおり派遣
部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収日時 年 月 日 時 分

2 撤収理由

3 その他必要事項

第12節 学校等の安全対策・文化財の保護

■計画方針

災害発生時は学校等における児童・生徒の安全の確保に努めるとともに、学校等が被災した場合でも早期授業再開を目指す。また、学用品がなくなり就学に支障をきたした児童・生徒に対しての支援も行う。

文化財が被災した場合は、早急に被害状況を確認の上、保護し、文化的価値を損なわないよう被害の拡大を防ぐ。

1. 防災体制の確立

(1) 防災教育の一層の充実

市長及び幼稚園長及び小・中学校長(以下、「校(園)長」という。)は、東日本大震災の教訓を活かし、学校と地域が連携した防災訓練などの体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること(自助)や、他者や地域の防災に貢献できること(共助)など、発達段階に応じた防災意識の高揚に努めるものとする。

(2) 事前準備

ア 校(園)長は、学校の立地条件などを考慮した上、学校安全計画を作成、実施するとともに、危険等発生時対処要領を作成し、周知する。

イ 校(園)長は、災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じなければならない。

- a 計画的に防災にかかわる施設、設備の点検整備を図る。
- b 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法を検討する。
- c 当該教育委員会、警察署、消防署(団)及び保護者への連絡体制を確立する。
- d 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。

(3) 災害時の体制

千葉県では、東日本大震災の経験と教訓を活かし、今後発生が予想される首都直下地震などの揺れの大きな地震に備え、授業中や保護者への引渡しなど状況に応じた教職員の対応、また、特別な支援を必要とする児童生徒への対応などを示した「学校における地震防災マニュアル」(平成24年3月)を作成している。各学校は、このマニュアルを活用し、児童・生徒の安全確保を第一とした防災体制を確立させる。

ア 校(園)長は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。

イ 校(園)長は、災害の規模並びに児童生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、当該教育委員会へ報告しなければならない。

ウ 校(園)長は、状況に応じ、当該教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。

エ 校(園)長は、避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を策定するなど、避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。

オ 校(園)長は、準備した学校安全計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。

カ 応急復旧計画については、当該教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

(4) 災害復旧時の体制

ア 校(園)長は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童生徒等に対しては被災状況を調査し、市教育委員会と連携し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。

イ 市教育委員会は、被災学校の校(園)長に対し、情報及び指令の伝達に万全を期する。

ウ 校(園)長は、学校が災害により校舎の一部損壊や、避難所等に学校を提供することなどにより、児童生徒等の一部又は全部が学校を使用できなくなる場合には、応急復旧計画に基づき、市教育委員会と緊密に連絡の上、できる限り早い段階での授業再開に努める。

エ 市教育委員会は、被災学校に対して授業再開に向けての必要な指導をするとともに、学校が使用できない場合には、他の公共施設等の使用を確保することなど、早期の授業再開を支援する。

2. 応急教育実施の予定施設

ア 被災の程度に応じ、おおむね資料編に示すような方法により、学校の授業が長期にわたり中断されることのないようにする。

イ 応急教育実施の予定施設については、事前に関係者と協議のうえ選定し、教職員・住民に対し、周知徹底を図るように指導する。

資料編 p 84	被害程度と応急教育実施予定施設
----------	-----------------

3. 応急教育方法

学校の施設が被災、あるいは地域の避難施設となった場合、次の点に留意して応急教育を実施する。

ア 学校施設が被災した場合は、応急復旧を速やかに行い、教育が実施できるように措置を講じる。

イ 応急復旧が不可能な場合は、被災僅少地域の学校施設・公民館・その他民有施設等を借り上げて実施する。

ウ 一斉授業が不可能な事態が予想される場合は、勉学の方法、内容等をあらかじめ周知させる。

エ 長期にわたり授業不可能な事態が予想される場合は、学校と児童・生徒との連絡方法及び勉学上の組織(地区組織など)の整備と活用を十分に行う。

オ 市教育委員会単位の動員体制を整え、管内各学校が緊密な連携のもとで対処できるようにする。

4. 学用品の調達及び支給

災害により、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して、教科書、文房具や通学用品等の学用品を給与する。

(1) 実施機関

教材・学用品の給与は、市長(本部長)が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長(本部長)はこれを補助するものとする。

市長(本部長)は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、学用品の給与に着手する。

知事は、災害救助法が適用された場合においても、学用品の給与を迅速に行う必要があると認めるときは、市長(本部長)に学用品の給与を行わせることができる。

(2) 学用品の給与

① 学用品の給与を受ける者

ア 災害によって住家が全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水の被害を受けた児童・生徒等であること。

イ 小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む。)、中学校生徒(特別支援学校の中学部生徒を含む。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の過程及び通信制の課程を含む)、特別支援学校の高等部)。

ウ 学用品を喪失又は損傷し、就学に支障を生じている者であること。

② 学用品給与の方法

ア 学校及び教育委員会の協力を受けて行う。

イ 被害別、学年別の学用品購入(配分)計画を立てて行う。

ウ 実施に必要なものに限り支給する。

エ 文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。

③ 学用品の品目

ア 教科書及び教材

小学校児童及び中学校生徒が「教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材であること。高等学校等生徒が正規の授業で使用する教材であること。

イ 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

ウ 通学用品

運動靴、傘、カバン、長靴等

④ 学用品給与の費用限度額

ア 教科書(教材を含む。)代は実費とする。

イ 文房具及び通学用品

小学生児童 1人当たり 4,500円以内

中学生生徒 1人当り 4,800円以内

高等学校等生徒 1人当り 5,200円以内

⑤学用品の給与期間

教科書(教材を含む。)については、災害発生の日から1か月以内、文房具及び通学用品については、15日以内とする。

5. 授業料等の減免・給食の措置

市は、被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について必要な計画を樹立しておく。また、給食に必要な物資の確保を行う。

(1)授業料の減免等

教育班は、被災した児童生徒等のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定めその実施に努める。

(2)給食の措置

ア 市長(本部長)は、被害を受けた学校給食用物資に関して、その状況について県災害対策本部支部(支部が設置されている場合)を経由して県災害対策本部に速やかに報告しなければならない。

イ 市は、学校給食用物資に被害を受けたことによる補充又は応急の給食を実施するため、米穀等の給付を受けようとする場合は、学校給食用米穀取扱要綱及び学校給食用小麦取扱要領に基づき、学校給食会に対し需要の申請を行うことにより、米穀等の供給(学校給食用米穀、小麦粉の供給価格で)を受ける。

6. 文化財の保護

文化財は地域及び国民の貴重な財産であることを認識し、被災した場合は、見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し被害の拡大防止に努める。

(1)災害時の状況把握及び報告

ア 市は文化財の被害状況を把握し、速やかに県に報告する。

イ 文化財所有者等は、安全を確保した上で、文化財の被害状況を確認し、市町村を経由し県に報告する。

(2)災害時の応急措置

ア 市は文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理等の救済措置を講ずる。

イ 文化財所有者等は、危険のない範囲で、応急措置や災害の拡大防止に努める。構造物については市町村の協力を得て、二次災害から文化財を保護し、その文化的価値が失われないよう措置をとる。

有形文化財について、収蔵・展示施設が被災した場合は、県・市及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護を図る。

記念物については、市町村の協力を得て、二次的倒壊・崩落を極力防止するため応急的措置を講ずる。

第13節 帰宅困難者等対策

■計画方針

帰宅困難者は、自宅までの距離が遠く、徒歩で帰宅することが困難な人であり、本市においては、通勤者以外に観光客も想定される。これらの人が震災発生直後に一斉に徒歩帰宅を開始した場合、路上や鉄道駅周辺で大混雑が発生し、集団転倒に巻き込まれたり、経路上の延焼火災、沿道建物の倒壊や落下物等により負傷するおそれがある。

また、大量の人々が路上にあふれた場合には、救急・救助活動の妨げとなる可能性もある。

このため、県と連携を図りながら、早期に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼びかけるとともに、帰宅困難者等への速やかな情報提供、帰宅困難者等の安全確保、救急・救助活動が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。

1. 基本原則の呼びかけ

県	一斉帰宅抑制の呼びかけ	震災発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、県は、県民、企業、学校など関係機関に対し、国、周辺都県、市と連携して、テレビやラジオ放送などを通じてむやみに移動を開始せずに職場や学校などの施設内に留まるよう呼びかけを行う。 また、呼びかけの効果を高めるため、エリアメールや緊急速報メール(N T T ドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル、楽天モバイル)、防災情報メール、SNSなどの媒体を活用した一斉帰宅抑制の呼びかけについても検討・実施していく。
	企業、学校など関係機関における施設内待機	企業及び学校など関係機関は、従業員、顧客、児童・生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童・生徒を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。
事業者	大規模集客施設や駅等における利用者保護	大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護する。

2. 帰宅困難者等の把握と情報提供

(1) 帰宅困難者等の把握と混乱防止

県は、大規模集客施設や駅等の周辺における混乱を防止し、付近で発生した滞留者や都内から幹線道路などを通して徒歩により県内に移動してくる帰宅困難者等について把握するとともに、関係機関へ情報提供を行う。

(2) 帰宅困難者等への情報提供

市及び県は、地震に関する情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法などについて、テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用し、情報提供を行う。

また、駅周辺ごとに設立される駅周辺帰宅困難者等対策協議会においても、あらかじめ確立された情報連絡体制及び提供方法に基づいた情報提供を行う。

さらに、関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール(N T T ドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル、楽天モバイル)、防災情報メール、防災ポータルサイト、SNS、駅周辺のデジタルサイネージなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。

3. 一時滞在施設の開設及び施設への誘導

(1) 一時滞在施設の開設

市は県と連携し、交通機関が一定期間停止することが見込まれ、大量の帰宅困難者の発生が予想される場合には、あらかじめ一時滞在施設として指定した所管の施設について、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開設する。また、市は区域内の民間施設管理者に対して、一時滞在施設開設の要請を行う。

市は、一時滞在施設の開設状況を集約し、県へ報告するとともに、駅、大規模集客施設、帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。

(2) 一時滞在施設への誘導

駅や大規模集客施設等で保護された利用客については、原則、各事業者が市や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導する。

(3) 一時滞在施設の運営

施設管理者は、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れる。本市では観光客が帰宅困難者となることが予想されるため、市は県や関係機関と連携し、施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。

4. 徒歩帰宅支援

(1) 災害時帰宅支援ステーション協定締結企業等に対する支援要請

県及び市は、震災発生後コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンドなど、災害時帰宅支援ステーション協定を締結している事業者に対し、九都県市と連携して支援の要請を行う。

(2) 徒歩帰宅支援

職場や一時滞在施設に留まった帰宅困難者等は、救急・救助活動が落ち着いた後、帰宅を開始することになる。

その際、市は県と連携し、徒歩で帰宅する帰宅困難者等に対し、帰宅支援対象道路沿いの道路状況、沿道の被害、混雑状況、災害時帰宅支援ステーションの開設情報などをテレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用し提供する。

また、県や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール(N T T ドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル、楽天モバイル)、防災情報メール、防災ポータルサイト、SNS、駅周辺のデジタルサイネージなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。

5. 帰宅困難者(特別搬送者)の搬送

障害者、高齢者、妊婦又は乳児連れの方など自力での徒歩が困難な特別搬送者については、臨時バスやタクシーなどによる搬送が必要となるため、多様な代替交通手段の確保について、県及び関係機関と協議・検討を進める。

6. 帰宅困難者対策に関する啓発

ア 帰宅困難者対策は、一人ひとりの心がけが大切であることから、県との連携により通勤・通学者を中心にリーフレット・ポスターによる普及啓発を行う。

イ 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者に対する基本原則の周知・徹底を図る。

ウ 企業に対し、従業員や顧客(海水浴客等を含む)の混乱防止・誘導訓練、情報の収集伝達訓練、安否の確認及び情報発信訓練など、帰宅困難者の発生を想定した訓練の実施を要請する。

7. 防災関係機関等の役割

帰宅困難者に関する対策は、多岐の分野にわたるとともに、行政界を越える対応も必要となる。このため、帰宅困難者に関連するすべての機関がそれぞれの役割を十分に果たし、分担・連携して対策を行う必要がある。

また、帰宅困難者になる可能性がある通勤・通学者についても、平常時からの一人ひとりの備えも重要である。

第14節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策

■計画方針

地震により多数の傷病者が発生し、また医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるとき又は感染症等が流行するおそれがある場合、関係機関と連携をとりながら、被災者に対して保健衛生及び防疫活動を行う。

また、震災により、家屋の倒壊や多量のごみ等が排出されるなど、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民の生活に支障がないよう環境の保全を図る。

1. 保健衛生対策活動

市は安房健康福祉センター等と連携して、避難生活の長期化やライフラインの長期停止等により、被災者の健康が損なわれることのないよう被災状況に応じた保健対策や被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行う。特に、被災のショックや長期避難生活等によるストレスは心身の健康に障害を生じさせるため、被災者に対するメンタルヘルスカケアを実施する。

(1) 保健活動

①巡回健康相談の実施

安房医師会等との連携の下に保健活動班を編成し、避難所及び避難所以外への避難者に対して、巡回により、被災者の健康状態の把握、栄養指導、精神保健相談等の健康管理を行う。

②入浴情報の提供

被災者の衛生状態を良好に維持するため、入浴施設に係る情報提供を行う。

③二次被害の防止

市は、災害発生後早い時期から、避難所における特異的な健康課題となる環境整備と併せ、食中毒や感染症の発生予防、熱中症予防、深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）等について、積極的な予防活動を継続的に行う。特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。

また、食中毒等の予防のため、被災者等への食品衛生知識の普及や避難所等における食品衛生指導及び検査に徹底を図る。

④精神医療、メンタルヘルスカケアの実施

被災者の心理的ケアに対応するため、市は「心のケア」や「PTSD」* に対するパンフレットを被災者に配布するとともに、避難所の閉鎖後も継続して「心のケア」に対する相談窓口を設置する。

* PTSD: (外傷後ストレス障害) (Post Traumatic Stress Disorder)

PTSDはアメリカのベトナム戦争で大変なトラウマを経験してきた人達が、帰国後に社会に適応できず、さまざまな精神症状を呈したので、これをPTSDとしてまとめたもの。

トラウマ: 心理的刺激によって、心のバランスを失うほど情緒的なショックを与えられたとき、無意識のうちに心の中に残される傷痕。

(2) 活動体制の整備

安房健康福祉センター及び市は、平常時から、要配慮者等の把握、避難所等における予防活動や保健活動の連携等について協議を行う。

発災後、市は上記①から④を実施する保健師・栄養士の応援派遣の必要性について検討し保健活動計画を立て、必要な支援を安房健康福祉センターに報告する。

(3) 飲料水等の安全確保対策

安房健康福祉センターは、地震の影響により飲料水等の汚染等のおそれがある場合は、飲料水健康危機管理対策活動要領に基づき対応するとともに、市と協力して被災者に対し適切な広報及び指導を行う。

2. 防疫等活動

災害時における衛生環境の悪化による感染症の発生及びまん延を防止するため、市は県と協力し、災害応急対策を行うための活動体制、薬剤・資器材の確保等を図り、各種の検査、消毒等の予防措置を実施する。

(1) 防疫活動体制の確立

市は、発生した地震災害に即応した対策を樹立するとともに、体制の確立を図り、適切な措置を講じる。

(2) 実施主体

災害の際の防疫活動は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)」に基づき、市及び県が実施する。

(3) 災害防疫の実施方法

① 防疫措置の強化

市は、災害の規模に応じた防疫措置を設け、対策の推進を図る。

② 広報活動の実施

市は、被災地住民の社会不安の防止を図るため、広報活動の強化に努める。

③ 消毒の実施

市は、感染症法第27条の規定により、消毒を行うものとし、使用する薬剤、器具等については、速やかに整備拡充を図る。

④ 県への支援の要請

避難所等で感染症等の発生が危惧される場合において、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、速やかに県に対して薬剤の供給の支援を要請する。

(4) 患者の入院

安房健康福祉センターは、感染症法第19条の規定により、必要に応じ入院を勧告する。

(5) 防疫用薬剤の確保

県は、安房健康福祉センター等を利用して整備する地域保健医療救護拠点に初期防疫に必要な医薬品を備蓄し、防疫活動の円滑化を図る。

(6) 報 告

市は、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時県に報告する。

3. 行方不明者の搜索・死体の処理計画

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される行方不明者等に対して速やかに搜索を実施し、災害の際に死亡した者を一時的に收容するための收容場所、搬送手段及びドライアイス等死体の処理に必要な物資を確保し、死体識別等の処理を行い、かつ、死体の応急的な埋葬を実施する。

(1) 実施機関

ア 死体の搜索、收容、処理及び埋葬は、市長(本部長)が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長(本部長)はこれを補助するものとする。なお、知事は救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長(本部長)が行うこととすることができる。

イ 当市限りで埋火葬が対応不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

ウ 警察等が行う災害死者の処理に伴う死体処理施設(遺体收容所、検視場所、死体安置所)の確保は、県・市が場所の選定を行う。

(2) 実施体制

ア 市は、消防、警察、自衛隊等と協力して行方不明者の搜索を行う。

イ 死体の收容及び処理は、消防団、安房郡市消防本部、警察署を中心に行う。

(3) 検案医師等の出動要請

県警察における計画を除き、市長(本部長)は、検案医師等について、必要に応じて市立富山国保病院に出動を命じ、安房地域医療センター及び安房医師会、安房歯科医師会、日赤等に出動を要請するほか、県、他市町村に応援を求める。

(4) 災害救助法による救助の基準等

災害救助法を適用した場合の救助基準等は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。なお、同法の適用に至らない場合の応急対策は、同法が適用された場合に準じて的確に実施する。

① 死体の搜索

ア 搜索の対象者

行方不明の状態にある者で、周囲の事情により既に死亡していると推定される者とする。

(ア) 死亡した者の居住地に災害救助法が適用されたか否かは問わないこと。

(イ) 死亡した者の住家の被害状況は関係がないこと。

(ウ) 死亡した原因は問わないこと。

イ 死体搜索期間

災害発生の日から10日以内とする。

ウ 費用

搜索のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等、輸送費及び賃金職員等雇上費は本市地域における通常の実費とする。

②死体の処理

ア 死体を処理する条件

(ア) 災害による社会混乱のため死体の処理を行うことができない場合

(イ) 居住する市町村以外の市町村に漂着した場合

漂着した死体が当該災害によるものであると推定できる場合、漂着した地域の市町村長は、直ちに被災者の居住していた市町村の長に連絡して、遺族等の関係者に遺体を引き取らせること。ただし、引き取る暇のない場合においては市町村を統括する都道府県知事に遺体の漂着の日時、場所等を報告するとともに、必要に応じてその指揮を受けて、漂着した地域の市町村長が死体の処理を行う。

(ウ) 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、死体取扱規則(昭和33年国家公安委員会規則第4号)、刑事訴訟法第229条(検視)、検視規則(昭和33年国家公安委員会規則第3号)に基づき、警察官の死体調査(検視)終了後、警察当局から遺族又は市町村等の関係者に引渡された後の必要な死体の処理をする場合

イ 死体の処理内容

(ア) 死体の洗浄、縫合及び消毒等の処理

(イ) 死体の一時保存

(ウ) 検案

表－死体の検案の手順

原則として、現地において館山警察署が検視(見分)した後の死体は医療・福祉部がその処理を引継ぎ、次のとおり実施する。

- ・ 死体の検案は、医療・福祉部が国保病院及び安房医師会等の協力を得て実施する。
- ・ 死体の検案は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行うとともに、検案書を作成する。
- ・ 検案を終えた死体は、医療・福祉部が関係各部、各機関の協力を得て、市長(本部長)が指定する死体収容所(安置所)へ輸送する。

ウ 経費の限度額

(ア) 洗浄・消毒等に関する費用は、死体1体当たり3,500円以内

(イ) 一時保存に要する費用は、既存建物を利用する場合は当該施設等の借上費とし、既存建物を利用できない場合は、1体当たり3.3平方メートル範囲内とし、

3.3 平方メートルにつき 5,400 円以内

なお、ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算

(ウ) 検案に要する費用は、救護班によらない場合に限り、当該地域の慣行料金の額以内

エ 死体処理期間

災害発生の日から10日以内とする。

③ 埋 葬

災害の際死亡した者に対して、資力の有無にかかわらず、遺族が埋葬を行うことが困難な場合又は、死亡した者の遺族がない場合に応急的に埋葬を行うもの。

ア 埋葬を行う場合

(ア) 災害時の混乱の際に死亡した者とする。

(イ) 災害のため埋葬を行うことが困難な場合とする。

イ 埋葬期間

災害発生の日から10日以内とする。

ウ 埋葬の方法

(ア) 埋葬は、原則として死体を火葬に付すことにより実施する。

(イ) 埋葬は原則として棺、骨つぼ等の現物給付及び火葬、納骨等の役務の提供による。

エ 費用

埋葬のために支出できる費用は、次のとおりとする。

大人(12歳以上) 215,200円以内とする。

子供(12歳未満) 172,000円以内とする。

④ 身元不明者等に対する措置

市長(本部長)は、警察本部長又は警察署長、知事と緊密に連絡し、身元不明者の措置について協力する。

この場合、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに死者の写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるように協力する。

4. 動物対策

安房健康福祉センター及び動物愛護センターは、飼い主の被災等によりペットが遺棄され、又は、逃げ出した場合には、市、(公社)千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を救助及び保護する。

また、特定動物(危険動物)が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察、市その他関係機関との連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。

5. 清掃及び障害物の除去

災害による大量の廃棄物(粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等)や倒壊物・落下物等による障害物の発生は、住民の生活に著しい衛生環境の悪化と混乱をもたらすことが予想される。このため、災害時のごみ処理施設の被害状況、通信、交通の混乱等を十分考慮したうえで、大量の廃棄物

処理、解体・がれき処理等の活動を迅速に行い、地域住民の生活環境の維持を積極的に図る。

(1) 清掃及び廃棄物の処理

市は、千葉県災害廃棄物処理計画(平成30年3月策定、以下「県計画」という。)及び、南房総市災害廃棄物処理計画(令和3年3月)に基づき、被災地で発生する災害廃棄物を適切に収集し、処理する。

① 実施機関

ア 被害時における被害地帯の清掃は、市長(本部長)が実施する。

イ 清掃及び廃棄物の処理に関する実務は、環境班が、他部の協力を得て行う。

ウ 市は、地震等による大量の廃棄物が発生し市自ら処理することが困難な場合は、「災害時における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき相互に援助協力を行う。

また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、県が締結している「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、県を通じて民間事業者の協力を得て行う。

エ 県は、市に対する助言、情報提供を行う。

② 廃棄物の収集と処理

ア 市における組織体制

災害廃棄物対策組織として、施設・環境部環境班は、被害状況を把握しながら、県、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、災害廃棄物の適正、かつ、円滑な処理にあたる。

イ 災害廃棄物の処理方針

(ア) がれき

がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、可能な限り分別、中間処理、リサイクル等による減量化したのち、最終処分場で適正に処分することとする。

(イ) 片付けごみ

片付けごみは、平常時に比べ増大することから、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

(ウ) 生活ごみ

生活ごみ(避難所のものを含む)は、衛生、防疫に十分配慮するとともに、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

(エ) 適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理する。また、一般家庭から排出されるものは、適正な処理方法を住民に広報するとともに相談窓口を設置するものとする。

(オ) し尿に関する処理方針

災害により水洗便所が使用できなくなる可能性があること等から、発生量を適正に予測するとともに、衛生、防疫に十分配慮して処理する。

また、必要に応じ、県が締結している「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」に基づき、県を通じて民間業者の協力を求める。

ウ 発生量の推計方法

市において、南房総市災害廃棄物処理計画で定める推計方法により発生量を推計し、処理体制の確立を図る。

エ 仮置場の確保

膨大な量が発生する片付けごみやがれきを適正に処理するためには仮置場を使用することが有効であることから、市において県計画で定められた推計方法に準じて必要面積を推計し、設置場所について調整を行う。

オ 仮設トイレの確保

断水や浄化槽の故障等により、水洗トイレが使用できなくなるほか、避難所の開設等により、大量の仮設トイレの設置が必要となることから、市は避難所に仮設トイレを確保する。なお、市の調達では不足する場合は県を通して調達する。

カ 災害廃棄物に関する啓発・広報

市において、住民やNPO・ボランティア等に対して、災害廃棄物の分別や収集、仮置場の利用方法等を効果的な広報手段により周知する。

キ 県への事務委託

甚大な被害により自ら災害廃棄物処理を行うことが困難な場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定に基づき、災害廃棄物処理について県に事務の委託を行う。

ク 国における代替措置

大規模災害等により、都道府県、市町村ともに極めて大きな被害を受けた場合、環境大臣に対し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第86条の5の規定に基づき、指定災害廃棄物の処理の代行を要請する。

資料編 p 92

ごみ処理施設
し尿処理施設

(2) 障害物の除去

① 住宅関連障害物除去計画

ア 実施機関

住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は市長（本部長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長（本部長）はこれを補助する。

なお、知事は、災害救助法が適用された場合においても、障害物の除去を迅速に行う必要があると認められるときは、市長（本部長）が行うこととすることができる。

市単独での対応が不可能な場合は、近隣市町、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

イ 障害物の除去の対象及び方法

（ア）障害物の除去の対象となる者

- a 当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること。
- b 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること。
- c 自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること。

(イ)障害物除去の方法

- a 市(災害救助法が適用された場合は知事)は、作業員あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施
- b 半壊又は床上浸水により日常生活に欠くことができない居室等に運び込まれた障害物の除去に限ること(応急的救助に限ること)

(ウ)障害物除去の経費の限度額

経費の限度額

障害物の除去に要する費用は、1世帯当り137,900円以内

(エ)障害物の除去の実施期間

災害発生の日から10日以内に完了させるよう努めなければならない

②道路における障害物の除去

道路上の障害物の除去は、道路の機能を確保するため、自動車・死体等の特殊なものを除き、道路法第3章第1節「道路管理者」に規定する道路管理者が行う。この場合において、災害の規模・障害の内容等により、関係者及び関係機関と密接な連絡をとり、協力して交通の確保を図る。

特に「緊急輸送路線第一次路線」については最優先に実施する。

③河川・漁港の障害物の除去

ア 河川

河川の機能を確保するため、河川における障害物を除去、しゅんせつする。

イ 漁港

漁港区域内に流入してきた塵芥、流木及び臨海道路上の塵芥等の除去は漁港管理者が行う。

④東日本旅客鉄道株式会社における障害物の除去

ア 障害物の集積場所

障害物の集積場所は、沿線付近の鉄道用地とする。ただし、鉄道用地等がないときは、公有地又は民有地を所有者と協議のうえ使用する。

イ 必要な機械器具の現況等

必要な機械器具は、災害の種類、規模及び程度により現有の機械器具が不足するときは、関係業者の協力を求め調達使用する。

(3)環境汚染の防止対策

ア 倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」を参考に環境汚染防止体制の強化を図る。

イ 市は、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について住民やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

第15節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理

■計画方針

震災による住宅の全壊や半壊等により、住家を滅失し又は自己資力では住宅の確保や修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の供与や日常生活に欠くことのできない部分の修理を行う。

また、被災住宅の倒壊による二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定や被災宅地危険度判定を実施するとともに、日頃から応急危険度判定士等の養成を行う。

1. 応急仮設住宅の供与等

地震災害により住宅に被害を受けた者で、自己の資力では住宅を得ることができない者又は応急修理することができない者について応急仮設住宅を設置し、これを収容し、又は被害家屋の応急修理を実施し、被災住民の生活の安定を図る。

(1) 応急仮設住宅の供与

①実施機関

ア 応急仮設住宅の供与は、市長(本部長)が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長(本部長)はこれを補助する。市長(本部長)は災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、応急仮設住宅の供与に着手する。知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認められるときは、市長(本部長)に補助を行わせることができる。

イ 市長(本部長)は、本市のみで処理が不可能な場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

②供与の方法

ア 建設型応急住宅

あらかじめ検討している建設適地の選定や建設体制、必要資材の確保方法等に基づき建設する。

イ 賃貸型応急住宅

被災規模や被害状況、応急仮設住宅の建設用地の確保及び民間賃貸住宅の空き家戸数の状況等を勘案した上で、関係団体と協力し借上げにより民間賃貸住宅を提供する。

③住宅事業者の団体との連携

住宅の応急修理の実施にあたっては、住宅事業者の団体と連携を図るとともに具体的な連携のあり方について検討する。

④災害救助法による援助

災害救助法を適用した場合の建設基準等は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

ア 建設場所

建設場所については、保健衛生、交通、教育等を考慮して、学校グラウンド、公園等公共用地を候補地とする。

なお、候補地では、必要とする用地面積に満たない場合などは、私有地を利用することも可能である。この場合利用しようとする土地の所有者との十分な協議を行う。

イ 建設住宅の型式、規模及び費用

- (ア)建設住宅は平屋建てとし、必要に応じこれと同程度の長屋建てとする。
- (イ)設置規模は1戸当り29.7平方メートル、設置に要する費用は、1戸当り5,714,000円以内を平均基準とする。
- (ウ)応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。
- (エ)高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設(以下「福祉仮設住宅」という。)を仮設住宅として設置できる。

ウ 実施期間

応急仮設住宅の建設は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに工事を完成する。

⑤管理及び処分

ア 入居基準

応急仮設住宅の入居基準は、災害時において現実に本市に居住していることが明らかで、以下に掲げる者であること。

- (ア)住家が全焼、全壊、又は流失した者であること。
- (イ)居住する家がない者であること。
- (ウ)自らの資力では、住家を確保することができない者であること。
- (エ)生活保護法の被保護者並びに要保護者
- (オ)特定の資産のない失業者
- (カ)特定の資産のない未亡人、母子世帯、老人世帯、身体障害者世帯、病弱者等
- (キ)特定の資産のない勤労者、小企業者
- (ク)前号に準ずる経済的弱者等

イ 応急仮設住宅の供与の期間

特別な場合を除き、災害救助法の定める2年(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第条の規定に基づき、特定行政庁が建築基準法第85条第3項後段の規定にかかわらず同項の許可の期間を延長した場合においては、その期間)以内とし、その目的を達成した場合の処分については、災害救助法及びその運用方針による。

⑥要配慮者への配慮

応急仮設住宅を建設する際には、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、要配慮者に配慮していくとともに、要配慮者の優先入居に努めるものとする。

(2)住宅の応急修理

災害のため、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない被災者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難であ

る程度に住家が半壊した被災者に対し、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分を応急的に修理する。

①実施機関

ア 住宅の応急修理は、市長(本部長)が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長(本部長)はこれを補助する。市長(本部長)は災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認められるときは、市長(本部長)に補助を行わせることができる。

イ 本市独自で処理が不可能な場合は、近隣市町、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

②災害救助法による救助

災害救助法を適用した場合の修理基準等は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

ア 規模及び費用

応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に最小限度の部分に対し現物をもって行うこととし、修理に要する費用は災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 25 年内閣府告示第 228 号）のとおりとする。

イ 修理期間

災害発生の日から 3 か月以内（内閣府に災害対策本部が設置された災害においては 6 か月以内）に完了）。

（3）建築基準法での緩和及び減免

①建築確認等の制限の緩和

建築基準法第 85 条に基づき、被災区域等における建築物の応急修理工事等を行うものについての法的基準や建築確認等の申請を緩和することにより、応急仮設住宅建設、応急修理等の支援を行う。

②建築確認申請手数料の減免等

災害により住宅等を滅失若しくは破損したとき、これを建築若しくは大規模な修繕を行う場合、建築確認申請手数料を免除、又は減免する。

（4）資材の調達要請

市は、資材等が不足する場合は、県に要請し、調達の協力を求める。

（5）市営住宅の斡旋

市営住宅の空き家戸数を常に把握し、台帳等を常に整備しておき、災害時に空き家がある場合は、一時使用を認め入居を斡旋する。その場合は要配慮者等の同居世帯を優先とする。

2. 応急危険度判定の実施

大規模な地震により被災した建築物について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災建築物の被害状況を調査し、危険の程度の判定・表示を行う被災建築物応急危険度判定を行う。

市は、震災時における、被災建築物の応急危険度判定の迅速、かつ、的確な実施を図るため、体制の整備を図る。

(1) 活動体制

被災建築物応急危険度判定は、市長(本部長)が実施する。

被災建築物応急危険度判定に関する実務は、施設班が行う。

(2) 活動内容

① 応急危険度判定士の養成・登録

県は、「千葉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱」(平成7年10月制定)に基づき、建築士等の建築技術者に対し、被災建築物応急危険度判定に必要な建築技術を習得させるため講習会を開催し、応急危険度判定士(以下「判定士」という。)の養成に努めるとともに、判定士名簿の管理にあたる。

震災時には、判定士による被災建築物の応急危険度判定の迅速、かつ、的確な実施を図る。

② 実施体制の準備

市は、災害対策本部内に「応急危険度判定実施本部」を設置し、判定実施計画を策定するとともに、次の準備を行い、併せて県と協力し、判定に必要な資機材等の準備を行う。

表一 危険度判定の準備内容

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 担当区域の分担・ 判定基準等のマニュアルの準備・ 判定結果を表示する用紙の準備・ 危険度判定実施方法等の説明会の開催 |
|---|

③ 判定士の確保及び受入

ア 判定士の確保

施設班は、次の方法により判定士の確保を図る。

- (ア) 県への派遣要請
- (イ) 他市町村への派遣協力要請
- (ウ) 市内の建築士会等関係団体への要請
- (エ) 判定士ボランティアの募集

イ 判定士の受入

判定士の受入に際しては、宿泊場所、移動手段の確保等の準備を十分に行う。

④ 応急危険度判定実施の広報と実施

ア 実施の広報

施設班は、判定を実施するときは、住民に対し判定実施地域、判定の趣旨、作業の概要等を、防災行政無線、チラシ等により周知を図る。

イ 判定の実施

判定は2人以上のチームで目視点検により行う。なお、判定は避難所等になっている公共建物を優先する。また、判定は、「耐震建物等の被災度判定基準及び復旧技術指針、(財団法人日本建築防災協会)」に従う。

⑤判定による結果の表示

危険度の判定は、次の3区分で行う。判定結果については、被災建築物へ表示(判定別の3色判定ステッカーの貼付け)し、使用者等に注意を促す。

3段階による判定内容は、次のとおりである。

ア 危険(赤色)…… 建物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りが出来ない。

イ 要注意(黄色)…… 建物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

ウ 調査済(緑色)…… 建物の損傷が少ない場合である。

(3)被災建物の撤去・解体

被災建物の解体は、原則として建物の所有者の責任において行う。

ただし、大規模災害において特例措置として公費負担による解体を行う場合もあり、その手続きについては、国及び県の方針に従い実施する。

(4)被災宅地危険度判定制度の整備

市は、住民の安全確保を図るため、県及び建築関係団体と協力し、地震により被災した宅地等の二次災害を防止するための危険度判定体制を整備する。

①被災宅地危険度判定士の養成、登録

市は、建築関係団体と連携し、建築士等の建築技術者に対し県主催の危険度判定講習会等の研修会参加を通じて、被災宅地危険度判定士の養成、登録を推進する。

②実施体制の整備

市は、被災宅地危険度判定士受入れ体制の整備など実施体制の整備を図ることについて理解が得られるよう普及啓発に努める。

3. 罹災証明書の交付体制の確立

市は、遅滞なく被災者に罹災証明書を交付できるよう、住家等被害調査の担当者の育成、住家被害の調査や罹災証明書の交付担当部局と応急危険度判定担当部局との非常時の情報共有体制の確立、他の市町村等や民間団体との協定の締結など罹災証明書の交付に必要な実施体制の整備に努める。

県は、市町村の被害認定担当者のための研修会を開催するなど、市町村における実施体制の整備に必要な支援を行う。

また、被災時には、市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を

早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をする。また、被害の規模や被災市町村からの要請に応じ、職員の派遣による人的支援や他自治体からの応援調整を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じないように、被災市町村間の調整を図る。

第16節 ボランティアの協力

■計画方針

県及び市は、大規模震災時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施するものとする。

市災害ボランティアセンターについては、市社会福祉協議会が中心となって運営することとしており、千葉県社会福祉協議会と市社会福祉協議会では「千葉県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定」に基づき、「災害時における相互支援マニュアル」が整備されていることから、県及び市は、その運営を支援する。

1. ボランティアの受入れ

(1) 設置の協議

発災後の被害状況からボランティアの受け入れが必要と判断したときは、市社会福祉協議会と災害ボランティアセンターの設置を協議する。

(2) ボランティアの活動分野

ボランティアの活動内容については、災害時における支援活動マニュアル（南房総市社会福祉協議会版）のとおりとする。

2. ボランティアとして協力を求める個人、団体

災害時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は次のとおりとし、これらに積極的に協力を求めることとする。

(1) 個人

- ア 被災地周辺の住民
- イ 被災建築物応急危険度判定士
- ウ 被災宅地危険度判定士
- エ ボランティア活動の一般分野を担う個人
- オ その他

(2) 団体

- ア 日本赤十字社千葉県支部
- イ 千葉県社会福祉協議会及び市社会福祉協議会
- ウ 公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー
- エ 一般社団法人日本アマチュア無線連盟千葉県支部
- オ その他ボランティア団体・NPO法人等

3. ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ

常に災害時におけるボランティア活動の重要性を明らかにし、ボランティア活動の主体と

なる意識の保持を訴えるとともに、災害時には積極的な参加を呼びかける。

(1) 平時におけるボランティア意識の啓発

毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、県民にボランティア意識の醸成を図る。

また、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に実施する防災訓練や各種啓発行事に積極的にボランティア団体等の参加を求めることにより、その重要性を広報する。あわせて、住民やボランティア団体等の参加を得た実践的な防災訓練を実施し、災害時におけるボランティアの協力が円滑に得られるよう日ごろから連携の強化を図る。

「千葉県県民活動推進計画」に基づき、「ちば県民活動PR月間」等様々な機会を通じて、防災分野を含め「共助」の精神に基づく住民相互の助け合いや地域におけるボランティア活動の重要性についての県民の理解と活動への参加の促進を図る。

(2) 災害時における参加の呼びかけ

大規模な災害が発生した際には、インターネットやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や県及び県内市町村に加え、社会福祉協議会ボランティアセンターや市町村市民活動支援センター、ボランティア団体やNPO法人並びに近隣都県の社会福祉協議会、日本赤十字社各支部等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

なお、東日本大震災においては、特にホームページやブログなどのネットでの情報公開により電話などによる問合せを少なくできたことから、インターネットを利用した参加の呼びかけを推進する。

4. 災害時におけるボランティアの登録、派遣

災害の状況に応じた、より実地的なボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受付、登録は原則として発災後に実施することとし、県、市及び関係機関が十分な連携を図りながら迅速に対応する。

(1) ボランティア窓口の設置

災害が発生し、被災者の救援等のため災害ボランティアの支援が多数予想される場合には、社会福祉協議会にボランティア窓口を設置する。

表ーボランティア窓口の設置場所

南房総市社会福祉協議会 ボランティアセンター	千倉保健センター
	南房総市千倉町瀬戸 2705-6
	三芳柔剣道場
	南房総市谷向 83

備考：南房総市社会福祉協議会 南房総市谷向 109-1

TEL：0470-29-3729 FAX：0470-36-2261

(2) 市でのボランティアの登録

住民のボランティア希望者や直接現地へ来たボランティア希望者については、被災現地のボランティア窓口において受付を行い、災害対策活動に従事する。

(3) ボランティアの派遣

他市町村にボランティアを派遣する際には、県災害ボランティアセンターの指示を受けて、被災市町村と連絡のうえ、現地に派遣する。

(4) ボランティアニーズの把握

市は、被災現地における体制を整備し、ボランティアの需要状況の的確な把握に努める。

(5) 各種ボランティア団体との連携

福祉班は、県災害ボランティアセンターや市社会福祉協議会及び独自に活動するボランティア団体等と十分な情報交換を行い、密接な連携のもと効率的に救援救護を実施する。

(6) 感染症対策について

市災害ボランティアセンターは、感染症が懸念される状況においては、ボランティアの募集範囲は市町村域を基本とし、募集範囲を拡大する場合は被災地域の住民のニーズや意見などを踏まえ、関係団体と協議する。

5. ボランティアの受入れ体制**(1) 食事、宿泊場所の提供**

ボランティアについての食事や宿泊場所については、自己調達を基本とする。

(2) 活動拠点及び資機材の提供

市は、ボランティアの活動拠点として提供した施設に、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材について可能な限り貸出し、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。

(3) 活動費用の負担

ボランティアの活動に伴う経費は、その必要性に応じて、ボランティアを受入れる市が負担する。

(4) 保険の付与

ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、市は、市内で活動するボランティアの把握に努め、ボランティア保険の加入を活動の条件とする。

6. 日本赤十字社千葉県支部防災ボランティア養成・研修計画

日本赤十字社千葉県支部は、災害時の救援活動に参加・協力するボランティアを養成するため、資料編に示す「日赤千葉県支部ボランティア育成計画」に基づき研修・訓練を実施する。また、大規模災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティアの受付、連絡調整等を行う防災ボランティアリーダー(コーディネーター)の養成を進める。

資料編 p 84

日赤千葉県支部ボランティア育成計画の内容

7. 千葉県防災支援ネットワーク基本計画に基づく広域連携体制の確立

大規模な自然災害発生時における県外からの救援部隊(自衛隊等)、医療救護活動(DMAT等)、救援物資、ボランティアの受入れに当たっては、平成26年2月に策定した千葉県防災支援ネットワーク基本計画に基づき、円滑に受入れ、柔軟かつ迅速に広域応援体制を確立する。なお、広域防災拠点の選定手順、広域防災拠点の運営、関係機関との調整等災害応急対策を実行するための具体的な計画については、千葉県が別途作成し広域防災拠点の運用を図ることとなっている。

(1) 救援部隊

被災状況等に応じて、広域防災拠点に指定している施設から、救援部隊の受入れ施設を選定する。

(2) 医療救護

被災状況に応じて、災害医療本部が中心となり、広域防災拠点(災害拠点病院等)と連携し、県外からのDMATの受入れや重症傷病者の航空搬送等について調整する。

(3) 救援物資

平成25年1月に締結した「災害発生時等の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定」に基づき、民間物流事業者と連携のうえ、被災状況に応じて救援物資の受入れ先を選定し、物資の管理、市町村物資拠点への輸送を行う。

(4) 災害ボランティア

被害状況に応じて、県は広域災害ボランティアセンターを被災地域の近隣に設置する。当センターの運営は千葉県災害ボランティアセンター連絡会が行う。

第17節 労働力充足計画

■計画方針

災害応急対策の実施にあたり、応急対策上必要な労働力の確保に努め、市民生活等の回復、復旧に努める。

1. 実施体制

災害対策上必要とされる労働力の確保は、原則として各部で行う。

2. 実施方法

ア 災害応急対策は、原則としてそれぞれ自己の保有する労働力で実施する。

イ 市は、災害応急措置の実施において作業員等を必要とするときは、当該機関の所在地を管轄する公共職業安定所長に対し、求人の申込みにより人員の確保を図る。

第18節 ライフライン施設等の応急・復旧計画

■計画方針

電力施設、通信・放送設備については、事業者の定める計画に基づき、応急対策を行うとともに、速やかに復旧活動を行う。

1. 電力施設応急対策計画

電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、災害時には、感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、早期復旧による迅速な供給再開、感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害防止を重点に応急対策を推進する。

(1) 応急対策方法

災害時における応急対策は、次のとおりとする。

① 目的

台風、雪害、洪水、地震、塩害その他非常災害に際し、電力各施設の被害を最小にとどめるとともに、被害の早期復旧を図る。

② 非常態勢の組織

施設の管理者である東京電力パワーグリッド株式会社は非常災害対策本部（以下「本部」）を千葉総支社に置き、本部の下に総務班、広報班、情報班、工務復旧班、配電復旧班、建築復旧班、用地復旧班、通信班、給電班の9班を置く。また、木更津支社には非常対策支部を置く。

木更津支社 木更津市貝渕 3-13-40 電話 0438-55-5002

③ 組織の運営

非常体制が発令された場合は、本部及び支部を設け、非常災害に対処する各業務を実施する。

④ 非常対策前の対策

非常災害の発生するおそれのある場合は、非常体制の発令以前においては職制を通じ、発令以後は組織を通じて設備ごとに有効適切な予防対策を講じ、万全を期する。

⑤ 被害復旧対策

本部及び支部は、各設備の被害状況を速やかに掌握し、次の事項につき復旧計画を立てる。

- ア 復旧応援隊の必要の有無
- イ 復旧作業隊の配置状況
- ウ 復旧資機材の調達
- エ 電力系統の復旧方法を検討
- オ 復旧作業の日程
- カ 仮復旧の完了見込み
- キ 宿泊施設、食料、衛生対策等の手配

ク その他必要対策

⑥復旧順位

各設備の復旧順位は原則として、災害状況及び各設備の災害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから行う。

⑦復旧応援隊の組織及び運営

被害が多大で、当該非常対策本（支）部のみの工事力では早期復旧が困難な場合には、「復旧応援隊の運営」に基づき復旧隊を組織し、復旧作業にあたる。

⑧災害速報

災害及び復旧状況の連絡は、情報班が迅速に行い、概況の把握に努める。

(2) 災害発生時の対策

①各設備の運転保守について

ア 災害発生時といえども、需要家サービス並びに治安維持のため原則として送電を維持する。

イ 浸水、建物倒壊等により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合又は運転不能が予測される場合は、運転を停止し、関係機関に連絡するとともに、必要な措置を講じ待避する。なお、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。

②被害状況の収集、周知

一般的な、災害状況把握の遅速は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害の早期把握に努める。

ア 被害状況の収集

(ア) 本部

- ① 電話連絡が可能な場合は、各支部から状況報告を受け、速やかに被害全般を掌握する。
- ② 電話連絡が不可能な場合は、あらかじめ定められた方法によるほか、必要に応じて船艇、航空機等を利用して連絡に努めるとともに、自衛隊、警察、報道機関等による情報収集などあらゆる方法を講じて速やかに被害の全般を掌握する。

(イ) 支部

- ① 各支部は、災害発生後速やかに各設備の巡視を行い、被害状況の把握に努める。
- ② 被害が広範囲にわたり巡視困難な場合は、重要施設のみ巡視して適宜な方法により被害状況の把握に努める。

イ 被害状況の周知

(ア) 本部の情報班は、速やかに被害状況の全般を掌握し、新聞、テレビ、ラジオ、有線放送、PR車、ビラ等を利用し、その状況（被害数、復旧見込み等）の周知に努める。

(イ) 監督官公庁に報告あるいは連絡し、復旧作業に対する協力等を要請する。

2. 通信・放送施設応急対策計画

災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行ううえで必要不可欠なものである。これらの確保を図るため各機関において、必要な応急復旧対策を迅速に講じる。

(1) NTT東日本株式会社の通信施設災害対策計画

①活動体制

ア 災害対策本部等の設置

災害が発生した場合、その状況により千葉事業部に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策を実施できる体制をとる。

イ 情報連絡体制

災害の発生にともない情報連絡体制を確立し、情報の収集、伝達に当たる。なお、気象業務法に基づき気象庁から伝達される気象警報等の各種警報等について速やかに県、市に通報する。

②発災時の応急措置

ア 設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検を行う。

- (ア) 電源の確保
- (イ) 災害対策用無線機装置類の発動準備
- (ウ) 非常用電話局装置等の発動準備
- (エ) 予備電源設備、移動電源車等の発動準備
- (オ) 局舎建築物の防災設備の点検
- (カ) 工事用車両、工具等の点検
- (キ) 保有資材、物資の点検
- (ク) 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

イ 応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常等の事態の発生により、通信の疎通の困難、通信の途絶等の場合にも、最小限度の通信を確保するため、次の応急措置を行う。

- (ア) 通信の利用制限
- (イ) 災害時優先電話、警察・消防緊急通報回線の確保
- (ウ) 無線設備の使用
- (エ) 特設公衆電話の設置
- (オ) 非常用可搬型電話局装置の設置
- (カ) 回線の応急復旧
- (キ) 災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(web171)の提供開始

ウ 広 報

災害のため通信が途絶、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

- (ア) 通信途絶、利用制限の理由と内容
- (イ) 災害復旧措置と復旧見込時期
- (ウ) 通信利用者に協力を要請する事項
- (エ) 災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(web171)の提供開始

エ 応急復旧対策

通信回線の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。災害復旧工事については、次の工事を実施する。

- (ア) 電気通信設備を応急的に復旧する工事
- (イ) 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(2) 株式会社NTTドコモの通信施設災害対策計画

① 災害時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、その状況により、千葉事業部に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策を実施できる体制をとる。この場合、県、市及び各防災機関と緊密な連絡を行う。

イ 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

② 発災時の応急措置

ア 設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- (ア) 可搬型無線基地局装置、移動基地局車等の発動準備
- (イ) 移動電源車、発動発電機等の発動準備
- (ウ) 局舎建築物の防災設備等の点検
- (エ) 工事用車両、工具等の点検
- (オ) 保有資材、物資の点検
- (カ) 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

イ 応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になるか、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- (ア) 通信の利用制限
- (イ) 可搬型無線基地局装置、移動基地局車等の設置
- (ウ) 携帯電話・衛星携帯電話による臨時電話の設置
- (エ) 回線の応急復旧

ウ 災害時の広報

災害のため通信が途絶、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

(ア)通信途絶、利用制限の理由と内容

(イ)災害復旧措置と復旧見込時期

(ウ)通信利用者に協力を要請する事項

③応急復旧対策

災害により被災した通信回線の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。

災害復旧工事については、次により工事を実施する。

ア 電気通信設備等を応急的に復旧する工事

イ 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(3) KDD I 株式会社

KDD I 株式会社は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には東京本社に災害対策本部及び現地対策室等を設置し、現地と密接に連絡を取りながら各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。

災害の発生時には、局舎の点検をするとともに、中継局の停電対策のため、移動電源車の出動準備をする。

通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともに、一般住民を対象に災害用伝言板サービス及び災害用音声お届けサービスによる安否情報の伝達に協力する。

(4) ソフトバンク株式会社

ソフトバンク(株)では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その状況に応じた対策組織を設置し、各対策組織が緊密に連絡を取りながら機能を最大限に発揮して通信の確保と設備の早期復旧に努める。

また、災害発生時には、通信設備の点検をするとともに、通信の確保と早期復旧に必要な緊急保全車両の出動準備を行い、通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともに、一般県民を対象に災害用伝言板、災害用音声お届けサービス等による安否情報の伝達に努める。

(5) 楽天モバイル株式会社

楽天モバイル(株)では、災害が発生した場合は、防災業務計画に基づく対策組織を設置して被災の回復措置を講じ、基地局の損傷等が生じた場合は、移動基地局車や可搬型基地局を出動させ、被災地域での携帯電話やメールなどの通信手段を確保する。

また、携帯電話の通信・通話が集中し、輻輳が発生した場合は、電気通信サービスを一時的に規制することで一定の電気通信サービスを維持・確保するとともに、一般県民を対象に災害用伝言板による安否情報の伝達に努める。

(6) 日本郵便株式会社

応急措置は、以下のとおりとする。

- ア 被災地における郵便の運送及び集配の確保又はその早期回復を図るため、災害の状況に応じて、運送又は集配の経路及び方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設等の応急措置を講じる。
- イ 被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を行うため、被災により業務継続が不能となった郵便局の窓口についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、移動郵便局等による臨時窓口の開設、窓口支払い資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱い日の変更等の措置を講じる。

(7) 放送機関

地震が発生した場合は、放送機関は放送機能を確保した後、地震情報、災害の状況、防災活動等を迅速・正確・適切に伝え、被災者の不安・混乱の防止、防災対策の促進等に努める。また、法律に基づいて、市の要請による防災情報の伝達にあたる。

第4章 災害復旧計画

震災により被害を受けた市民が、安心した生活を取り戻せるように、経済的支援をはじめ、医療や雇用面における支援、さらに心のケア等を行うことによって、市民に自力復興心をもたせ、もって生活安定の早期回復を図る。

第1節 被災者の生活確保に関する計画

■計画方針

大規模災害時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、さらに地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図るため、関係防災機関と協力し民生安定のための被災者の生活確保に関する緊急措置を講じる。

1. 被災者に関する支援の情報の提供等

市は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後遅滞なく被災者に罹災証明書を交付するとともに、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成等被災者支援の公平で効率的な実施に努める。

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。また、被災者台帳を作成する市町村からの要請により、実施した支援について被災者に関する情報を提供する。

また、県は国及び市町村と連携し、被災者に対してブルーシートの設置や住宅修理を行う事業者を迅速に紹介するよう努める。

2. 生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策

市は、生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策のために次の措置を実施し、被災者の生活確保に努める。

- ア 価格及び需給動向の把握並びに情報を提供する。
- イ 関連業界への安定供給及び価格の安定に係る協力を要請する。

3. 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築

被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口を設置し、広く住民に広報する。

ア 市長は必要に応じ、市が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置する。

イ 市長は、被災者のための生活に関する相談所を設け、苦情又は要望事項等を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、広聴活動を実施する。

ウ 住民に対し、同報系防災行政無線、広報紙、掲示板等を活用し被災者支援や復旧に関する広報を行う。

エ 報道機関に対し、イと同様の発表を行う。

4. 租税の徴収猶予及び減免等(税務・会計班)

被災者に対し、地方税法及び市税条例に基づき、市税の納期限の延長、執行猶予及び減免等の緩和措置をそれぞれの実態に応じて、次の措置を適切な方法で実施する。

- ア 災害等による期限の延長
- イ 市民税の減免
- ウ 固定資産税の減免
- エ 軽自動車税の減免
- オ 国民健康保険税の減免

5. 災害見舞金等の支給(福祉班)

(1) 千葉県災害弔慰金の支給等に関する条例による支給

ア 災害弔慰金の支給

「千葉縣市町村災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

イ 災害障害見舞金の支給

「千葉縣市町村総合事務組合条例」に基づき、自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治癒後に精神又は身体に著しい障害がある住民に対して災害障害見舞金を支給する。

ウ 災害援護資金の貸付

「千葉縣市町村総合事務組合条例」に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しのために災害援護資金の貸し付けを行う。

資料編 p 129

災害見舞金等の支給額

(2) 市からの見舞金

- ア 対象：災害により住宅が全焼又は全壊した世帯
- イ 見舞金額：市社会福祉協議会から 10 万円

(3) 生活福祉資金の貸付

県が生活福祉資金貸付制度により、予算の範囲内で、同制度での災害援護資金の貸付を行うもので、その概要は以下のとおりである。

ア 貸付対象

低所得者世帯等のうち、他から融資を受けることができない者で、この資金の貸付を受けることによって災害による困窮から自立更生ができる世帯

イ 貸付金額

一世帯 150万円以内

ウ 据置期間

1 年以内

エ 償還期間

据置期間経過後7年以内

オ 利 子

連帯保証人を立てた場合は無利子

連帯保証人を立てない場合は年 1.5%

カ 保証人

原則連帯保証人必要。但し、連帯保証人を立てない場合も貸付可能

キ 償還方法

年賦、半年賦又は月賦

ク 申込方法

官公署の発行する被災証明書を添付し、民生委員・児童委員を通じ、南房総市社会福祉協議会に申し込む。

6. 被災者生活再建支援金の支給(救援班)

自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活再建することが困難な被災者に対し、被災者生活再建支援法に基づき支援する。

(1) 対象災害(自然災害)

対象となる自然災害は、次の項目に該当する場合である。

- ①災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- ②10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
- ⑤③又は④の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
- ⑥③又は④に規定する都道府県が2以上ある場合において、その自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口5万人未満の市町村にあっては2世帯以上)

(2) 制度の対象となる被災世帯

対象となる被災世帯は、上記(1)による自然災害により被害を受けた世帯で、次のいずれかに該当する場合である。

- ①住宅が「全壊」した世帯
- ②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯
- ④住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯(大規模半壊世帯)
- ⑤住宅が半壊し、相当規模の補修をしなければ居住が困難な世帯(中規模半壊世帯)

(3) 支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額（全壊・解体・長期避難・大規模半壊）	200万円	100万円	50万円
支給額（中規模半壊）	100万円	50万円	25万円

資料編 p 129

対象世帯別支給限度額

対象世帯別支給限度額（単身世帯）

(4) 支援金支給手続

支給申請は市に行い、提出を受けた市は申請書等の確認を行いとりまとめの上、県へ提出する。県は当該書類を委託先である（公財）都道府県センターへ提出し、申請書を受理した（公財）都道府県センターは支給決定等を行う。

（被災者支援法人として（公財）都道府県センターが指定されている。）

7. 中小企業への融資（商工班）

経営安定資金の融資対策を講じる。

(1) 市町村認定枠

ア 融資対象者

- ・激甚災害により被害を受けた者
- ・中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定を受けた者

イ 融資使途及び期間

- ・設備資金 10年以内
- ・運転資金 7年以内

ウ 融資限度枠 1 中小企業者 8,000万円以内

エ 融資利率 年 1.0%～1.4%（融資期間により異なる。）

(2) 一般枠

- ア 融資対象者
知事が指定する災害により被害を受けた者
- イ 融資使途及び期間
 - ・設備資金 10年以内
 - ・運転資金 7年以内
- ウ 融資限度枠 1 中小企業者 8,000万円以内
- エ 融資利率 年1.1%～1.7%（融資期間により異なる。）

(3) 激甚災害枠

- ア 融資対象者
激甚災害法の対象地域において直接被害を受けた方
- イ 融資使途
設備資金、運転資金
- ウ 融資限度額
1 中小企業者 8,000万円以内
- エ 融資期間
設備資金 10年以内、運転資金 7年以内
- オ 融資利率
年1.0%～1.4%（融資期間により異なる。）

(4) 高度化融資（災害復旧貸付）

既往の高度化事業の貸付を受けた事業用施設が災害による被害を受けた場合、または、災害による被害を受けた施設を復旧するに当たって新たに高度化事業を実施する場合に、優遇された貸付条件を適用

- ア 貸付期間
最長20年（うち据置期間3年以内）
- イ 貸付金利
無利子
- ウ 貸付割合
貸付対象事業費の90%以内

8. 農林漁業者への融資（産業班）

農林漁業者への融資は資料編に示す。

資料編 p 130～131

農林漁業者への融資

9. 被災事業主、被災求職者等への支援

国は、公共職業安定所に雇用相談の臨時又は特別窓口を開設し、国の対策の有効活用が図られるよう相談・援助を行う。

10. 保険料の減免(衛生・医療班)

被災した介護保険等の被保険者等に対し、必要に応じて、保険料の減免等の措置を講じ、被災者の負担の軽減を図る。

11. 罹災証明書の交付(税務・会計班)

被災者に対する支援措置を早期に実施するため、早期に罹災証明を交付する。

12. 義援金の受け付け・配分(税務・会計班、福祉班)

(1) 義援金の受け付け

税務・会計班は、県及び日赤千葉県支部と連携をとり、義援金受付窓口を設置し、受付記録を作成して保管の手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行する。被災者に配分するまでの間、市指定金融機関に義援金受入れ口座を開設し、保管する。

(2) 義援金の配分

福祉班は、義援金の配分にあたっては、義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災者世帯数、被災状況等を考慮して義援金の配分を決定する。

第2節 生活関連施設災害復旧計画

■計画方針

各ライフライン施設、農林業用施設又は道路・河川・港湾等の公共土木施設は、それぞれ都市生活及び生産の基盤であり、社会経済活動の基幹となるものである。これらの施設については、災害直後の応急復旧の後、社会全般が落ち着いた段階で将来計画も踏まえた施設等の復旧を行う。

1. 水道施設(安房郡市水道部)

応急復旧により最低限の給水が確保された段階で、水道事業の早期正常化を図るため総合的かつ計画的に施設の本復旧を進める。

(1) 復旧対策

復旧工事は、特に次の点に留意して進める。

- ア 取水・導水・浄水・送水・配水施設及び主要管路等の基幹施設について、最優先で復旧を行う。
- イ 復旧にあたっては、施設及び管路の耐震化を図る。
- ウ 管路は多系統化、ブロック化及びループ化を基本とし、断水リスクの低減を図る。
- エ 地域の計画的復興に伴い、必要な施設整備を行い、将来需要や地域構造の変化を踏まえた復旧を実施する。
- オ 資器材の不足に備え、広域応援や民間事業者との協定等を活用し、復旧作業を円滑に進める。

(2) 漏水防止対策

配水の正常化を図るため、早急に漏水防止対策を行う。

- ア 被災状況を踏まえ、計画的に漏水調査を実施する。
- イ 調査結果に基づき、漏水修理計画を作成し、次の点に留意して実施する。
 - この場合は次の点に留意する。
 - (ア) 漏水の多発している管路は布設替えを行う。
 - (イ) 修理体制を整備し、断水時間の短縮、住民への広報、保安対策に万全を期する。
 - (ウ) 広域的な管路損傷に備え、応援職員の受け入れや資材調達体制を確保する。

2. 電気施設(東京電力パワーグリッド株式会社)

原則として、人命にかかわる施設、対策の中核である官公署、市民の安心と生活の安定のために重要な報道機関、避難場所等の施設について優先的に復旧計画をたてるが、災害の状況、施設復旧の難易度を勘案し、電力供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

ア 火力発電設備

- (ア) 系統に影響の大きい発電所
- (イ) 局配負荷供給上必要な発電所

イ 送電設備

(ア)送電線路の復旧順位は次のとおりである。

- ①全回線送電不能の主要線路
- ②全回線送電不能のその他の線路
- ③一部回線送電不能の重要線路
- ④一部回線送電不能のその他の線路

ウ 変電設備

(ア)主要幹線の復旧に関する送電用変電所

(イ)都市部に送電する系統の送電用変電所

(ウ)重要施設に供給する配電用変電所

エ 通信設備

(ア)給電指令回線並びに制御・保護・監視回線

(イ)保守用回線

(ウ)業務用回線

オ 配電設備

病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、公官庁等の公共機関、避難場所、その他の重要施設への供給回線を優先的に送電する。

3. 通信施設(NTT東日本株式会社)

災害により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた順位に従って実施する。

資料編 p 132	回線の復旧順位
資料編 p 133	機関の復旧順位

4. 医療施設(衛生・医療班、医療機関)

医療施設は人命救護に係わる施設の中核であり、優先的に復旧計画を立てる。なお、被害の状況、復旧の難易度等を勘案し、復旧効果の大きいものから復旧を行う。

(1)被害状況の調査

ア 医療施設

イ 医療施設のインフラ施設

ウ 医薬品

これらの調査結果に基づき、被災した医療施設の修理復旧計画を、水道、電気、ガスなどの供給再開の優先順位を勘案しつつ作成する。

(2)復旧計画

復旧活動は医療・救護活動と並行して行われることが予想され、医師や看護師等医療従事者の指示のもとに、必要最低限のものから行い、状況に合わせて順次復旧効果の大きいものから進める。

また、医療品の調達は、原則として市内の医療品小売り業者から市長が一括購入する。

ただし、災害救助法が適用された場合には知事が行う。

5. 農林・水産施設(産業班)

(1) 農業用施設

農業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行う。特に公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のあるものは次のとおりである。

ア 用水施設

- (ア) 取水施設、用水路等の破壊、決壊で、これを放置すると農業用生産基盤に重大な影響を与えるもの
- (イ) 用水路護岸の破壊で、決壊のおそれがあるもの

イ 貯水施設

- (ア) ため池、ダム等の堤体の決壊又はそのおそれがあり、ため池、ダム等の下流の地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの
- (イ) 決壊したため池、ダム等を放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

ウ 道路施設

道路、橋梁等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

エ 排水施設

- (ア) 堤防の破壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの
- (イ) 護岸等の決壊で、破堤のおそれがあるもの
- (ウ) 被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

オ 地すべり防止施設

地すべり防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共用及び農業用施設に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

(2) 林業用施設

林業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行う。特に緊急に復旧を行う必要のあるものは次のとおりである。

ア 林道施設

林道施設の被災で、これを放置すると、林業生産基盤及び地域住民の生活用道路としての役割に重大な影響を与えるもの

イ 治山施設

治山施設(地すべり防止施設を含む)の被災で、これを放置すると、人家、公共用施設、道路等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

(3) 漁港施設

漁港施設管理者は、管理する施設が災害により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行う。特に公共性があり漁業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 海岸保全施設

- (ア) 堤防の決壊又はそのおそれがあるもの
- (イ) 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの
- (ウ) 護岸の全壊等で、これを放置すると著しい被害が生じるおそれのあるもの

イ 漁港施設

- (ア) 係留施設の破壊で、漁船の係留又は水揚げに重大な支障を与えているもの
- (イ) 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港交通施設による輸送が不可能、又は著しく困難であるもの(他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。)
- (ウ) 漁港の埋そくで、漁船の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの
- (エ) 外かく施設の破壊で、これを放置すると著しい被害を生じさせるおそれがあるもの

6. 公共土木施設(施設班)

(1) 道路施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路附属物が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うこととする。

復旧に当たっては、被害者の救護・救援活動や緊急物資の輸送に対処することを最優先に実施するものとし、公益占用物件等の復旧計画と調整のうえ行うものとする。

(2) 河川等

河川等の施設管理者は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行う。特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のあるものは次のとおりである。

ア 河川管理施設

- (ア) 堤防の決壊、護岸、天然河岸の破壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの
- (イ) 堤防の決壊又はそのおそれがあるもの
- (ウ) 河川の堤防護岸等の脚部の深堀れで、根固めをする必要があるもの
- (エ) 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの
- (オ) 護岸、床止、水門、ひ門、ひ管、排水機場又は天然の河岸の全壊又は決壊で、これを放置した場合には著しい被害を生じるおそれがあるもの

イ 地すべり防止施設

地すべり防止施設の被災で、これを放置した場合には、人家、公共施設等に被害を生じるおそれがあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれがあるもの

ウ 海岸保全施設

- (ア)堤防の決壊又はそのおそれがあるもの
- (イ)堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの
- (ウ)護岸、水門の全壊又は決壊で、これを放置した場合には著しい被害を生じるおそれがあるもの

エ 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊危険区域内の急傾斜地崩壊防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

7. 津波災害復旧・液状化によるライフライン復旧対策

津波は、堤防、防波堤、係留施設等の防護施設やそれらが決壊した場合の沿岸付近の家屋等を破壊するなど、甚大な被害を及ぼす。被災した防護施設については、次に来襲する津波に備え、速やかに復旧を行う必要があり、また、損壊家屋をはじめとする大量の災害廃棄物は、復旧作業に支障が生じることも想定されることから、県との連携により必要な対策を講じる。

また、液状化によりライフラインが被害を受けた場合は、震災直後の応急復旧の後、社会全般が落ち着いた段階で将来計画も踏まえた施設等の復旧を行うものとする。

第3節 激甚災害の指定に関する計画

■計画方針

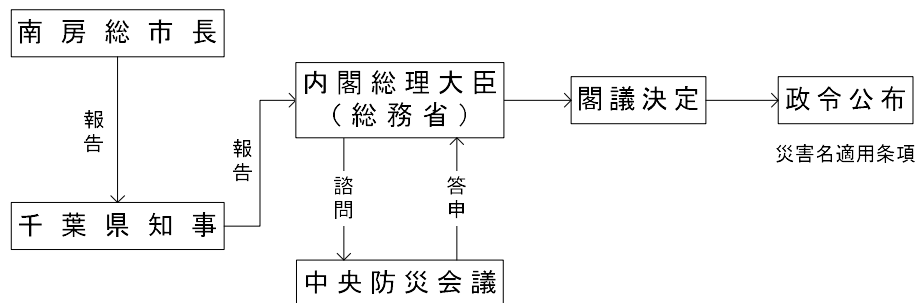
県及び市は、激甚災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号以下「激甚法」という。）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速、かつ、円滑に実施できるよう措置を講じる。

1. 激甚災害指定の手続き

大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、千葉県知事の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

図－激甚災害指定の流れ



(1) 激甚災害に関する調査報告

知事は、市の被害状況等を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係各部に必要な調査を行わせ、関係各部は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置を講じる。

このため市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

(2) 特別財政援助額の交付手続等

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出しなければならない。

2. 激甚災害に係る財政援助等

激甚法により財政援助等を受ける事業は資料編に示す。

資料編 p 134

激甚法により財政援助等を受ける事業

第4節 災害復興

■計画方針

災害からの復興事業を進めるため、東日本大震災の復旧復興に係る教訓等を踏まえ、災害復旧・復興本部の役割等について研究する。

1. 災害からの復興に関する基本的な考え方

国、県、市町村などの行政の施策(公助)や自分の身は自ら守る(自助)も重要であるが、大規模災害が発生し地域の復興を目指すためには、人と人との支え合い、地域の全ての主体が復興に向けて連携する(共助)ことなど、地域住民・企業・団体等の相互の連携、「絆」が重要である。

県では、平成23年3月に発生した東日本大震災は、被害が甚大であったことから、単なる原状回復である「復旧」ととどまらず、将来に向けて地域を活性化させる「復興」までを視野に取り組むこととし、復興に係る基本的な考え方や今後の施策の方向性を取りまとめた「千葉県震災復旧及び復興に係る指針」を作成しているが、今後起こりうる首都直下地震などの大規模災害に対応するため、この指針や県との連携を図りながら、災害復興の理念、事業内容に関する研究に努めることとしている。

2. 想定される復興準備計画

以下の復興計画を実効ある内容と住民の立場に立ったよりよいものにするためには、被災後の各方面からの復興調査が重要になってくる。この復興調査についても検討が必要であり、平成23年3月に発生した東日本大震災では、津波により太平洋岸の地域が、液状化により東京湾岸の埋立地や河川沿いの低地が大きな被害を受けるなど、地域の特性や被害の状況に応じた復興対策が重要となった。

また、各計画は、相互に関連しており、より効果的な復興を目指すためにも、事前に各方面からの研究、検討を行い、実災害に対応できるよう備えておく。

(1) 暮らしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策などの被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。

また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やPTSD等、被災者、被害者に対する心のケアの重要性の認識など健康・福祉面でのかめ細かい支援を向上させる。

(2) 都市の復興

壊滅的な被害を受けた都市の復興については、生活の基礎地盤となる都市(地域)社会の継続の必要性和都市(地域)機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れた、まちづくりを進める。

そのためには、迅速で将来を見越した被災地の建築制限、行政と市民とが協働した都市計画の策定を検討する。都市(地域)の特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、さらに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できるよう心がける。

(3) 住宅の復興

被災者が、生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は、被災者の自立を促すこととなり、復興の礎となる。被災者が自力での住宅再建を支援することを中心に、民間住宅の斡旋・補助、公的住宅の建設など多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。

(4) 産業の復興

地域の産業は、基幹産業のみならず、すべてにおいて地域の中心であり、地域の活力の源である。

その産業(事業者)が被災し、操業(営業)の停止を余儀なくされた場合、融資制度の活用などによる財政的な支援とともに、賃貸工場・店舗の提供などの措置を検討する。また、産業間を結ぶ流通、通信の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援する。

重要な産業である観光、農業、漁業などにおいても復興を支援する観点からの積極的な情報の発信、マイナスイメージを払拭するイベントの開催や宣伝など産業の復興を側面から支援する。

3. 復興対策の研究、検討

今後起こりうる大規模災害に対して、着実かつ円滑な復旧対策を実施するため、以下の東日本大震災に係る政策課題ごとの復興施策の方向性を参考にし、震災後の対策や活動内容について事前に検討し、定めておくものとする。

(1) 防災・危機管理体制の強化

- ア 防災対策の充実・強化
- イ 関係機関との連携強化
- ウ 地域コミュニティの活性化

(2) 災害に備えた保健医療福祉分野の体制の強化・充実

- ア 医療提供体制の整備
- イ 福祉サービス提供体制の整備
- ウ 健康の維持・増進、心のケア・地域支え合い体制の整備
- エ 子育て支援サービスの提供体制の整備

(3) 教育分野における防災体制の充実

- ア 教育施設の早期耐震化推進
- イ 防災教育の一層の充実
- ウ 学校における災害発生時の児童生徒等に対する支援の充実

(4) 農林水産業の再生と発展

- ア 農林水産業の生産力の強化と担い手づくりの推進
- イ 千葉県産農林水産物の魅力発信
- ウ 緑豊かで活力ある農山漁村づくりの推進
- エ 自然災害対策の推進

(5) 商工業・観光業等の再生と発展

- ア 商工業の再生及び成長支援
- イ 観光業の再生
- ウ 就労支援及び雇用創出の推進

(6) 地震・津波・液状化等の災害に強いまちづくり

- ア 安全なまちづくりの推進
- イ 公共土木施設の防災機能の強化
- ウ 交通ネットワークの機能強化
- エ 上下水道施設等ライフラインの機能強化

付

南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

1. 推進計画の目的

本章は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号（以下、この章において「法」という。））第5条第2項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進計画として、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助並びに時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項等を定め、地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、この章に記載のない事項は、第1編総則及び第2編地震・津波編によるものとする。

2. 定義

この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 後発地震

南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等の現象が発生した後、発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震をいう。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合に気象庁から発表される情報をいう。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合に、気象庁から発表される、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報をいう。

(4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除く。）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に、気象庁から発表される、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報をいう。

(5) 時間差発生等

先に発生した地震で大きな被害が発生した後、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が生じる場合その他の後発地震の発生をいう。

第2節 推進地域及び特別強化地域

法第3条第1項の規定により、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）として内閣総理大臣が指定する。

本県における推進地域は次のとおりである。

銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、九十九里町、横芝光町、一宮町、長生村、白子町、御宿町及び鋸南町（18市町村（平成26年3月31日内閣府告示第21号））

なお、法第10条第1項の規定により、推進地域のうち、南海トラフ地震に伴い発生する津波に対し、津波避難対策を特別に強化すべき地域を南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（以下、「特別強化地域」という。）として内閣総理大臣が指定しており、本県における特別強化地域は、館山市、南房総市及び鋸南町（3市町（平成26年3月31日内閣府告示第22号））である。

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

県、市町村ほか防災関係機関及び防災上重要な施設の管理者、県民、事業者等の処理すべき事務又は大綱については、資料編に示す「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」によるものとする。

資料編 p 1

防災関係機関等の処理すべき事務又は業務

第4節 関係者との連携協力の確保

1. 物資等の調達手配

物資等の供給体制については、第2編第3章第9節「救援物資供給活動」によるものとする。

2. 広域応援の要請

県は、市町村から応急措置実施のための応援要請があった場合には、職員の派遣や必要物資の提供等の応援を実施する。また、県で対処することが困難な場合には、国や他都道府県等関係機関に応援要請を行う。応援要請に関する事項は、第2編第3章第10節「広域応援の要請」によるものとする。

また、自衛隊への災害派遣要請に関する事項は、第2編第3章第11節「自衛隊への災害派遣要請」によるものとする。

なお、南海トラフ地震では被害が超広域に及び、従来の応援システムが機能しなくなることも考慮し、人的・物的資源の絶対的不足、発災直後の情報不足等を前提に、優先順位を付けて対処する。

3. 帰宅困難者への対応

県は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の呼びかけや、帰宅困難者等への速やかな情報提供、帰宅支援等を実施する。帰宅困難者対策に関する事項は、第2編第3章第13節「帰宅困難者等対策」によるものとする。

第 5 節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項**1. 津波からの防護**

県は、津波による被害を防止、軽減するための施設の整備、運用体制の確立に努めるものとする。また、津波により孤立が懸念される地域にあっては、ヘリコプターの役割が重要であることから、運用体制について検討する。

2. 津波に関する情報の伝達

津波警報等の伝達については、第 2 編第 3 章第 4 節「津波避難計画」によるものとする。

また、被害情報等の収集・報告の方法、防災行政無線の整備計画については、第 2 編第 3 章第 2 節「情報収集・伝達体制」によるものとする。

3. 避難対策等

住民等の自主的な避難行動及び市が行う避難誘導については、第 2 編第 2 章第 2 節「津波災害予防対策」及び同編第 3 章第 4 節「津波避難計画」、避難所の運営・安全確保については、第 2 編第 3 章第 3 節「地震・火災避難計画」による。特に要配慮者については、第 2 編第 3 章第 5 節「要配慮者の安全確保対策」によるものとする。

また、津波広報、教育、訓練については、第 2 編第 2 章第 2 節「津波災害予防対策」によるものとする。

4. 消防機関等の活動

(1) 市町村は、消防機関が津波からの円滑な避難の確保のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定める。

- ① 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- ② 津波からの避難誘導
- ③ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- ④ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

(2) 県は、市町村の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置をとるものとする。

- ① 津波警報・注意報・地震及び津波に関する情報等を、速やかに県防災行政無線により各市町村及び各消防機関へ伝達する。
- ② 緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整並びに消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握。

(3) 水防管理団体等は、地震が発生した場合、次の措置をとるものとする。

- ① 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡
- ② 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置

③ 水防資機材の点検、配備

5. ライフライン、通信、放送関係

(1) 水道施設

各水道事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管等の破損等による二次災害を軽減するための措置をとるものとする。

(2) 電気、ガス、通信

電気、ガス、通信事業者が行う二次災害防止のための広報の実施及び応急措置の内容については、第2編第3章第18節「ライフライン施設等の応急・復旧計画」によるものとする。

(3) 放送

放送事業者は、津波に対する避難が必要な地域の住民等に対して、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

また、県及び市町村と連携、協力して被害情報、交通情報、ライフライン関連情報、津波情報等、防災関係機関や地域住民等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるものとする。

放送事業者は、発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他被災防止措置を講じる。

6. 交通

(1) 道路

警察本部及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路として使用されることが想定される区間についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知するものとする。

(2) 船舶

在港船舶対策計画については、千葉県地域防災計画第2編第3章第7節「警備・交通の確保・緊急輸送対策」によるものとする。

(3) 鉄道

鉄道事業者は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間における運行の停止等の運行上の措置を講じるものとする。

(4) 乗客等の避難誘導

鉄道事業者等は、船舶、列車等の乗客や駅、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画をあらかじめ定めるものとする。

7. 市が管理又は運営する施設に関する対策

(1) 不特定多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、ホール、社会教育施設、社会福祉施設、病院、学校等の管理上の措置は次のとおりとする。

なお、具体的な措置については、施設ごとに第10節「南海トラフ地震防災対策計画」に準じた計画を策定するものとする。この場合において、安全確保対策に従事する者の避難に要する時間を十分確保した上で、必要な対策を実施するものとする。

①各施設に共通する事項

ア 津波警報等の来場者等への伝達

情報伝達に当たっては市町村の作成する津波避難計画マップ等を確認するとともに、次の事項に留意する。

- (ア) 来場者等が極めて多数の場合には、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討する。
- (イ) 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通規制状況等その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討する。

なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し伝達する方法を明示する。

イ 来場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消火用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなどの情報を入手するための機器の整備

②個別事項

ア 病院等

重症患者、新生児等の移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

イ 学校、職業訓練校、研修所等

学校等が市町村の定める津波避難対象地域にあるときは避難の安全に関する措置
学校等に保護が必要な生徒等がいる場合は、これらの者に対する保護の措置

ウ 社会福祉施設

重度障害者、高齢者等の移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部等がおかれる庁舎等の管理者は、(1)①に掲げる措置をとるほか、次に掲

げる措置をとるものとする。

- ①自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- ②無線通信機等通信手段の確保
- ③災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(3) 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

8. 迅速な救助

被災者の救助、救急活動等については、第2編第3章第7節「消防・救助救急・医療救護活動」によるものとする。

第6節 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項

1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

（1）南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

市は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行うものとし、その情報伝達の経路、体制及び方法について推進計画に明示するものとする。

2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

（1）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等

① 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等については、その機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達するものとし、その経路及び方法は、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」によるものとする。

② 市は、地域住民等並びに防災関係機関に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が正確かつ広範に伝達するものとし、その経路及び方法は、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」によるものとする。

この場合において、防災行政無線、緊急速報メール等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行いうるものとするよう留意するものとする。なお、地域住民等に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。

③ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の、市における災害対策本部等の設置、運営方法その他の事項については、第2編第3章第1節「災害対策本部活動」によるものとする。

④ 県及び市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努めるものとする。

（2）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

① 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとする。周知方法等については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」及び、同章第4節「津波避難計画」によるものとする。

② 市が行う周知については、テレビ及びラジオ等を活用するほか、同報無線による情報伝達を実施するものとする。この場合において、地域の自主消防組織やその他の公共的

団体等の協力を得るなどの多様な手段を用いるものとする。

なお、外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努めるものとする。

- ③ 市は、地域住民等からの問い合わせに対応できるよう、窓口等の体制を整備するものとする。
- ④ 市は、管轄区域内において、住民以外の者等に対しても南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通対策の実施状況等についての的確な周知を行い、これらの者に冷静かつ適切な対応を促すよう努めるものとする。

（３）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

- ① 災害応急対策の実施状況及び、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況の情報の収集体制については、第２編第３章第２節「情報収集・伝達体制」によるものとする。

この場合において、これらの情報が正確かつ迅速に災害対策本部等に集約するために必要な措置をとるものとする。

- ② 市は、災害対策本部等は、第２編第３章第２節「情報収集・伝達体制」により行うものとする。
- ③ 市は、避難状況等の災害応急対策に係る措置の実施状況の報告等については、それぞれ報告等の送受を行う班、報告等の対象となる事項等を具体的に明示するものとする。

（４）災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるＭ８．０以上の地震の発生から１週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後１週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

（５）避難対策等

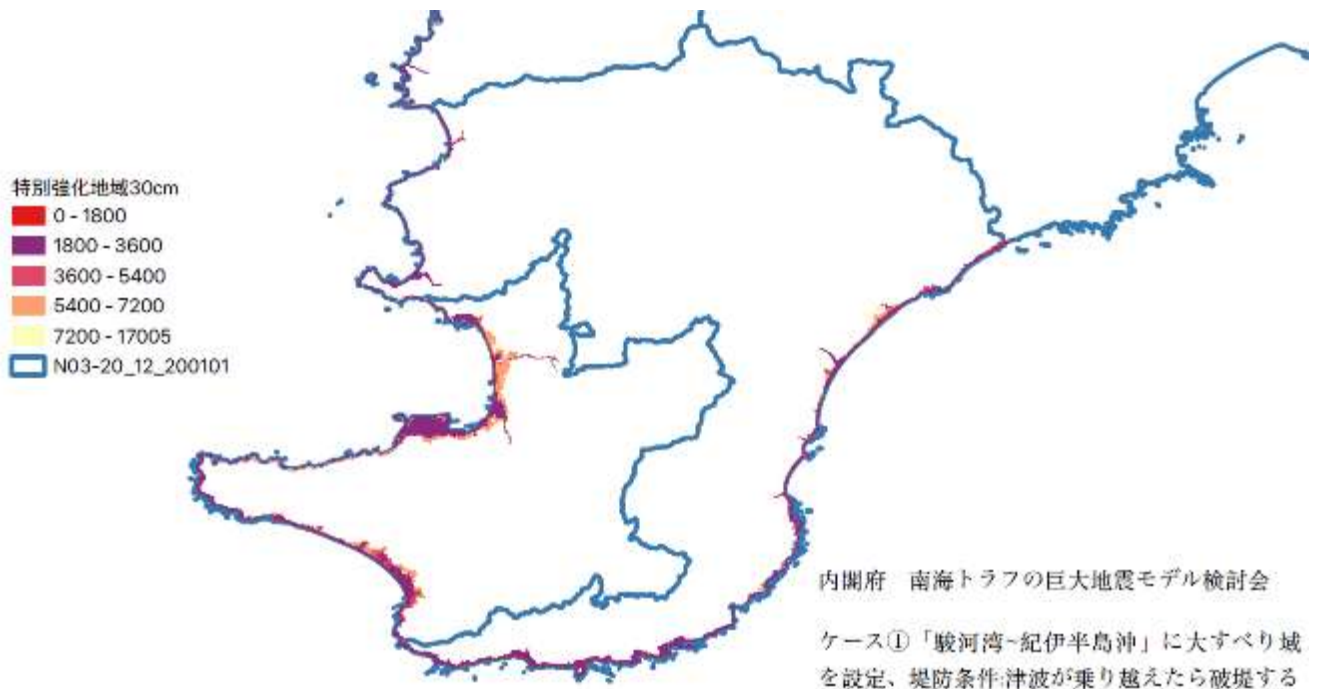
国からの指示が発せられた場合において、地域住民等が後発地震の発生からの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域として、市があらかじめ定めた地域を、「事前避難対象地域」という。

また、事前避難対象地域のうち全ての地域住民等が後発地震の発生に備え１週間避難を継続すべき地域として、市があらかじめ定めた地域を「住民事前避難対象地域」といい、事前避難対象地域のうち要配慮者等に限り後発地震の発生に備え１週間避難を継続すべき地域を、「高齢者等事前避難対象地域」という。

事前避難を検討する対象地域である「地震発生から３０分以内に３０ｃｍ以上浸水する地域」について、南海トラフの巨大地震モデル検討会資料によると、本市においては、３０分以内に３０ｃｍ以上浸水すると想定されている地域は、海浜等の海岸部のみであることから、事前避難対象地域等は設定しないものとする。

以下に、南海トラフ地震津波想定のうち、検討ケース①（駿河湾～紀伊半島沖）に「大すべり域＋超大すべり」域を設定）の３０ｃｍ以上の津波浸水図を示す。

図－30cm以上の津波浸水図（ケース①）



（６）関係機関のとりべき措置

① 消防機関等の活動

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等に関して講ずる措置につき、津波警報等の情報の的確な収集及び伝達を重点とし、その対策は第２編第３章第７節「消防・救助救急・医療救護活動」によるものとする。

② 警備対策

警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、第２編第３章第８節「警備・交通の確保・緊急輸送対策」に定めるところにより、犯罪及び混乱の防止等に関して必要な措置を講ずる。

③ 水道

県及び市は、飲料水等の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、第２編第３章第９節「救援物資供給活動」に定めるところにより、必要な飲料水等を供給する体制を確保するものとする。

④ 交通

ア 道路

（ア）警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとりべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。なお、車両の走行の自粛については、日頃から地域住民等に対する広報等に努めるものとする。

（イ）市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとし、

その方法については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」及び同章第4節「津波避難計画」によるものとする。

イ 船舶及び港湾

(ア) 市は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意するものとする。この場合においては、後発地震の発生に備えた海上輸送路の確保についても考慮するものとする。

(イ) 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、検討するものとする。

⑤ 市が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

ア 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において講ずる道路管理上の措置について、第2編第3章第8節「警備・交通の確保・緊急輸送対策」によるものとする。この場合において、市は、橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意するものとする。

イ 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、庁舎等公共施設のうち、後発地震の発生後における災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについて、その機能を果たすために、講ずる措置について、検討するものとする。この場合において、市は、非常用発電装置の準備、水や食料等の備蓄、コンピューター・システム等重要資機材の点検その他所要の措置を実施するための体制について、検討するものとする。

⑥ 県及び市が自ら管理又は運営する南海トラフ地震防災対策計画の対象となる施設又は事業に相当する施設又は事業に関する対策は本章第10節2(2)に準ずるものとする。

(7) 関係者との連携協力の確保

① 滞留旅客等に対する措置

ア 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとし、その内容については、第2編第3章第13節「帰宅困難者対策」によるものとする。

イ 市以外の計画主体で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の避難誘導及び保護を実施すべき機関が行う、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市町村が実施する活動との連携体制等の措置については、本章第10節2(2)に準ずるものとする。

3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、活動体制等

① 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等については、確実に情報が伝達するものとし、その経路及び方法等については第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」によるものとする。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、

伝達が確実に行われるよう留意するものとする。

- ② 市は、地域住民等並びに防災関係機関に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が正確かつ広範に伝達するものとし、その経路及び方法については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」によるものとする。この場合において、防災行政無線、緊急速報メール等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行いうるものとするよう留意するものとする。なお、地域住民等に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。
- ③ 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の災害対策本部等の設置、運営方法その他の事項について、第2編第2章第1節「災害対策本部活動」によるものとする。
- ④ 県及び市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努めるものとする。

（２）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

市は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項について、周知するものとし、その体制及び周知方法については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」及び同章第4節「津波避難計画」によるものとする。

（３）災害応急対策をとるべき期間等

県及び市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、本節中3「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項」に定めるところにより、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

（４）市のとるべき措置

- ① 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとし、その方針については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」及び同章第4節「津波避難計画」によるものとする。
- ② 市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

県、市町村及び防災関係機関は、南海トラフ地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、次の地震防災上緊急に整備すべき施設等について、計画的な整備を推進する。

1. 避難場所・避難施設、避難経路等の整備

避難所等に指定される公共・公用施設の耐震化を図るとともに、津波に対しては、最大クラスの津波にも対応できるよう整備に努める。

2. 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

市町村は、避難誘導や救助活動のための拠点施設、資機材、車両等の整備に努める。
県は、補助金の交付等消防防災施設の整備強化に努める。

3. 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

市街地において幅員6メートル以上の道路からホースが到達しない区域において、幅員6メートル以上の道路の整備に努める。

4. 延焼防止上必要な道路、公園、緑地等の整備

住宅密集地における延焼防止上必要な道路、公園、緑地、広場その他公共空地等の整備に努める。

5. 道路、緊急輸送道路、ヘリポート、港湾施設、漁港施設等

緊急輸送道路、ヘリポート、港湾施設、漁港施設等の輸送機能を確保するため必要な施設の整備に努める。

緊急輸送道路に指定されている県管理道路については、線形不良や隘路区間などの改善のため、必要に応じてバイパス及び拡幅整備等を推進する。港湾施設、漁港施設については、耐震強化岸壁の整備を推進する。

6. 共同溝、電線共同溝等

災害時のライフライン機能の維持を図るため、電線類の無電柱化やガス管、水管、下水道管等公益物件を地下に埋設する共同溝等の整備に努める。

7. 海岸保全施設等

津波被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設等の整備に努める。

8. 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等

避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要な砂防設備、地

すべり防止施設等の整備に努める。

9. 医療機関、社会福祉施設、学校等

県立病院その他の公的医療機関、休日・夜間診療病院等、社会福祉施設、公立学校、その他不特定多数の利用者がある施設の耐震化の促進に努める。

10. ため池

避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要な農業用ため池の改修、整備に努める。また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を促進する。

11. 地域防災拠点施設

災害時の応急対策活動の拠点となる庁舎等の耐震化、防災機能の強化等整備に努める。

12. 防災行政無線施設

災害時に迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民への情報伝達を行うため必要な防災行政無線等の整備に努める。

13. 備蓄施設等

飲料水、食料等を確保するため必要な備蓄倉庫、自家発電設備等の整備に努める。

14. 救助用資機材等の備蓄倉庫、救護設備等の整備

災害時の応急措置に必要な救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫の整備に努める。また、負傷者を一時的に収容、保護するための救護設備、その他応急措置に必要な設備等の整備に努める。

第8節 防災訓練計画

県、市町村及び防災関係機関は、関係機関及び自主防災組織等と連携強化を目的として、大規模な地震・津波を想定した防災訓練を年1回以上実施するものとする。

防災訓練の実施については第2編第2章第1節「防災意識の向上」及び同第2節「津波災害予防対策」によるものとする。

第9節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

県、市町村及び防災関係機関は、地震防災上の必要な教育及び広報の充実に努める。防災教育及び広報の実施については、第2編第2章第1節「防災意識の向上」及び同第2節「津

波災害予防対策」によるものとする。

なお、南海トラフ地震臨時情報についての防災教育及び広報は、次に掲げる事項によるものとする。

1. 県、市及び防災関係機関の職員に対する教育

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容並びにこれらに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2. 地域住民等に対する教育及び広報

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容並びにこれらに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

第10節 南海トラフ地震防災対策計画

第2節に定める推進地域に指定された地域内で、南海トラフ地震に伴い発生する津波により30cm以上の浸水が想定される区域において、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令」（平成15年政令第324号）第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者は、法第7条第1項の規定により次の事項を定めた対策計画を作成するものとする。

なお、作成義務が生じていない事業者についても、自主的に対策計画に準じた計画の作成に努める。

1. 津波からの円滑な避難の確保に関する事項

(1) 各計画において共通して定める事項

- ① 津波に関する情報の伝達等
- ② 避難対策
- ③ 応急対策の実施要員の確保等

(2) 個別の計画において定める事項

① 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定多数の者が出入りする施設を管理・運営する者

- ア 津波警報等の顧客等への伝達
- イ 顧客等の避難のための措置
- ウ 施設の安全性を踏まえた措置

② 石油類、火薬類、高圧ガス等製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者

津波が襲来したときに発生する可能性のある火災、流出、爆発、漏洩その他周辺の地域に対し影響を与える現象の発生を防止するため、必要な緊急点検及び巡視の実施、充填作業及び移替え作業等の停止その他当該施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施

③ 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業を運営する者

- ア 津波警報等の旅客等への伝達
- イ 運行等に関する措置

④ 学校、社会福祉施設を管理する者

避難場所、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

⑤ 水道、電気、ガス、通信及び放送事業関係

本章第5節5に準ずるものとする。

2. 時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

① 各計画において共通して定める事項南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

① 各計画において共通して定める事項

- ア 災害応急対策をとるべき期間等
- イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等
- ウ 工事中建築物等における安全確保上講ずべき措置

② 個別の計画において定める事項

ア 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設を管理・運営する者

（ア）病院や百貨店等については、原則として営業を継続するものとする。その際、個々の施設が耐震性・耐浪性を有する等安全性に配慮するものとする。南海トラ

フ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、顧客等に対し、当該南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する方法を対策計画に明示するものとする。

（イ）病院における患者等の保護等の方法については、個々の施設の耐震性・耐浪性を十分考慮して、その内容を対策計画に明示するものとする。

イ 石油類、火薬類、高圧ガス等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者

（ア）津波が襲来したときに発生する可能性のある火災、流出、爆発、漏洩その他周辺の地域に対し影響を与える現象の発生を防止するため、必要な緊急点検及び巡視の実施、充填作業及び移し替え作業等の停止その他施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施等に関する事項について、その内容を定め、対策計画に明示するものとする。

（イ）この場合、定めるべき内容は、当該施設の内外の状況を十分に勘案し、関係法令等に基づき社会的に妥当性があるものであるとともに技術的に妥当といえるものとする。また、実際に動員できる要員体制を踏まえるとともに、作業員の安全確保を考慮した十分な実行可能性を有するものとする。

（ウ）後発地震による津波の発生に備えて、施設内部における自衛消防等の体制として準備すべき措置の内容、救急要員、救急資機材の確保等救急体制として準備すべき措置の内容を対策計画に明示するとともに、必要がある場合には施設周辺地域の地域住民等に対して適切な避難等の行動をとる上で必要な情報を併せて伝達するよう事前に十分検討するものとする。

ウ 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業を運営する者

（ア）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の旅客等への伝達

（イ）運行等に関する措置

（ウ）（イ）の結果生ずる滞留旅客等に対する措置

エ 学校、社会福祉施設を管理・運営する者

（ア）幼稚園、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法について、対策計画に明示するものとする。この場合において、学校の置かれている状況等に応じ、児童生徒等の保護者の意見を聴取する等、実態に即した保護の方法を定めるよう留意するものとする。

（イ）社会福祉施設においては、情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の耐震性・耐浪性を十分考慮してその内容を定め、対策計画に具体的に明示するものとする。

オ 水道、電気、ガス、通信、放送事業関係

（ア）水道

水道事業については、本章第6節2（6）ウに準ずるものとする。

（イ）電気

電力事業者は、電気の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎

となるべきものであることから、必要な電力を供給する体制を確保することについて、対策計画に明示するものとする。

(ウ) ガス

- a ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、ガスの供給を継続するものとする。このため、ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保することについて、対策計画に明示するものとする。
- b ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を対策計画に明示するとともに、後発地震の発生に備えて、緊急に供給を停止する等の措置を講ずる必要がある場合には、これを実施すべきこと及びその実施体制を明示するものとする。

(エ) 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠であることから、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等の措置の内容を対策計画に明示するものとする。

(オ) 放送

- a 放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。この場合において、放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとし、その内容を対策計画に明示するものとする。
- b 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、放送事業者は、各計画主体と協力して、推進地域内の地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。また、推進地域外の地域住民等に対しても、交通に関する情報、後発地震の発生に備えた準備等、冷静かつ適切な対応を促すための情報の提供に努めるよう留意するものとする。

なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努めるものとする。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

① 各計画において共通して定める事項

- ア 災害応急対策をとるべき期間等
- イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の周知等
- ウ 関係機関のとるべき措置

3. 防災訓練に関する事項

4. 地震防災上必要な教育及び広報